

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(6)親等による子どもの権利保障の支援 親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。	⑫ 親等の子どもの権利への理解と関心が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。	17条		108		保育園だより	<p>■目的・目標：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図るため、各種情報提供を行います。</p>	入所時の保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等に市民文化局人権・男女共同参画室が作成するパンフレット等の配布・説明を行うなどし、子どもを養育する保護者らの「子どもの権利」に対する意識づけや理解の促進を行いました。	入所時の保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等に市民文化局人権・男女共同参画室が作成するパンフレット等の配布・説明を行うなどし、子どもを養育する保護者らの「子どもの権利」に対する意識づけや理解の促進を行いました。	入所時の保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等に市民文化局人権・男女共同参画室が作成するパンフレット等の配布・説明を行うなどし、子どもを養育する保護者らの「子どもの権利」に対する意識づけや理解の促進を行いました。	保護者や地域の方に向け、子どもの権利に対する各種情報提供を行い、子どもの権利についての意識の向上を図りました。	C	こども未来局	運営管理課
				109		保育園における子どもの権利の意識を高めるための機会づくり	<p>■目的・目標：利用者（保護者）に対して保育方針や子どもの権利保障への取組等について説明を行い、意見を伝える機会を持ち、利用者の意見を取り入れた保育運営を推進します。</p> <p>■事業概要：保護者に対しては懇談会を通じて、子どもの権利の啓発を行い、保育園職員については、研修を通じて啓発を行います。</p>	入所時等の保育説明会の際に、保育方針や子どもの権利保障の取組等に関する説明を行いました。保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。また、定期的に開催される保護者役員会において、意見申出の方法を紹介したり、集約した意見の紹介を行うなどしました。	入所時等の保育説明会の際に、保育方針や子どもの権利保障の取組等に関する説明を行いました。保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。また、定期的に開催される保護者役員会において、意見申出の方法を紹介したり、集約した意見の紹介を行うなどしました。	入所時等の保育説明会の際に、保育方針や子どもの権利保障の取組等に関する説明を行いました。保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。また、定期的に開催される保護者会等において、意見申出の方法を紹介したり、集約した意見の紹介を行うなどしました。	保護者に対して保育方針および子どもの権利保障への取組等について説明を行い、保護者からの意見を出せる機会を持ち、意見を取り入れた保育運営を行いました。	C	こども未来局	運営管理課
				110	2	子どもの権利に関する条例のパンフレットやパネル等による広報（再掲）	<p>■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の生徒や子育て施設の児童及び職員に川崎市子どもの権利条例を周知し、理解を深めます。</p> <p>■事業概要：条例理解のためのパンフレット等の小学校、中学校、高校を通じた児童生徒への配布や、各種親子向けイベントで条例説明等でのパネルの出展などにより、子どもやその保護者に子どもの権利についての認識を深めてもらいます。</p>	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校全児童に75,506部一斉配布しました。また、条例パンフレットを中学校、高等学校の全学級及び保育園等、市内子育て関連施設817か所に10,175部を配布し、子どもの権利の広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布にあたっては校長会にて子どもの権利について説明しました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校全児童に77,114部一斉配布しました。また、条例パンフレットを中学校、高等学校の全学級及び保育園等、市内子育て関連施設817か所に13,689部を配布し、子どもの権利の広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布にあたっては校長会にて子どもの権利について説明しました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校全児童に81,890部一斉配布した他、条例パンフレットを中学校、高等学校の全学級及び保育園等の市内子育て関連施設に15,347部を配布し、子どもの権利の広報・啓発を行いました。パンフレット等の一斉配布にあたっては事前に校長会にて子どもの権利について説明を行いました。	毎年同時期に配布することで「かわさき子どもの権利の日」を意識する良い機会となっています。また小学校就学のタイミングでも配布するようにしたことによって保護者に対して改めて子どもの権利を知らせることにもつながり、認知度が高まっています。子どもだけでなく一般市民向けにも広く子どもの権利について関心を持ってもらうための効果的な広報の仕方を検討する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
				111	37	子どもの権利に関する学習等への支援（再掲）	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする」と定められた条文を具現化するために、学習等への支援を実施します。</p> <p>■事業概要：市民や市民グループ等による学習会・研修会等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。</p>	市民館での平和・人権学習などの機会、子ども会議合等、子どもの権利に関する条例の理解を深めることを中心とした内容で、講師として直接向いて広報・啓発を行いました（延べ22回917人）。直接講師として講話する以外にも、市民団体が市民企業事業を実施する際に、パンフレット等を提供し、延べ2,096部配布し活用してもらいました。	市民団体が市民企業事業を実施する際のほか、子どもの権利に関心の深い市民や市民団体が自主的に研修等を実施する際に、パンフレット等を提供し、延べ5,198部配布し活用してもらいました。	市民団体が市民企業事業を実施する際のほか、子どもの権利に関心の深い市民や市民団体が自主的に研修等を実施する際に、パンフレット等を提供し、延べ5,948部配布し活用してもらいました。	市民向け（市職員以外の民間職員を含む）の派遣講師が定着してきて、子どもの権利に関する関心が深まり、理解して子どもに関わる必要性が伝わっているようです。また、派遣講師以外にも区の子育てフェスタや関係部署を通じた資料配布もしたことで学習の機会に繋がりました。市民の学習機会がさらに増えるように市民団体や各区保育総合支援担当とも連携し広報していく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
				112	8	家庭・地域教育学級、家庭教育推進事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの健全な成長と子どもの権利の理解促進をめざします。</p> <p>■事業概要：教育文化会館や市民館及び学校において、子どもの理解や親の役割及び家庭環境や社会環境をめぐる諸問題についての学習機会の提供や啓発のためのイベント等を実施します。</p>	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けて支援を行い、163校で開催しました。また、教育文化会館や市民館で「家庭・地域教育学級」を行いました。更に、企業との連携による家庭教育事業を実施しました。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、163校で開催しました。また、教育文化会館や市民館で「家庭・地域教育学級」を開催しました。更に、企業等との連携による家庭教育事業を実施しました。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、162校で開催しました。また、教育文化会館や市民館で「家庭・地域教育学級」を開催しました。更に、企業等との連携による家庭教育事業を実施しました。	子どもの理解が深まり、親や家庭の役割を考えるとかけになりました。「子どもの権利」に関連して：子どもを理解するに当たっては、子どもに権利があることを知ってもらうことを心がけました。家庭教育は全ての出発点であることから、既存事業に参加できない家庭へのアプローチを続ける必要があります。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
113		PTA活動研修（教育文化会館・市民館）	<p>■目的・目標：子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の活性化をめざします。</p> <p>■事業概要：各学区や行政区の特色を活かしながら、PTA活動の更なる活性化をともに考える研修を行います。</p>	PTA活動における各委員会の役割を考え、各校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、2800名が参加しました。	PTA活動における各委員会の役割を考え、各校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、2,590名が参加しました。	PTA活動における各委員会の役割を考え、各校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、延べ2258名が参加しました。	PTA活動への理解を深め、各学校でのPTA活動を支援することができました。「子どもの権利」に関連して：題材として取り上げなかったが、常に意識をして取り組みました。課題：PTA役員は単年度で交代していくため、継続して支援を行う必要があります。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課				
114	9 106	平和・人権学習（再掲）	<p>■目的・目標：平和や人権の尊重、子どもの権利に関する理解促進をめざします。</p> <p>■事業概要：教育文化会館や市民館において、共に生きる地域社会の創造をめざして、学習事業を実施します。</p>	戦争、LGBT、子どもの貧困、子どもの権利などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を12講座開催し、延べ1,180名が参加しました。	障がい者・女性・子どもの権利、戦争、平和などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を12講座開催し、延べ1070名が参加しました。	障がい者、外国人、戦争、LGBT、平和などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を13講座開催し、延べ1230名が参加しました。	子どもを含めた人権の尊重に関する学習を行い、共に生きる地域社会の創造に務めました。「子どもの権利」に関連して：子どもの権利条例の存在を知ってもらい、子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。引き続き、平和や人権等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課				

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括 (成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課							
(6)親等による子どもの権利保障の支援	⑫ 親等の子どもの権利への理解と関心が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。	17条		115	11	子どもの権利に関する週間(再掲)	<p>■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進するとともに子どもの権利の理解を地域に広めます。</p> <p>■事業概要：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校においては権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開します。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました。(年4回、延べ712人参加)「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、権利学習資料等を活用した学習を実施しました。また、「子どもの権利に関する週間」において、道徳、学級活動等の授業公開を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ712人参加)。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生*共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ670人参加)。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生*共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生*共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、子どもだけでなく、保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。</p> <p>各学校において、取組状況に違いがあるため、情報共有を行い、さらに取り組みやすくするための検討が必要です。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室							
							(7)子どもの養育の支援	⑬ さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。	18条	116		かわさき子育てガイドブック	<p>■目的・目標：親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。</p> <p>■事業概要：妊産期から子どもが青少年期に至るまでの様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子育てガイドブックを作成、配布することにより、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図ります。</p>	<p>子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子育てガイドブックに川崎市子どもの権利に関する条例のページを加え、26,500部作成しました。母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りました。</p>	<p>子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子育てガイドブックを26,500部作成しました。母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りました。</p>	<p>子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子育てガイドブックを20,500部作成しました。母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りました。</p>	<p>子育てガイドブックの作成及び配布により、子ども・若者に関する様々な事業や制度についての情報を提供し、各事業の利用を促進することができました。</p> <p>市民の方にとって、より分かりやすく読みやすい子育てガイドブックの構成や、より多くの方に知ってもらうための広報等について検討します。</p>	C	こども未来局	企画課	
													子育て情報誌の発行(川崎区)	<p>■目的・目標：子育て世帯や日本語を母語としない保護者等に、子育て情報を提供し、安心して子育てができるよう支援を行います。子育て情報誌により、子育て情報を提供することで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるようになります。</p> <p>■事業概要：川崎区の子育てに関する情報誌「さんほみち」(外国語版を含む)等の発行を行います。</p>	<p>川崎区の子育て情報誌「さんほみち」及び6か国語版「さんほみち」を発行し、子育て世帯等に、子育てに関する制度等情報提供を効果的に行うことができました。(「さんほみち」5,000部、6か国語版「さんほみち」各100部)</p>	<p>川崎区の子育て情報誌「さんほみち」及び6か国語版「さんほみち」を発行し、子育て世帯等に、子育てに関する制度等情報提供を効果的に行うことができました。(「さんほみち」2,500部、6か国語版「さんほみち」各100部)</p>	<p>川崎区の子育て情報誌「さんほみち」及び6か国語版「さんほみち」を発行し、子育て世帯等に、子育てに関する制度等情報提供を効果的に行うことができました。</p>	<p>川崎区の子育て情報誌「さんほみち」及び6か国語版「さんほみち」を発行し、子育て世帯等によって、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援を行いました。</p> <p>市で発行している子育て情報誌と内容が重複している部分もあることから、掲載内容の整理を行う等、より効果的な情報提供に向けて取り組みます。</p>	C	川崎区役所	地域ケア推進課
														かわさき区子ども子育てページ	<p>■目的・目標：ホームページにより、身近な子育て情報を速やかに発信し、子育て情報入手の利便性を高めます。子育てに関する多様な情報を速やかに提供することで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>■事業概要：相談事業、イベントなど区内の子育て・子育てに関する身近な情報を発信します。</p>	<p>ホームページの更新による情報発信(随時更新)で、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関する身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯の子育て情報の入手を円滑にしました。</p>	<p>ホームページの更新による情報発信(随時更新)で、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関する身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯の子育て情報の入手を円滑にしました。</p>	<p>ホームページの更新による情報発信(随時更新)で、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関する身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯の子育て情報の入手を円滑にしました。</p>	<p>ホームページの更新による情報発信(随時更新)で、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関する身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯の子育て情報の入手を円滑にしました。</p> <p>核家族や共働き家庭の増加、また転入等による環境の変化で育児や子育ての孤立化に悩む保護者が増えている中で、子育てに関する情報のより効果的な発信が行えるよう取り組みます。</p>	C	川崎区役所
子育て情報誌の発行(幸区)	<p>■目的・目標：子育て中の世帯が孤立することなく、安心して子育てできるよう幸区内を中心とした地域子育て情報を掲載した幸区子育て情報誌「おこさまっぶさいわい」を発行します。</p> <p>■事業概要：子育て支援団体や区民が編集委員となり、室内や外遊びの場、相談・交流の場等の情報を「おこさまっぶさいわい」に掲載し、区役所窓口等で配布することで、地域に根差した子育て情報の提供を行います。</p>	<p>子育てグループや関係団体(計19名)の委員による編集会議を開催し、子育て中の親が必要としている情報をより読みやすくするために工夫等構成や掲載する内容の検討を行い、制度など改正により修正を加え、2017年度版を5月に発行しました。</p>	<p>前年度からの編集会議(子育てグループや関係団体(計17名)の委員)での意見を踏まえ、大改訂した2019年度版を5月に発行しました。また、地域の企業等による広告収入を活用したお出かけ版のおこさまっぶさいわいを新たに発行しました。テレビ、新聞、タウンニュースなどに上げられ、プロモーションの強化を図りました。2022年度大改訂版の発行に向け、現役子育てママなどが委員となる編集会議を3回開催しました。</p>	<p>子育てグループや関係団体の委員から構成される編集会議での意見を踏まえ、おこさまっぶさいわいを発行しました。令和元年度には、大改訂版を発行し、様々なメディアに取り上げられるなど、子育て中の保護者への必要な情報の普及強化ができました。</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化に応じて、必要な情報を提供できるよう、編集会議での意見を踏まえ、おこさまっぶさいわいを発行し、子ども・子育て支援に必要な情報提供を継続していく必要があります。</p>	C	幸区役所	地域ケア推進課														
こども情報ネットワークさいわい	<p>■目的・目標：子育て支援団体が連携し、地域全体で子育てを応援するため、子どもや保護者が地域とのかかわりを持つ場や機会等を提供する「こども情報ネットワークさいわい」を発行します。</p> <p>■事業概要：子育て支援機関、団体が編集会議を行い、地域でのイベント情報や、取組の紹介等主に学齢期の子どもに関する情報をひとつにまとめ、年3回発行、配布します。</p>	<p>子育て支援機関・団体9団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持つイベントや情報等掲載内容を検討し、こども情報ネットワーク31号、32号、33号を各号11,200部(延べ33,600部)7月、10月、12月に発行しました。</p>	<p>子育て支援機関・団体9団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持つイベントや情報等掲載内容を検討し、こども情報ネットワーク34号、35号、36号を7月、10月、12月に発行しました。</p>	<p>子育て支援機関・団体9団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持つイベントや情報等掲載内容を検討し、こども情報ネットワーク37号、38号、39号を7月、10月、12月に発行しました。</p>	<p>子育て支援機関・団体が連携し、子どもや保護者が地域とのかかわりを持つ場や機会等を提供する「こども情報ネットワークさいわい」を年3回発行しました。</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化に応じて、必要な情報を提供し、子ども・子育て支援に必要な情報提供を継続していく必要があります。</p>	C	幸区役所	地域ケア推進課													
絵本の読み語りカレンダーの発行	<p>■目的・目標：区内子ども関係施設・保育所を利用し、親子のふれあいの場、学びの場、交流の場として絵本読み語りを実施し、地域の子育てのなかの親子の安全安心な居場所づくりと、健全な親子関係や豊かな心の育成を目指します。</p> <p>■事業概要：「読み語りタイム」を発行し、区内の保育園で実施している絵本の読み聞かせの予定や、認可保育園、園庭開放や行事、相談事業、子育てのアドバイス等、様々な子育て情報を提供します。</p>	<p>公営保育園7園、民営認可保育所23園地域子育て支援センター7か所、こども文化センター6か所等900回実施。10,460名の参加がありました。在園児時と関わり、遊びを楽しみ、親同士が関わる姿もあり居場所や交流の場になっています。</p>	<p>公営保育園7園、民営認可保育所23園、地域子育て支援センター7か所、こども文化センター6か所等毎月実施し、約12,000名の親子の参加がありました。在園児との関わりや、親同士が関わる姿もあり居場所や交流の場となっています。また、前月の読み語りの様子を絵本読み語りカレンダーに掲載することなど、気軽に参加できるようにチラシを工夫しました。</p>	<p>公営保育園6園、民営認可保育所23園、地域子育て支援センター7か所、こども文化センター6か所等毎月実施し、13,463名の親子の参加がありました。在園児との関わりや、親同士が関わる姿もあり居場所や交流の場となっています。また、前月の読み語りの様子を絵本読み語りカレンダーに掲載することなど、気軽に参加できるようにチラシを工夫しました。</p>	<p>ホームページや毎月発行のチラシを工夫して、子育て世帯の親子が参加しやすいように、「読み語りタイム」を発行し、区内の保育園で実施している絵本の読み聞かせの予定や、認可保育園、園庭開放や行事、相談事業、子育てのアドバイス等、様々な子育て情報を提供しました。</p> <p>今後は、より利用者を増やすため、広報を充実させていきます。</p>	C	幸区役所	保育所等・地域連携担当													

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑬ さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。	18条		122		子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね!」の発行(幸区)	<p>■目的・目標：区内のイベント情報を定期的にカレンダー形式にして、地域の親子がイベントに参加しやすい情報を提供します。</p> <p>■事業概要：区内の子育て関連施設の情報をまとめて月1回発行する。また、同時にホームページにも掲載し、子育てに関する情報を広く提供します。</p>	毎月2,000枚、年間24,000枚発行し、ホームページにも掲載しています。幸区の子育て家庭には広く浸透し、発行を心待ちにしている姿があり、地域の子育てを支援するツールとして有効に活用されています。	毎月2,000枚を発行し、11月からは、認可保育所等には、データ配信とし、また、検診時に来る区民には、大判の印刷をしたものを会場に貼り出すとともに、ホームページやQRコードの周知に努め、パソコンやスマートフォンで瞬時に情報が得られるようにすることにより、発行部数を削減したが、情報については、より区民サービスが向上するように改善しました。	毎月発行し約800枚、区内の子育てイベントがわかるようになりました。また、検診時に来る区民には、大判の印刷をしたものを会場に貼り出すとともに、ホームページやQRコードの周知に努め、パソコンやスマートフォンで瞬時に情報が得られるようにすることにより、区民サービスが向上するように改善しました。	区内のイベント情報を定期的にカレンダー形式にして、地域の親子がイベントに参加しやすいよう工夫して適切な情報提供をしました。また、1歳6か月健診や3歳健診等でも、QRコードの周知を図りました。	C	幸区役所	保育所等・地域連携担当
				123	子育て情報誌の作成事業(中原区)	<p>■目的・目標：中原区は子育て世帯の転入が多く、地域に馴染みがない中で子育てしている方が増加しています。こうした方が地域で孤立すること無く、子育てを円滑かつ充実したものにしたいため、子育て中の世帯に向けて多種多様な子育て関連情報を効果的に提供します。</p> <p>■事業概要：子育て情報誌「このゆびとーまれ!」中原区子育て情報ガイドブックの発行とそれに連動したホームページの運営を行うほか、子育て関連のタイムリーな情報を掲載した「子ネット通信」を区民協働で作成・発行します。</p>	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびとーまれ」の改訂版を8,000部、子ネット通信を年6回各8,000部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを7,000部発行しました。そのほか、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉やイトーヨーカ堂武蔵小杉駅前店と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペースにおいて中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどして、様々な媒体での広報を行いました。	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびとーまれ」の改訂版を9,000部、子ネット通信を年6回各9,400部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを10,000部発行しました。そのほか、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉やイトーヨーカ堂武蔵小杉駅前店をはじめとした商業施設や地域の小売店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどして、様々な媒体での広報を行いました。	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびとーまれ」の改訂版を9,000部、子ネット通信を年6回各9,400部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを10,000部発行しました。そのほか、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉やイトーヨーカ堂武蔵小杉駅前店をはじめとした商業施設や地域の小売店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどして、様々な媒体での広報を行いました。	中原区は出生数、子育て中の世帯の転入が増加していることから、こうした区民が地域で孤立することのないように区内の子育て関連情報を効果的に取りまとめた冊子や通信を配布することで中原区の子育て環境の充実に寄与することができました。子ネット通信を発行するにあたり、子育て中の父母に編集委員をお願いしているが、委員の確保に苦慮しています。	C	中原区役所	地域ケア推進課	
				124	子育て支援情報の提供(中原区)	<p>■目的・目標：区民に向けて子育て支援情報を効果的に発信し、活用してもらうことで子育ての不安の軽減や育児力の向上、地域とのつながり作りにつなげます。</p> <p>■事業概要：子育て支援事業の案内や情報をチラシ、ホームページ、子育てアプリ等の様々な手段で発信し、転入が多く近隣との交流が少ない親子の孤立化を防ぎ、育児の不安の軽減、子どもの健やかな育ちを支援します。また子育て世帯以外にも保育園が実施している地域支援事業を広く知ってもらい、地域作りにつなげます。</p>	公営保育園での地域支援事業の案内をチラシ、ホームページ、子育てアプリを使って行い、事業の参加や保育園での継続的な子育て支援事業につなげました。チラシは公営保育園の他、多世代が広く利用する区役所、商業施設グランツリーのベビールーム等で配架し、グランツリーでは月1回事業を実施し、遊びの提供とともに子育てについての情報を提供しました。子育てに関するワンポイントアドバイスをまとめた子育て情報冊子「たのしくこそだて」を公営保育園の講座で使用し、子育てに活かしてもらえるようにしました。	公営保育園での地域支援事業の案内をチラシ、ホームページ、子育てアプリを使って行い、事業の参加や保育園での継続的な子育て支援事業につなげました。チラシは公営保育園の他、多世代が広く利用する区役所、商業施設グランツリーのベビールーム等で配架し、グランツリーでは月1回事業を実施し、遊びの提供とともに子育てについての情報を提供しました。ホームページの掲載は計画的に行い、また、チラシ等の表現は、転入者や外国籍の方等、様々な人に理解しやすくしました。子育てに関するワンポイントアドバイスをまとめた子育て情報冊子「たのしくこそだて」を公営保育園の講座で使用し、子育てに活かしてもらえるようにしました。	公立保育所での地域支援事業の案内をチラシ、ホームページ、子育てアプリを使って行い、事業の参加や保育園での継続的な子育て支援事業につなげました。チラシは公立保育所の他、多世代が広く利用する区役所、商業施設グランツリーのベビールーム等で配架し、グランツリーでは月1回事業を実施し、遊びの提供とともに子育てについての情報を提供しました。ホームページの掲載は計画的に行い、また、チラシ等の表現は、転入者や外国籍の方等、様々な人に理解しやすくしました。子育てに関するワンポイントアドバイスをまとめた子育て情報冊子「たのしくこそだて」を公立保育園の講座等で使用し、子育てに活かしてもらえるようにしました。	地域子育て支援事業への参加を、様々な方法により広報を行うことで、多くの参加がありました。事業内や子育てに関するワンポイントアドバイス「たのしくこそだて」により情報を伝えることで、子育ての悩みの軽減や育児力の向上に繋げることができました。効果的な情報発信について、常に状況を把握し、改善していく必要があります。	C	中原区役所	保育所等・地域連携担当	
				125	子育て情報発信事業(高津区)	<p>■目的・目標：子育てしやすいまちづくりを推進します。</p> <p>■事業概要：子育て中の親の立場に立った、より身近な子育て情報を発信・提供して、子育てしやすいまちづくりを推進します。「ホットこそだて・たかつ」「あったかつしん」等の紙面の充実や、「かわさき子育てアプリ」などSNSを活用した子育て情報の発信を行います。</p>	<p>・子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に8,000部発行。ホームページは随時更新しました。</p> <p>・子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に8,000部発行。ホームページは随時更新しました。</p>	子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に8,000部発行。ホームページは随時更新しました。昨年度課題であった幅広い広報のために、今年度は高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。	子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に8,000部発行新しました。高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。	「ホットこそだて・たかつ」の発行を通し、子どもの成長に合わせた情報等を提供することができ、子育て世代を中心に活用してもらうことができました。子育て中の区民のニーズに合った地域の子育て情報を精査し提供する必要があります。また、子育てに対する不安や孤立した育児を防ぎ、親子が安心して暮らせるように様々な手段を通じて広く提供する必要があります。	C	高津区役所	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当	
				126	子育て情報紙「あったか通信」(高津区)	<p>■目的・目標：子育て中の親の視点からニーズに合った情報発信を行うため、また、子育て中の親が支援の受け手としてだけでなく、支援する機会を創出するため、行います。</p> <p>■事業概要：子育て中の市民と協働で、子育て中の親のニーズに合わせ多様な情報を掲載した情報紙「あったか通信」を年6回程度発行します。</p>	子どもの健やかな発達のために身近な子育てに関する離乳食やあそび、発達についてを子育て中の保護者の質問に答える形式で作成し年6回2000部を発行しました。	【平成29年度をもって事業を終了しました】	【平成29年度をもって事業を終了しました】	【平成29年度をもって事業を終了しました】	E	高津区役所	保育所等・地域連携担当	
127	子育て情報発信事業(宮前区)	<p>■目的・目標：子育て世代の育児の孤立化の防止や育児不安についての軽減を図るために、様々な広報媒体を活用して、必要な情報を分かりやすく提供することにより、安心して子育てができる環境につなげます。</p> <p>■事業概要：子育て当事者が参加して作成する子育て情報誌「みやまえ子育てガイド」とことこ」を発行し、より身近で実用的な子育て情報の提供を実施します。また、ホームページでも同様の情報発信を実施します。</p>	みやまえ子育てガイド「とことこ」改訂にあたり、外国人住民への情報提供ページを追加し、新たに7000部を作成・配布しました。官民協働地域ポータルサイト「宮前ぼーたろう」内に開設しているWEB版みやまえ子育てガイド「とことこ」について、子育て情報の発信を行ったほか、乳幼児健診の場を通じて認知度の向上と活用促進を図りました。また、SNS(Facebook及びTwitter)及びかわさきアプリ等を活用し、子ども・子育て情報の発信を行いました。	みやまえ子育てガイド「とことこ」について、当事者が必要な情報を盛り込むことを目指し区民が中心となる編集委員会により大幅に改訂し、子どもの権利条例に関するページを含む新たな内容で3000部を作成・配布しました。官民協働地域ポータルサイト「宮前ぼーたろう」内に開設しているWEB版みやまえ子育てガイド「とことこ」について、多言語翻訳機能を追加したほか、情報の整理を行い、発信する情報がより確実に必要とする方へ届くようにしました。Facebook及びTwitter等を活用し、子ども・子育て情報の発信を行いました。	みやまえ子育てガイド「とことこ」について、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化についての最新情報を追加しました。また、広告掲載枠を設け、新たに7000部を作成・配布しました。Facebook及びTwitter等を活用し、子ども・子育て情報の発信を行いました。	子育て当事者から支援者まで幅広いニーズに対応するため、関係者・関係団体と連携することで、毎年最新の情報を発信することができました。より多くの子育て世代の方々に情報を発信するにあたり、情報の整理を行っていきます。	C	宮前区役所	地域ケア推進課					

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課					
(7)子どもの養育の支援	⑬ さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるように、必要な支援を行います。	18条		128		子育て支援情報の提供（多摩区）	<p>■目的・目標：多摩区内で安心して子育てができるよう子育てに係る基本的な情報を提供します。</p> <p>■事業概要：子育て支援情報を掲載した「多摩区地域子育て情報BOOK」を作成・配布するほか、子ども・子育てに係る支援制度や相談窓口、関連団体、催し、地域情報等を体系的に紹介した「多摩区こそだてweb」を運営します。</p>	<p>「多摩区地域子育て情報BOOK」を4,000部作成し、母子健康交付者や乳幼児期の子育て中の転入者に配布しました。</p> <p>「多摩区こそだてweb」の全体更新を行いました。</p> <p>また、「多摩区こそだてweb」の随時詳細更新と合わせ、子育てアプリへの情報掲載を50件行いました。</p>	<p>「多摩区地域子育て情報BOOK」を5,000部作成し、母子健康交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。</p> <p>「多摩区こそだてweb」の全体更新を行いました。</p> <p>また、「多摩区こそだてweb」の随時詳細更新と合わせ、子育てアプリへの情報掲載を35件行いました。</p>	<p>「多摩区地域子育て情報BOOK」を6,000部作成し、母子健康交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。</p> <p>「多摩区こそだてweb」の全体更新を行いました。</p> <p>また、「多摩区こそだてweb」の随時詳細更新と合わせ、子育てアプリへの情報掲載を41件行いました。</p>	<p>「多摩区地域子育て情報BOOK」は母子健康手帳交付者等への配布のほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供できるように工夫しました。また、「子どもの権利」に関するページを設け、啓発に努めました。</p> <p>多様なライフスタイルがある中、今後も継続して、地域の実情及び子育て家庭のニーズを考慮した情報の提供を検討する必要があります。</p>	C	多摩区役所	地域ケア推進課					
						子育て支援情報の提供（麻生区）	<p>■目的・目標：区内の保護者等に、子育て支援関連の施設や制度などの情報を提供します。</p> <p>■事業概要：「ちびっこカレンダー」や子育て情報誌「きゅっとハグあさお」「ちびっこおでかけMAP」などの作成・配布、「こども情報コーナー」の設置により、子育て情報の発信を行います。</p>	<p>子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」（6,000部改訂）や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」（12,500部作成）を配布し、子育てに役立つ情報の発信を行いました。</p>	<p>子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」（6,000部改訂）や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」（12,500部作成）を配布し、子育てに役立つ情報の発信を行いました。</p>	<p>子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」（5,500部改訂）や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」（12,000部作成）を配布し、子育てに役立つ情報の発信を行いました。</p>	<p>子育て情報誌の作成では、幅広いニーズに対応するために、関係部署と連携を行いながら情報の発信を行いました。また、最新の情報を提供するために、毎年の改訂作業を実施しました。</p> <p>前回の大幅改訂より5年が経過しており、今後の改訂にあたり情報の整理を行っていく必要があります。</p>	C	麻生区役所	地域ケア推進課					
						教育広報誌「教育だよりかわさき」	<p>■目的・目標：教育委員会広報誌として「教育だよりかわさき」を発行することにより、児童生徒、保護者及び市民活動団体等に対して、本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図ります。</p> <p>■事業概要：児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供するため、「教育だよりかわさき」を年3回発行します。</p>	<p>年3回発行する教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」のうち、11月発行分の中で子どもの権利についての理解を深めるための記事を掲載しました。</p>	<p>年3回発行する教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」のうち、11月発行分の中で子どもの権利についての理解を深めるための記事を掲載しました。</p>	<p>年3回発行する教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」のうち、11月発行分の中で子どもの権利についての理解を深めるための記事を掲載しました。</p>	<p>11月20日の子どもの権利の日にあわせ、毎年11月発行分の中で子どもの権利についての理解を深めるための記事を掲載することで、子どもや保護者等に対し、効果的に情報提供をすることができました。</p> <p>子どもの権利についての理解を深めるためにも、引き続き、11月発行分の中で記事を掲載していきます。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室					
						⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	131	72	地域療育センターにおける相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族について、相談・診察・評価・訓練及び全般的な支援を行います。</p> <p>■事業概要：関係機関と連携をとりながら、相談・診察等の総合的療育サービスを展開し、子どもに沿った援助を総合的にを行います。</p>	<p>一層のサービス向上を図るため、指定管理者への移行を実施した中央療育センター、南部・北部地域療育センターの適切な運営を継続し、民設の川崎西部地域療育センター合わせ市内4か所の療育センターで子どもに沿った援助を総合的に行いました。</p>	<p>一層のサービス向上を図るため、指定管理者への移行を実施した中央療育センター、南部・北部地域療育センターの適切な運営を継続し、民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで子どもに沿った援助を総合的に行いました。</p>	<p>一層のサービス向上を図るため、指定管理者への移行を実施した中央療育センター、南部・北部地域療育センターの適切な運営を継続し、民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで子どもに沿った援助を総合的に行いました。</p>	<p>総合的療育サービスを展開し、子どもに沿った援助を総合的に行いました。引き続き子どもの特性に応じた一層の総合的な療育サービスの提供に努めてまいります。</p>	C	健康福祉局	障害計画課
											思春期精神保健相談（再掲）	<p>■目的・目標：思春期の精神保健に関する相談、親支援、関係機関支援を行います。</p> <p>■事業概要：概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談、家族向けセミナー等を行います。また事例検討会、思春期従事者学習会の開催を通して、多くの思春期相談機関との連携強化を図ります。</p>	<p>子どもの心の健康維持促進あるいは回復のために思春期精神保健に関する電話相談を市民より受け付け、家族向けセミナーを年10回実施しました。また事例検討会を年6回、思春期相談従事者学習会を年1回実施し、連携強化および多機関後方支援を行いました。</p>	<p>思春期精神保健に関する電話相談を通年受け付け、家族向けセミナーを5回実施しました。また事例検討会を年6回、思春期相談従事者学習会を年2回、その他コンサルテーション等を適宜実施しました。子ども本人はもちろんのこと、その家族や関係機関も支援を行うことで、子どもの心の健康の維持促進または回復をはかりました。</p>	<p>思春期精神保健に関する電話相談を通年受けました。また家族向けセミナーを延10回実施し、関係機関職員に向けて事例検討および医療相談会を年5回、思春期相談従事者学習会を年1回、その他コンサルテーション等を適宜実施しました。子ども本人はもちろんのこと、その家族や関係機関にも支援を行うことで、子どもの心の健康の維持促進あるいは回復を行いました。</p>	<p>思春期の子ども本人やそのご家族だけではなく、多分野の関係機関職員にも支援を行うことで機関連携を強化しました。</p> <p>「子どもの権利」に関連して：安心して生きる権利、子どもの必要に応じて特別な支援を受ける権利の保障として、精神保健に関する相談に対応しました。</p> <p>子ども本人の個別要因だけではなく、家族などの環境要因および社会要因に対するアプローチも肝要です。子ども本人、ご家族への支援、関係機関の連携強化の一層の充実が必要です。</p>	C	健康福祉局	精神保健福祉センター
											地域子育て支援センター事業	<p>■目的・目標：子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指します。</p> <p>■事業概要：地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。</p>	<p>市内53か所の「地域子育て支援センター」において、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。また、利用者満足度調査を実施し、利用者のニーズを把握しました。</p>	<p>市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。</p>	<p>市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。</p>	<p>市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、育児講座や親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。</p> <p>就学前児童数の減少に伴い、地域子育て支援センターの利用者数が減少している中、多くの親子に利用してもらえよう、子育てアプリやSNSを活用した広報を強化していきます。</p>	C	こども未来局	企画課 運営管理課
	体験保育等	<p>■目的・目標：地域の子育て家庭が、保育園の生活や遊びの体験を通して、子育てにゆとりと自信を持ち、子育ての不安感を軽減し、育児力の向上を図ります。支援が必要なケースは、関係機関との連携を図り継続支援に繋がります。</p> <p>■事業概要：同年齢のクラスに入り、交流しながら子どもの育ちの理解や子育ての楽しさを体験します。育児不安や発達支援等が必要な親子には継続的に体験保育を行います。</p>	<p>保育園の同年齢のクラスで過ごすことにより、年齢の子どもの発達の特徴を知り、成長の見通しを持つことができることにも、保育所職員の見通しを見ることができるとともに、子育てに対する不安軽減や自信に繋げることができました。</p>	<p>保育園の同年齢のクラスで過ごすことにより、年齢の子どもの発達の特徴を知り、成長の見通しを持つことができることにも、保育所職員の見通しを見ることができるとともに、子育てに対する不安軽減や自信に繋げることができました。</p>	<p>保育園の同年齢のクラスで過ごすことにより、年齢の子どもの発達の特徴を知り、成長の見通しを持つことができることにも、保育所職員の見通しを見ることができるとともに、子育てに対する不安軽減や自信に繋げることができました。</p>						<p>保育園の同年齢のクラスで過ごし、生活や遊びの体験を通して子育てにゆとりと自信を持ち、子育てに対する不安軽減し、育児力の向上に繋がるように支援しました。継続支援が必要なケースは関係機関との連携を図りました。</p>	C	こども未来局	運営管理課					

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	135		父親の子育て体験講座	<p>■目的・目標：男性の子育ての意識の向上を図り、育児参加促進及び、啓発を行います。</p> <p>■事業概要：年齢の発達に応じた子どもに対する理解と関わり方や親子で楽しむふれあい遊びなどを知らせ、子育てへの関心、理解を深めます。</p>	土曜日開催することで家族での参加や、父子の参加が多く、近隣の親子が交流できる場となるとともに、ふれあい遊びやベビーマッサージ、歌遊び等を行い子どもとの関わり方を知らせ、楽しめる内容を実施することで、父親の育児参加促進に繋げることができました。	土曜日開催することで家族での参加や、父子の参加が多く、近隣の親子が交流できる場となるとともに、ふれあい遊びやベビーマッサージ、歌遊び等を行い子どもとの関わり方を知らせ、楽しめる内容を実施することで、父親の育児参加促進に繋げることができました。	土曜日開催することで家族での参加や、父子の参加が多く、近隣の親子が交流できる場となるとともに、ふれあい遊びやベビーマッサージ、歌遊び等を行い子どもとの関わり方を知らせ、楽しめる内容を実施することで、父親の育児参加促進に繋げることができました。	年齢の発達に応じた子どもに対する理解と関わり方を、親子で楽しむふれあい遊びなどを知らせながら、男性の子育ての意識の向上を図りました。	C	こども未来局	運営管理課
						保育連続講座	<p>■目的・目標：同じ保護者が連続して講座に参加することで、保護者間で子育ての楽しさを共有し、交流を深め仲間づくりに繋がります。子どもの育ちや関わり方、健康・食育に関する知識や情報を伝え、育児力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：保育士による年齢発達に応じた遊びや栄養士・看護師による食育・健康講座を実施し、子育ての悩みや不安を解消し、育児力の向上を図ります。親子の交流と仲間づくりを推進します。</p>	連続講座は参加者同士の交流が深まり、また、専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子育てに関するアドバイスにより、母親の子育ての不安、悩み解消に繋げることができました。	連続講座は参加者同士の交流が深まり、また、専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子育てに関するアドバイスにより、母親の子育ての不安、悩み解消に繋げることができました。	連続講座は参加者同士の交流が深まり、また、専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子育てに関するアドバイスにより、母親の子育ての不安、悩み解消に繋げることができました。	連続講座参加者同士の交流を深め、保護者間で子育ての楽しさを共有し、仲間づくりに繋げると共に、子育ての悩みや不安を解消し育児力の向上を図りました。	C	こども未来局	運営管理課
						ひとり親家庭への相談支援事業	<p>■目的・目標：ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、生活・就業にかかる相談に応じ、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への繋ぎ等を行います。</p> <p>■事業概要：ひとり親家庭がその状況に応じた必要な支援を受けられることができるよう、児童扶養手当、保育所入所等の受付・相談を通して状況を把握し、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援や関係機関への繋ぎを行います。</p>	7区役所2支所において、児童扶養手当の現況届提出時に、ひとり親家庭向け支援策のリーフレット等を配布するとともに、母子・父子福祉センターサン・ライヴ及びハローワークによる出張相談を合計24日実施しました。また、支援策を分かりやすく紹介した「ひとり親家庭サポートガイドブック」を新たに作成し、ひとり親家庭が来所する窓口で配布しました。また、ひとり親家庭の初期相談に適切に対応するため、区役所や母子・父子福祉センターサン・ライヴ等関係機関を対象に支援者研修を実施しました。	既存の「ひとり親家庭サポートガイドブック」の内容の刷新を行いひとり親家庭が来所する窓口で配布することで、より丁寧かつ分かりやすい支援策の周知を行いました。また、7区役所2支所において、児童扶養手当の現況届提出時に、ひとり親家庭向け支援策のリーフレット等を配布するとともに、母子・父子福祉センターサン・ライヴ及びハローワークによる出張相談を合計10日実施しました。さらに、ひとり親家庭の初期相談に適切に対応するため、区役所や母子・父子福祉センターサン・ライヴ等関係機関を対象に支援者研修を実施しました。	「ひとり親家庭サポートガイドブック」の内容の刷新を行い、昨年引き続きひとり親家庭が来所する窓口で配布することで、丁寧かつ分かりやすい支援策の周知を行いました。また、7区役所2支所において、児童扶養手当の現況届提出時に、母子・父子福祉センターサン・ライヴ及びハローワークによる出張相談を合計10日程度実施しました。さらに、ひとり親家庭の初期相談に適切に対応するため、区役所や母子・父子福祉センターサン・ライヴ等関係機関を対象に支援者研修を実施しました。	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、必要とする支援に適切につなげるため、「ひとり親家庭サポートガイドブック」を作成しました。情報を1冊に集約することにより、分かりやすい支援策の周知、必要に応じた窓口の案内につながりました。また、児童扶養手当の現況届提出時に支援策の案内を配布することにより効果的な周知を行いました。課題としては、区役所保健福祉センターや母子・父子福祉センターサン・ライヴ等関係機関とのさらなる連携の推進を図る必要があります。	C	こども未来局	こども家庭課
						母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業	<p>■目的・目標：ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するとともに、ひとり親家庭への支援を総合的にを行い、母子父子寡婦福祉の増進を図ります。</p> <p>■事業概要：ひとり親家庭が抱えている様々な問題について、各種相談に応じるとともに、情報の提供、生活・就業支援講座等を行います。</p>	ひとり親家庭の親子に対して、法律相談も含む、生活・就業相談に応じるとともに、各家庭の状況や希望に応じた自立支援計画を策定し、ひとり親に対して、パソコン講座、看護師や調剤事務管理士を目指す方向への説明会等の就業支援講座を実施するとともに、雇用情報や資格取得に向けた支援策を紹介するなど、就業や転職の支援を行いました。また、忙しいひとり親家庭に配慮し一度に様々な取組に参加できるよう、複数の取組を一度に実施する「ひとり親家庭応援フェスタ」を開催しました。	ひとり親家庭の親子に対して、法律相談も含む、生活・就業相談に応じるとともに、各家庭の状況や希望に応じた自立支援計画を策定し、ひとり親に対して、パソコン講座、看護師などを目指す方向への説明会等の就業支援講座を実施するとともに、雇用情報や資格取得に向けた支援策を紹介するなど、就業や転職の支援を行いました。また、複数の取組を一度に実施する「ひとり親家庭応援フェスタ」を開催しました。さらに、センターへの来所が難しい方へ向け、各区役所などへ出張相談を行いました。	昨年度に引き続き、ひとり親家庭の親子に対して、法律相談も含む、生活・就業相談に応じるとともに、各家庭の状況や希望に応じた自立支援計画を策定し、ひとり親に対して、パソコン講座、看護師や調剤事務管理士を目指す方向への説明会等の就業支援講座を実施するとともに、雇用情報や資格取得に向けた支援策を紹介するなど、就業や転職の支援を行いました。また、複数の取組を一度に実施する「ひとり親家庭応援フェスタ」を開催しました。さらに、センターへの来所が難しい方へ向け、各区役所などへ出張相談を行いました。	ひとり親家庭の親子に対して、法律相談を含む生活・就業相談に応じるとともに、各家庭の状況や希望を丁寧に関き取りながら自立支援計画を作成しました。また、生活の安定と自立の促進につながる各種説明会や講座を実施するとともに、雇用情報や資格取得に向けた支援策の紹介を行いました。令和元年度からは出張相談にも応じています。今後も資格取得支援等、既存の取組についてもより効果の高い取組に変更していくなど、検討しながら進めていく必要があります。	C	こども未来局	こども家庭課
						発達相談支援教室（再掲）	<p>■目的・目標：精神発達面に課題があると思われる幼児や、親子関係、養育環境等の改善が必要な親子に対し、適切な支援を提供します。</p> <p>■事業概要：集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通して、幼児の健全な発育発達を促すような動きかけを行い養育を支援します。</p>	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し、必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し、必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し、必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	幼児の健全な発育発達を促すため、臨床心理士等専門職による事業を展開し、継続的な支援を実施しました。発育発達に不安を持つ親子が増えていることや対象年齢の幅が広がってきているため、参加対象、内容について検討しつつ、今後も遊びや食生活、生活リズム等の大切さを学習する発達相談支援教室の充実を図っていく必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課
小児慢性特定疾病医療等給付事業	<p>■目的・目標：慢性的な疾病にかかり、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ることを目的として実施します。</p> <p>■事業概要：児童福祉法第19条の2に規定する、慢性的な疾病にかかり、一定の基準に該当する児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときの費用の一部を市が負担します。</p>	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。	適切な制度実施及び医療費の助成を行いました。引き続き適正に医療費の給付を行っていく必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括 (成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	141		里親養育相互援助事業	<p>■目的・目標：里親同士が相互に交流、情報を交換することで、里親の資質の向上、養育技術の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：里親同士の相互交流を定期的に行うことにより、情報交換や養育技術の向上を図るなど、子どもが健やかに成長できる環境を整備します。</p>	NPO法人に里親支援機関事業を委託し、目的別の里親同士の相互交流の機会2回を設けることで、養育技術の向上を図りました。	NPO法人に里親支援機関事業を委託し、目的別の里親同士の相互交流の機会2回を設けることで、養育技術の向上を図りました。	NPO法人に里親支援機関事業を委託し、目的別の里親同士の相互交流の機会2回を設けることで、養育技術の向上を図りました。	NPO法人に里親支援機関事業を委託し、目的別の里親同士の相互交流の機会2回を設けることで、養育技術の向上を図りました。	C	こども未来局	こども保健福祉課
						家庭的養護の推進	<p>■目的・目標：社会的養護を必要とする子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、社会的養護や里親制度の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：里親制度を紹介したパンフレットの作成など、里親の新規登録、里親への委託の拡充を図るとともに、施設においても良好な家庭的環境での養育を推進します。</p>	里親新規登録者と制度の理解者を増やすため、里親養育体験発表会&制度説明会を5回開催したほか、10月の里親月間中に懸垂幕の掲出や、アゼリア広報コーナーにおける展示、アゼリアビジョンにおける啓発動画の放映、ポスターの掲示などにより里親の普及啓発に努めました。	里親新規登録者と制度の理解者を増やすため、平成30年度はそれぞれの里親制度説明会を分けて開催（養育里親説明会を12回、養子縁組里親登録説明会を3回）したほか、10月の里親月間中に懸垂幕の掲出や、アゼリア広報コーナーにおける展示、ポスターの掲示などにより里親の普及啓発に努めました。	里親新規登録者と制度の理解者を増やすため、令和元年度はそれぞれの里親制度説明会を分けて開催（養育里親説明会を11回、養子縁組里親登録説明会を3回）したほか、10月の里親月間中に懸垂幕の掲出や、アゼリア広報コーナーにおける展示、ポスターの掲示などにより里親の普及啓発に努めました。	里親新規登録者と制度の理解者を増やすため、養育里親説明会、養子縁組里親登録説明会、里親養育体験発表会等を開催したほか、10月の里親月間中に懸垂幕の掲出や、アゼリア広報コーナーにおける展示、ポスターの掲示などにより里親の普及啓発に努めました。引き続き里親のニーズをとらえた目的別の相互交流機会を設けることで広く里親への参加を勧奨する必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課
						健全母性育成事業（再掲）	<p>■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。</p>	保健福祉センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	保健福祉センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。今後も各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施していくことで、地域のみまもり支援センターが思春期の心や体、性に関して相談できる場であることを生徒に向けて周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要があります。また、集団指導においては引き続き実施する対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課
						母子相談事業、母子訪問指導事業	<p>■目的・目標：乳幼児を持つ保護者に対し、子育ての不安について子どもの成長発達を確認するとともに相談・助言指導を行ったり、地域とのつながりを持つ機会を作ったりすることで育児不安の軽減を図ります。</p> <p>■事業概要：保健師等の専門職により家庭訪問や電話・面接による子育てに関する相談を実施します。生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に新生児・未熟児訪問・こんには赤ちゃん訪問等で訪問し、必要に応じて妊娠高血圧症候群予防訪問、家族計画指導訪問などを実施し、子育てを行う親の支援を行います。</p>	保健福祉センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこんには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	保健福祉センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこんには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	地域のみまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこんには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	乳幼児をもつ保護者に対し、育児不安の軽減を図るために各種相談事業を実施したほか、所外での子育てサロン等で相談に応じました。また、こんには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、研修等を実施しました。子育て家庭の孤立化を防ぐために、引き続き妊娠期や産後早期から地域及び相談機関とのつながりをつくり、地域で子育てを支える環境づくりを進める必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課
						母子保健指導事業	<p>■目的・目標：妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図ります。</p> <p>■事業概要：妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級の開催など、妊娠中を母子ともに健康に過ごし、安心して出産・子育てができる指導を行います。また父親の参加・子どもの権利についての啓発を行います。</p>	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けています。また、母子健康手帳交付の際、全妊婦と面接を行い、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促しました。父親にとって子どもたちの権利について学ぶ機会になりました。	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けています。また、母子健康手帳交付の際、全妊婦と面接を行い、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促しました。父親にとって子どもたちの権利について学ぶ機会になりました。	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けています。また、母子健康手帳交付の際、全妊婦と面接を行い、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促しました。父親にとって子どもたちの権利について学ぶ機会になりました。	妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図るため、適正に事業を実施しました。妊娠期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊娠期を過ごすためや虐待予防の観点からも重要であり、支援関係部署や地域の医療機関・関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課
健診未受診者フォロー事業	<p>■目的・目標：健診未受診者家庭への受診勧奨及び養育状況の確認を実施し、子どもの健やかな成長発達の保障を図ります。</p> <p>■事業概要：乳幼児健診未受診の家庭に、受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。また、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図り体制を整えました。</p>	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。また、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図り体制を整えました。	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。また、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図り体制を整えました。	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。また、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図り体制を整えました。	乳幼児健診未受診家庭に電話、文書、家庭訪問等による受診勧奨及び養育状況の把握を行い、必要な支援を実施しました。今後も未受診者フォローを全区で実施し、未受診者の状況把握と支援を実施する必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	147		乳幼児健康診査事業	<p>■目的・目標：各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会とします。</p> <p>■事業概要：市内協力医療機関での個別健診と各区保健福祉センターでの集団健診を通して、子どもの発育・発達を確認し、保護者への保健指導を行います。</p>	市内協力医療機関及び各区保健福祉センターで乳幼児健診を実施し、養育支援の必要な家庭の把握と協力医療機関と地区担当が連携し、継続支援を実施しました。	市内協力医療機関及び各区保健福祉センターで乳幼児健診を実施し、養育支援の必要な家庭の把握と協力医療機関と地区担当が連携し、継続支援を実施しました。	市内協力医療機関及び各区保健福祉センターで乳幼児健診を実施し、養育支援の必要な家庭の把握と協力医療機関と地区担当が連携し、継続支援を実施しました。	各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会として、適正に事業を実施しました。今後も協力医療機関との連携を強化し、要支援家庭の把握と支援を実施する必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課
							<p>■目的・目標：子育ての不安や悩みを抱えている親等が、気軽に行ける場、幼児と保護者が交流できる場を提供し、地域における子育て支援を行います。</p> <p>■事業概要：子育ての不安や悩みを抱えている親子等が、気軽に行ける場として、こども文化センターを提供し、地域の子育て世代への支援を行い、その中で子どもの権利に関する啓発を行います。</p>	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	子育て親子を対象とした行事を多く企画・実施するとともに、子育て親子が気軽に利用できる交流の場としての環境づくりがなされました。子育て親子が安心して過ごせる居場所として、多くの子育て親子の声や意見を反映させた環境づくりを継続していく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
							<p>■目的・目標：地域において子育てや家庭の悩みについての相談・支援を行います。</p> <p>■事業概要：児童の福祉に関するさまざまな問題について、子ども、ひとり親家庭、その他の家庭からの相談に応じ、必要な助言・指導を行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図ります。</p>	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、児童福祉施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、児童福祉施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、児童福祉施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。	3年間を通じて、基本の相談・支援を行った他、ニードの高い子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の利用調整を行い、養育支援をすることができただけでなく、施設所在地の地域のニードに合わせた予防的支援を拡充できました。子育て短期利用事業のニードに応えられる基盤を整えること、児童相談所からの受託による事業を展開していくことを充実させる必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
							<p>■目的・目標：一時的に家庭における養育が困難となった場合に、一定期間、子どもを預かり養育、保護を行います。</p> <p>■事業概要：児童福祉施設等の養育機能を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に預かり、養育支援を行います。</p>	児童家庭支援センターで受け付けた保護者からの相談に応じ、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設において児童を一時的に預かり養育支援を実施しました。	児童家庭支援センターで受け付けた保護者からの相談に応じ、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設において児童を一時的に預かり養育支援を実施しました。	児童家庭支援センターで受け付けた保護者からの相談に応じ、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設において児童を一時的に預かり養育支援を実施しました。	平成29年度件数2,530件、平成30年度件数3,514件、令和元年度3,649件と子育て短期事業の利用者は年々増加しています。子育て短期利用事業の利用を希望する市民に対して更なる広報活動を行います。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
							<p>■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。</p> <p>■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p>	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（平成29年度相談受付件数9,643件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（平成30年度相談受付件数8,054件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和元年度相談受付件数8,109件）。	3年間を通じて、基本の相談・支援を行った他、多問題を抱えた家庭・児童に対する専門的な相談にも対応してきました。他問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も増える予想されることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取組を進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
							<p>■目的・目標：発達に課題のある未就学児の保護者が、発達への理解を深め、安心して子育てができるよう支援を行います。保護者の育児不安を解消するとともに、同じ悩みをもつ保護者が集うことで仲間づくりに寄り添い親子の孤立を防ぎます。</p> <p>■事業概要：発達に課題のある未就学児への支援として、保護者に対する講座等を実施し養育を支援します。</p>	発達に課題のある未就学児とその保護者を対象に、学習会「こどもの力を育てるために」を8回開催し、子育てにおける問題を解決していけるように支援し、孤立を予防することができました。	発達に課題のある未就学児とその保護者を対象に、学習会「こどもの力を育てるために」を8回開催し、子育てにおける問題を解決していけるように支援し、孤立を予防することができました。	発達に課題のある未就学児とその保護者を対象に、学習会「こどもの力を育てるために」を4回開催し、子育てにおける問題を解決していけるように支援し、孤立を予防することができました。	発達に課題のある子の保護者が子育ての知識を深め、子育てに対する積極的な意識を高めるとともに、保護者同士の交流を通じた育児を支えあう関係づくりを支援しました。また、講師より各参加者の子どもの状況を聞き、その子にあった支援場所や対応方法などを効果的にアドバイスを行うことで、保護者の不安解消につなげることができました。発達障害が疑われる乳幼児は増加傾向にありますが、他機関においても保護者支援の取組等があり、参加者数が少ない状況となっており、費用対効果の観点から検討が求められます。	C	川崎区役所	地域ケア推進課

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	153		保育所等を活用した子育て支援事業	<p>■目的・目標：公営保育所の機能をツールとして活用し、区の課題事業やニーズに合わせ、0歳児から就学前の児童の親子を対象に子ども・子育て支援事業を推進しています。</p> <p>■事業概要：保育所や地域子育て支援センターを活用し子育ての悩みが解消できるよう、地域子ども・子育て支援事業を開催しました。また、地域の方や関係機関との連携を図り適切な子育て支援を行いました。</p>	<p>保育所を活用した地域子ども・子育て支援事業として「離乳食講座（年15回）」「世代間交流（年4回）」「絵本の貸出し・読み聞かせ（随時）」等を実施しました。保育所を身近に感じてもらったことで、地域の親子の孤立感や子育てに対する不安解消など、個々の状況に合わせた支援をしてきました。また、世代間交流では対象者を広げることでも世代間の交流を図り、保育所と地域住民が連携し、地域全体で地域親子の見守りができるようにしました。</p>	<p>保育所を活用した地域子ども・子育て支援事業として「食育・保健・保育連続講座」等、地域のニーズに合った子育て支援事業を実施することで、保育所を身近に感じてもらい、子育てが楽しいと感じられるようになりました。また、講座実施だけでなく、子育て相談（個別）を行うことで、個々に合った支援をすることで、子育てに対する不安や孤立感の解消をしてきました。さらに、関係機関と連携した事業を行うことで、地域全体で見守りができるようにしました。</p>	<p>保育所を活用した地域子ども・子育て支援事業として「食育・保健・保育連続講座、体験保育」等、地域のニーズに合った子育て支援事業を実施することで、保育所を身近に感じてもらい、子育てが楽しいと感じられるようになりました。また、関係機関と連携することで、個々に合った支援をし、子育てに対する不安や孤立感の解消をし、地域全体で見守りができるようにしました。</p>	<p>情報の共有や解決策の検討をすることにより、育児不安を抱く区民への子育て支援や、不登校等の問題を抱える親子、外国籍等の親子への支援を円滑に推進することができました。</p> <p>子ども及び子育てに関する問題は複合的な要因のものが多く、本事業によることも総合支援ネットワーク会議の運営を通じて、子どもに関する諸事業を実施している機関等が、より効果的かつ具体的に連携体制を構築できるよう取り組みます。</p>	C	川崎区役所	保育所等・地域連携担当
						日吉地区赤ちゃん相談・赤ちゃんはいはいあんのつどい	<p>■目的・目標：子育て中の親子が地域の人々と出会う場として交流しながら安心して子育てができるよう支援します。また親子が地域の人々、中学性と交流する場として世代間で交流し、互いに育みあい成長できるまちづくりを目指します。</p> <p>■事業概要：日吉地区の町内会・自治会で毎月1回赤ちゃん相談を実施します。また、年に1度、区と地域、日吉中学校で赤ちゃんのつどいを実施し、乳幼児の保護者と近隣・地域住民との交流を図るほか、中学生の地域活動への参加を促進します。</p>	<p>日吉地区の赤ちゃん相談は5か所で実施しました。相談延べ数は、北加瀬230人、小倉238人、パークシティ324人、南加瀬446人、鹿島田366人、計1,604人でした（1月末現在）地域での子育て支援や子育て世代同士の交流を推進しました。赤ちゃんのつどいを10月4日に開催し、子ども181人、保護者181人、中学生98人、計460人参加し、地域の方々との世代間交流を図りました。</p>	<p>北加瀬、鹿島田、南加瀬、小倉（2か所）の各地域で、概ね月1回地域のボランティアと協働で赤ちゃん相談会を実施しました。今年度は64回開催し、利用延べ数は2,047人でした（乳児1,530人、幼児517人）。さらに、地域の子育て世代の交流を目的に、赤ちゃんハイハイあんのつどいを10月4日に開催し、110組225人の親子（おとな114人、子ども111人）の参加がありました。つどいには57人の赤ちゃん相談会ボランティアの他、町内会役員・民生委員・地区社会福祉協議会から15人、さらに、会場となっている日吉中学3年生の生徒が家庭科授業の一環として参加し、日吉地区の世代間交流ができました。</p>	<p>日吉地区の赤ちゃん相談は、北加瀬、鹿島田、南加瀬、小倉、パークシティの各地域で、概ね月1回地域のボランティアと協働で赤ちゃん相談会を実施しました。また、大規模マンションで子育てサロンを1か所立ち上げ育児相談を実施しました。今年度は6か所で合わせて66回開催し、利用延べ数は2,217人でした。</p> <p>さらに、地域の子育て世代の交流を目的に、赤ちゃんハイハイあんのつどいを10月3日に開催し、150組319人の親子（おとな157人、子ども162人）の参加がありました。つどいには赤ちゃん相談会ボランティア、町内会役員・民生委員児童委員・地区社会福祉協議会から57人、さらに、会場となっている日吉中学3年生の生徒121人が授業（家庭科）の一環として参加し、日吉地区の世代間交流ができました。</p>	<p>地域のボランティアと協働し、赤ちゃん相談を実施することで、育児不安の軽減や必要な育児情報の提供が行えました。</p> <p>赤ちゃんハイハイあんのつどいを親子、中学生、地域のボランティアと実施することで、地域での世代間交流を深めることができました。町内会や社協、ボランティアが地域での子育てを支えていることを子育て世代に伝えることができました。中学生が自分も大切に育てられたこと、地域で成長を見守ってくれる人達がいることを実感できました。</p>	C	幸区役所	地域支援課
						子どもの発達支援事業（幸区）（再掲）	<p>■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「じっとしていられない」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上の大変さや悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。</p> <p>■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩みを抱えている保護者が、子どもとの向き合い方や子どもの力を伸ばす関わりを学ぶ講座を開催します。</p>	<p>講座のテーマを「ことばの発達について」「子どもの遊びと発達」「スマホの使い方」等とし、年5回開催。そのうちの1回を児童虐待防止月間区民向け講演会との合同開催とし、合計で169名の参加がありました。</p>	<p>以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ことばの発達について 年2回（6月12日25名、11月30日26名参加） 子どもの遊びと発達（感覚統合を知ろう） 年2回（7月6日20名、12月3日22名参加） 前向き子育てプログラムについて 年2回（9月8日28名、2月8日22名参加） 発達障害について 年2回（10月9日14名、3月4日6名参加） 	<p>以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ことばの発達について 年2回（6月10日19名、11月11日21名参加） 子どもの遊びと発達（感覚統合を知ろう） 年2回（7月18日18名、12月9日26名参加） 前向き子育てプログラムについて 年2回（9月6日16名、1月24日31名参加） 発達障害について 年2回（10月15日10名参加、2月は新型コロナウイルスの感染予防対策のため中止） 	<p>切れ目のない継続的な支援体制を平成29年度から、徐々に整備したことにより、①児の発達評価、支援の方向性づけと関係機関へのつなぎの適切化、②保護者の育児不安や児への関わり方に対する丁寧な支援や療育への動機づけが行えた、③地区担当との連携性を持った支援を行うことができました。</p> <p>虐待に至るハイリスクの一つとして、子どもの発達課題が挙がることから、今後も継続した取組が必要ですが、市の発達支援のあり方が検討中のため、区の事業実施についても再検討が必要です。</p>	C	幸区役所	地域支援課
						講師派遣事業（幸区）	<p>■目的・目標：子育てに不安や悩みを抱えている子育て家庭に対して身近にある保育園の保育士、看護師、栄養士などの専門職が講座を開催したり相談に乗ることで子育ての不安を軽減します。また、保育ボランティアの育成に繋がります。</p> <p>■事業概要：地域子育て支援センター及び市民館で「すくすく講座や子育て相談」をはじめとした子育て講座、子育て広場、保育ボランティア講座等を実施します。</p>	<p>地域子育て支援センターや市民館、日吉分庁舎で専門職による子育て講座を開催しました。離乳食講座、小児救急救命、おむつ外しや、いやいや期の講座等非常に人気があり、申し込み定数を越えてキャンセル待ちができるほどでした。参加した親子は、満足感もあり、今後も専門職による子育て支援を継続していきます。</p>	<p>地域子育て支援センターや市民館、日吉分庁舎に専門職を派遣して、各種子育て講座を開催しました。離乳食講座、健康講座、おむつ外しや、いやいや期の講座等非常に人気があり、参加した親子は、アンケートでほぼ満足の回答が多かったです。</p>	<p>地域子育て支援センターや市民館、日吉分庁舎に専門職を派遣して、各種子育て講座を開催しました。離乳食講座、健康講座、おむつ外しや、いやいや期の講座等非常に人気があり、参加した親子は、アンケートでほぼ満足の回答が多かったです。</p>	<p>子育てに不安や悩みを抱えている子育て家庭に対して身近にある保育園の保育士、看護師、栄養士などの専門職が講座を開催したり相談に乗ることで子育ての不安を軽減しました。</p> <p>大変人気の講座で、定員を大幅にうわまる申し込みがあるので、区内の公立保育園と調整し、同様の講座を適切に区民に案内できるように調整する必要があります。</p>	C	幸区役所	保育所等・地域連携担当
						貸出遊具YOO GO O!!	<p>■目的・目標：地域の親子の健やかな成長を支えることを目的・目標に遊具の貸し出しを行います。</p> <p>■事業概要：地域の赤ちゃん相談やフリースペース、自主グループが活発に活動し、また発達障害支援の講座を実施する中で、一般の親子はもとより療育的に使用できる遊具の貸出のニーズが高まっています。区内で活動している子育てグループなど個人・団体を対象に、乳幼児向けの大型遊具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動の利用に供します。</p>	<p>区内で行われる子育て関連の事業を始め、子育て中の家庭・グループ・団体、保育園等で31件の利用があり、地域の子育て支援に繋がっています。</p>	<p>区内で行われる子育て関連の事業を始め、子育て中の家庭・グループ・団体、保育園等で80件の利用があり、地域の子育て支援に繋がっています。また、園庭のない小規模園等が区役所3階のキッズルームを利用する回数が増えました。</p>	<p>区内で行われる子育て関連の事業を始め、子育て中の家庭・グループ・団体、保育園等で151件の利用があり、地域の子育て支援に繋がっています。また、園庭のない小規模園等が区役所3階のキッズルームを利用する回数が増えました。</p>	<p>遊具の貸し出しについて、区内各保育園に利用案内を出し、また、HPもわかりやすくすることで、利用件数も増加しました。新規の遊具を購入するなどして、地域の子育て支援に繋がっていきます。</p>	C	幸区役所	保育所等・地域連携担当
子育て支援推進事業	<p>■目的・目標：転出入が多く、核家族化等で孤立して子育てに不安を抱える母親が増えているため、区内で子育てをする親子の仲間づくりや居場所づくり等の促進を図り、子育てのしやすい地域コミュニティづくりを推進するための事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子育てを地域で支えることにより、地域で子育てすることの楽しさや安心感を感じ、仲間づくりや居場所づくり等の促進を図るため、区内7地区16か所で子育てサロン等を実施します。</p>	<p>中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン16か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンへの支援を行いました。子育てサロンのスタッフ向けに全体研修を1回実施し、119人の参加を得ました。</p>	<p>中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン15か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンへの支援を行いました。子育てサロンのスタッフ向けに全体研修を1回実施し、115人の参加を得ました。</p>	<p>中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン15か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンの支援を行いました。</p>	<p>転出入が多く、孤立して子育てに不安を抱える親が増えているため、区内の多くの場所で子育てサロンの実施することで、親子の仲間づくりや居場所づくり等の促進を図り、子育てのしやすい地域コミュニティづくりを推進することができました。</p> <p>支援者となる子育てボランティアスタッフが高齢化、固定化しているため、継続的に新たな担い手の発掘を行う必要があります。</p>	C	中原区役所	地域ケア推進課						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括 (成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	159		働く親世代の子育て支援事業	<p>■目的・目標：妊娠中の健康保持と安全な出産、子育てに向けて、パートナーと協力しながら仕事と両立していくイメージを作ります。</p> <p>■事業概要：仕事と妊娠・出産・子育てとの両立に向けて、働いている妊婦とそのパートナーを対象とした講座を開催します。</p>	「ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座」を年4回土曜日に開催しました。	「ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座」を年4回土曜日に開催しました。	シニア世代が現代の育児の手技や育児観の違いを認めながらさりげなく子育て世代のサポートができるよう、今どきの子育て事情を学ぶ機会として、「孫育て講座」を実施しました。29名の参加があり、地域で子どもを育てるという意識づけにつながりました。	両親学級の充実により「ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座」は平成30年度で終了し、子育て世代を支援する「孫育て講座」の実施により、血縁によらない地域の孫育てに関心を持ったシニア世代を子育てサポートにつなげることができました。母子健康手帳交付での周知の場合、区民以外の申込が一定数あり、それらの方は区の子育てサポートにつながりにくい傾向がありました。	C	中原区役所	地域支援課
						多胎児育児支援事業	<p>■目的・目標：多胎児の親子が子育ての仲間づくりや交流ができるように、交流会等を実施します。</p> <p>■事業概要：多胎児の妊婦や育児中の親と子の交流や情報交換を地域のボランティアとともに推進し、子育て交流会を開催します。また多胎児育児の情報発信として「ビーナッツ通信」を発行します。</p>	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッズ）を保健福祉センターにて月1回開催しました。また地域の会場において、多胎児交流会を年3回開催しました。開催にあたり、多胎児育児支援ボランティア『ビーナッツの会』の定例会にて運営等の話し合いを行いました。『ビーナッツ通信』を3月に発行しました。	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッズ）を保健福祉センターにて月1回開催しました。また地域の会場において、多胎児交流会を年3回開催しました。開催にあたり、多胎児育児支援ボランティア『ビーナッツの会』の定例会にて運営等の話し合いを行いました。『ビーナッツ通信』を3月に発行しました。	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッズ）を保健福祉センターにて月1回開催しました。また地域の会場において、多胎児交流会を年3回開催しました。開催にあたり、多胎児育児支援ボランティア『ビーナッツの会』の定例会にて運営等の話し合いを行いました。『ビーナッツ通信』を3月に発行しました。	ツインキッズ及び多胎児交流会は多胎児を持つ親子にとって子育ての仲間づくりや交流ができる場となっています。SNS等で円々につながる親子も増えてきており、事業を通して多胎児の親子が求める仲間づくりや交流へのニーズ把握が必要です。	C	中原区役所	地域支援課
						乳幼児ふれあい事業	<p>■目的・目標：区内の親子が来所する乳幼児健康診査において、保育士等の専門職から育児情報の提供を行い、健やかな親子関係づくりを支援します。</p> <p>■事業概要：乳幼児健診の待ち時間を利用し、親子のふれあい、専門職との相談、育児情報の提供を行います。</p>	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の待ち時間を利用して、保育士や看護職による育児情報の提供や育児のスキル等の助言を行いました。	【平成29年度をもって事業を終了しました】	【平成29年度をもって事業を終了しました】	【平成29年度をもって事業を終了しました】	E	中原区役所	地域支援課
						子どもの発達支援事業（中原区）（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が発達支援に関わる課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの発達支援検討会」を設置し、発達に課題のある子どもの課題解決に向けた援助について検討を行います。また、その保護者の子どもへの対応スキルの向上をめざすとともに、保護者相互の力を活用できるよう支援します。</p>	発達支援検討会を年2回開催し、発達支援に関わる課題を共有しました。また支援者のための研修会を開催し、支援者のスキルアップを図りました。保護者セミナーや保護者ミーティングを定期的に開催し、保護者が子どもへの対応スキルを学ぶとともに、保護者同士の交流を図りました。保護者セミナーについては、29年度より実施体制を変更し、発達支援検討会委員が所属する関係機関・団体の連携と協力により実施しています。参加者にとってよりの確かな情報と支援が提供されています。	発達支援検討会を年2回開催し、発達支援に関わる課題を共有しました。また支援者のための研修会を開催し、支援者のスキルアップを図りました。保護者セミナーや保護者ミーティングを定期的に開催し、保護者が子どもへの対応スキルを学ぶとともに、保護者同士の交流を図りました。参加者にとってよりの確かな情報と支援が提供されています。	発達支援検討会を年1回開催し、発達支援に関わる課題を共有しました。また「他機関との連携」をテーマとしたグループワークを行い、支援者のスキルアップを図りました。保護者セミナーや保護者ミーティングを全7回開催し、保護者が子どもへの対応スキルを学ぶとともに、保護者同士の交流を図りました。参加者にとってよりの確かな情報と支援が提供されています。	乳幼児期の子どもを持つ保護者を対象とした保護者セミナー及び、学齢期の子どもをもつ保護者を対象とした保護者ミーティングの実施により「切れ目のない支援」の提供ができました。保護者が子どもへの対応スキルを学んだり、保護者同士の交流を持つことで育児に対する不安軽減につながりました。発達に課題のある子どもについて認知が広がり、相談機関が増えるなど発達支援を取り巻く環境が変化してきているなかで、発達支援検討会の成果の振り返り及び今後のあり方について再検討が必要です。	C	中原区役所	地域支援課
						保育士・看護師・栄養士の講師派遣・職員交流	<p>■目的・目標：保護者の子育て力の向上を図り、子育て支援者の人材育成を図るために、講座を行います。また、保育施設の保育の質向上を図るために講座を行います。</p> <p>■事業概要：地域の子育て関係施設、自主グループ、保育施設等に講師として専門職（保育士・看護師・栄養士）を派遣し、経験・知識・技術等を研修・講座を通して伝えます。各保育園保育施設のニーズに合わせて職員の交流や専門職員の派遣をし、講座・意見交換を行います。</p>	保護者や、子育て支援者、保育施設職員に対して研修と集会の2形式で対応し施設からの依頼により実施しました。講座の内容としては、看護師による「心肺蘇生法研修」等は39回実施し子どもの命を守るための専門的知識の習得やスキルアップにつなげることができました。栄養士による講座は12回実施し子どもの健全な成長につなげるために年齢にあった食事の提供について伝えました。また、保育施設へは子どもが安全な給食提供を受けるために、適切なアレルギー対応について伝えました。保育士による講座は32回実施し、子育て力の向上につなげるために、保護者へ遊びの紹介をしたり相談を受けたりしました。保育施設職員に向けては、「子どもを尊重する保育」「子どもの人権擁護」について意見交換することであらためて子どもの人権についての意識を高め、職員が自らの保育を振り返ることができました。	発達支援検討会を年2回開催し、発達支援に関わる課題を共有しました。また支援者のための研修会を開催し、支援者のスキルアップを図りました。保護者セミナーや保護者ミーティングを定期的に開催し、保護者が子どもへの対応スキルを学ぶとともに、保護者同士の交流を図りました。参加者にとってよりの確かな情報と支援が提供されています。	保育施設長、職員に向けて子どもの権利をテーマにした連絡会や研修を実施し、学びを深める共に意見交換の場を設けました。特に乳児期の子どもに関わる保育施設が多いので、乳児保育の現場における「子どもを尊重する保育」や「乳児の子どもへの権利」について、乳児保育の研修や0,1,2歳児保育担当者向けの連絡会を新たに設け、職員が自らの保育を振り返ることができました。新設園、新任園長向けのマネジメント研修においては、川崎市の子どもの権利条例について周知しました。さらに多文化共生や虐待についての研修を通して、現状の理解と意識の向上に繋がりました。	研修や連絡会を通して意見交換を行うことにより、「子どもの権利条例」の周知や職員の意識は上がっています。園内研修を通して職員の理解を深めたり、保護者への周知を行っている園も増えています。毎年、新設園が増えたり、職員の入れ替わりがあったりするため、常に広報していく必要があります。また、園の職員全体への周知や実際の保育現場ではどうなのかという点については、さらに研修や意見交換が必要となります。	C	中原区役所	保育所等・地域連携担当
川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>■目的・目標：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、生活援助・子育て支援のサービスを提供し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。</p> <p>■事業概要：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、月10日かつ一年度240時間まで、生活援助・子育て支援のサービスを提供します。</p>	ひとり親家庭等が一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、家事などの生活援助や保育などの子育て支援サービスを提供しました。また、家庭生活支援員のうち子育てサポーターを養成するため、1月に養成研修を開催するとともに、登録済の家庭生活支援員向けの連絡会を7月及び1月に3回開催しました。	ひとり親家庭等が一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、家事などの生活援助や保育などの子育て支援サービスを提供しました。また、家庭生活支援員のさらなる確保に向けて、新聞折り込みやアセリア地下掲示板により支援員募集の周知を行うとともに、支援員を養成するため、1月に養成研修を開催するとともに、登録済の家庭生活支援員向けの連絡会を7月及び1月に3回開催しました。	ひとり親家庭等が一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、家事などの生活援助や保育などの子育て支援サービスを提供しました。また、家庭生活支援員のさらなる確保に向けて、新聞折り込みやアセリア地下掲示板により支援員募集の周知を行うとともに、支援員を養成するため、1月に養成研修を開催するとともに、登録済の家庭生活支援員向けの連絡会を7月及び1月に3回開催しました。	ひとり親家庭のニーズに応じて、ひとり親家庭等が一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、家事などの生活援助や保育などの子育て支援サービスを提供しました。より充実した事業となるよう利用者の登録促進及び家庭生活支援員の確保に向けて、周知の取組強化が必要です。	C	こども未来局	こども家庭課						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	165		子育て支援事業	<p>■目的・目標：子育てに対する不安や悩み等の軽減及び子育て当事者の育児力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：育児の基礎知識習得や子どもの成長・発達等子育てに関する課題の学習、及び男性の育児参加を促進させ、子育てに対する不安や悩み等の軽減を図るとともに、子育て当事者の育児力向上を図ります。</p>	<p>子ども・子育て支援講座は、父親の育児参加促進講座を4回連続講座として実施し、親子12組の参加がありました。親育ちプログラムについて、4週連続の参加型講座を3回実施。計母子55組が参加しました。男女が共に担う子育ての意識啓発として「もうすぐパパママハッピー講座」を3回実施し、52組の参加がありました。公営保育園2園での食事つき体験保育「あそんでランチ」を計16回実施しました。</p>	<p>子ども・子育て支援講座は、父親の育児参加促進講座を4回連続講座として実施し、親子9組の参加がありました。親育ちプログラムについて、4週連続の参加型講座を4回実施し、計母子81組が参加しました。区内保育所等及び地域子育て支援センターで、食育講座を計29回実施し405組が参加しました。</p>	<p>子ども・子育て支援講座は、川崎市男女共同参画センターと連携し、父親の育児参加促進講座を4回連続講座として実施し、親子9組の参加がありました。最終回の両親対象講演会には6名の母親が参加しました。親育ちプログラムについて、4週連続の参加型講座を4回実施し、計母子78組が参加しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回は途中中止となりました。</p>	<p>子ども・子育て支援講座は、子どものおもちゃづくりや、父親同士の情報交換や両親対象の講演会などを通して子育てへの意識を高めることができ、父親同士でつながりを持つことができました。また、親育ちプログラムでは、同じ月齢の赤ちゃんを持つ母親どうしの不安解消やつながりづくりを進めることができました。子育てに対する不安や孤立した育児を防ぐため、子育て当事者のニーズに応じて育児の基礎知識や子どもの成長・発達など子育てに関する課題の学習、父親の育児参加を促進させることが今後必要となります。</p>	C	高津区役所	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当
						多胎児育児支援「さくらんぼ」	<p>■目的・目標：多胎児育児の大変さを参加者で共有し、育児力アップにつなげます。</p> <p>■事業概要：リスクを伴う多胎児育児に関する情報交換、育児相談、親子あそび等を実施し、多胎児育児の支援を行います。</p>	<p>毎月1回年12回実施（うち2回はプラザ橋で実施）しました。延べ66組の双子とその兄弟姉妹と妊婦7人が参加。橋地区での参加が少なくなっていたので、個別に開催の手紙を郵送しました。双子の出産育児に向けて不安な妊婦の参加が増え相談できる場となりました。また育児についても、情報交換の場となりました。</p>	<p>毎月1回年12回実施（6月と2月はプラザ橋で実施）。平成30年度は延べ99組304名（実数32組）の参加あり。また妊婦5名の参加ありました。多胎児の保護者が抱える不安や悩みをお互いに共有できる機会として役立っていました。プラザ橋での実施は、2月においては今年度も把握している親子に案内を郵送して参加を促し5組の参加がありました。</p>	<p>毎月1回年11回実施（6月と2月はプラザ橋で実施）。新型コロナウイルスの影響で3月は中止になりましたが、令和元年度は223名68組（実数20組）の参加があり。また妊婦2名の参加がありました。妊婦は先輩の参加者の助言を得たりと参加者同士が情報交換を行い不安や悩みをお互いに共有できる機会として役立っていました。プラザ橋での実施は、橋地区在住の参加者を中心に4組の参加がありました。</p>	<p>参加者同士の交流を通して多胎児育児に関する悩みや不安の共有。子育てをしていく中で工夫等の情報交換ができおり、多胎児を育てる母親同士のつながりづくりや不安軽減ができました。令和元年度には参加者の減少が見られたため、様々な機会を捉えて広報を行っていきます。また、つながりづくりの場として、より充実させるよう、会の内容についても見直しを行います。</p>	C	高津区役所	地域支援課
						地域での子育て支援「すくすく講座」	<p>■目的・目標：地域において、養育に不安のある親等の参加を促し身近な地域とのつながり作りを行います。</p> <p>■事業概要：地域の子育て支援センターと連携し、育児相談、子育てに関する知識の普及等、子育て支援を実施します。</p>	<p>地域子育て支援センターより依頼があり、子どもの病気や季節ごとの過ごし方、卒乳の仕方や歯科や栄養についての講座を18回434人に行いました。育児相談だけでなく、地域子育て支援センター利用者が気になる親子の情報を区役所と共有するなどして子育ての支援をしました。</p>	<p>地域子育て支援センターからの依頼を受けて、保健師・助産師・歯科衛生士等が季節の病気や子育てや卒乳や歯科についての講座を15回行いました。講座の後、個別の育児相談にのり不安の解消を図りました。また地域でのサロン等を紹介し地域とのつながりを作りました。子どもの栄養については今年度より保育所等地域連携の栄養士が向うこととなり、多機関連携を図りました。</p>	<p>地域子育て支援センターからの依頼を受けて、保健師・助産師・歯科衛生士等が季節の病気や子育てや卒乳や歯科についての講座を13回行いました。講座の後、個別の育児相談にのり不安の解消を図りました。また地域でのサロン等を紹介し地域とのつながりを作りました。また、子育て支援センター職員と利用者に関する情報共有をする機会としても役立てました。</p>	<p>地域子育て支援センターでの講座を通して子育てに関する知識の普及、また講座後の個別の育児相談を通して、参加者の不安の軽減や繋がりづくりができました。今後も支援センターとの連携を密にとりながら地域の子育て世代のニーズに沿った講座を開催するよう努めていきます。</p>	C	高津区役所	地域支援課
						低出生体重児育児支援「すくすくママキッズ」	<p>■目的・目標：低出生体重児の育児について参加者で共有をし、育児力のアップを図ります。</p> <p>■事業概要：リスクを伴う低出生体重児の育児支援を行うために、育児の情報交換、育児相談、親子あそび等を実施します。</p>	<p>低出生体重児や医療的なフォローを要する親子との交流会を奇数月に年6回行いました。参加は延べ78組（2月現在）ありました。ボランティアの支援もあり、普段家では見られない子どもの様子や情報交換ができ育児不安が軽減されています。</p>	<p>低出生体重児や医療的なフォローを要する親子との交流会を奇数月に年6回行いました。2月現在52人の参加がありました。1月にはふれあい交流会として、体育指導員に親子でのふれあい遊び等を教えてもらいその体験を通し、児への関わりを学ぶ機会を設け13人の参加がありました。</p>	<p>低出生体重児や医療的なフォローを要する親子との交流会を奇数月に年6回行い、72人の参加がありました。低出生体重児や医療的なフォローを必要とする児を抱える母親同士で悩みや不安を共有し、不安が軽減している様子が見られました。</p>	<p>低出生体重児で生まれた親子の交流を通して育児について情報交換ができた、ふれあい遊びを通して新たな子どもの様子を見ることで不安や悩みの軽減につながる事ができました。低出生体重児を育てる母親は育児不安が大きい場合も多い為、つながりづくりと共に会の終了後の個別相談も等の個別支援も充実させていく必要があります。</p>	C	高津区役所	地域支援課
						地域子育て支援事業「あつまれキッズ」	<p>■目的・目標：子育て家庭の現状や抱えている問題、特性をつかみ、関係団体と連携し、地域の保護者の仲間づくりを支援し育児力の向上につなげます。</p> <p>■事業概要：地域の0～3歳の子どもを持つ親子を対象に、年間を通して親子遊びや座談、育児相談等を実施し、子育て中の母親たちの仲間づくりを支援し育児力を高めます。</p>	<p>0才児「ひよこキッズ」は保護者支援をベースにアフターフォローも含め年12回実施し、延べ253組が参加しました。1才児「1キッズ」は二子こども文化センター、プラザ橋の2会場で保護者の仲間づくりと親子のふれあいをベースにそれぞれ年9回実施し、延べ389組が参加しました。2、3才児「2、3キッズ」は親子の主体的な参加をテーマにし、延べ194組が参加しました。「ひよこキッズ」のアフターフォローには、「1キッズ」から「先輩ママ」として毎回数名参加してもらい、支援する側の経験をしてもらいました。</p>	<p>0歳児「ひよこキッズ」はアフターフォローも含め年12回実施し、延べ286組が参加しました。1歳児「1キッズ」と2、3歳児「2、3キッズ」は年9回ずつ実施し、1キッズは延べ371組、2、3キッズは延べ190組が参加しました。年齢発達に応じた楽しいあそびの体験を通じて子どもの豊かな成長を促し、また、子育て情報の提供や育児相談・座談等を通じて保護者の仲間作りや育児力の向上を支援し、子どもが愛情と理解をもって育てられ、安心して生きることにつながりました。</p>	<p>子育て家庭の転入も多い地域であり、孤立化子育て不安解消のため、令和元年度よりサロン形式とする。年度途中の受入れも実施できるようになり、「転入者交流会」においても参加者へ情報提供することができた。新規利用者が年間で40%となり、子育て当事者間や子育てを支える地域支援者との交流や子育てにおける情報を得る機会となり、孤立化や不安減少の一端を担うことができました。関係団体と連携して事業を実施する中、子育て家庭への理解を深め、支援者の増加につながり、子育てを支える地域づくりの機会となりました。</p>	<p>子育て家庭の転入が多いという地域課題に対応することができ、子育て当事者間や地域で支える支援者との繋がりが持つことができました。また、地域団体と連携することにより、子育て家庭の現状と課題を共有し、理解をを広げることができました。幼児教育の無償化等により、未就園児の数的減少や低年齢化がみられます。子育て当事者間の交流できる場や内容をそれぞれの現状に対応できるよう変えていく必要があります。</p>	C	高津区役所	保育所等・地域連携担当
転入者子育て交流会	<p>■目的・目標：新しい土地での子育てに対する不安感や孤立感を軽減できるよう、交流会を開催し、情報の提供や参加者同士の交流などを通じて支援につなげます。</p> <p>■事業概要：転入の多い高津区において、子育て中の転入者に対し、区内の子育て情報の提供、関係団体等の紹介及び参加者同士の交流を図り、子育てに関する不安感や孤立感を軽減します。</p>	<p>春3回、秋3回0歳の回と1～2歳の回に分け実施しました。専門職による「離乳食の進め方」や「感染症対策」などミニ研修を取り入れたり、参加者同士交流できるよう親子でふれあい遊びや地域ごとに分かれて話し合うなど和やかな雰囲気での交流会となりました。また、参加者に次回協力者になってもらうなど、支援の輪を広げ子育て世代のつながりが継続していけるように実施しました。</p>	<p>0歳対象と1～2歳対象の回に分け、春3回、秋3回実施しました。専門職によるミニ講座「離乳食の進め方」や「感染症対策」など、その時期に応じた内容を取り入れたり、親子でふれあい遊びや地域ごとの情報交換をしたりなど和やかな雰囲気の交流会となりました。また、参加者には次回協力者として参加を募り、支援の輪を広げ子育て世代のつながりが継続していくように実施しました。</p>	<p>0歳対象と1～2歳対象の回に分け、春3回、秋3回実施しました。専門職によるミニ講座「離乳食の進め方」や「感染症対策」など、その時期に応じた内容を取り入れたり、親子でふれあい遊びの他、地域ごと・月齢ごとでのグループで情報交換をしたりなど和やかな雰囲気の交流会となりました。また、参加者には次回協力者として参加を募り、支援の輪を広げ子育て世代のつながりが継続していくように実施しました。</p>	<p>転入の手続きに来庁された際に情報を提供できるよう関係各課と連携し広報したことで、タイムリーな案内ができました。情報交換の場面では、地域ごとに加え同じ月齢のグループで交流を図ったことで、前回参加した先輩ママの参加を得たことなどによって、先を見通した地域での子育てや仲間づくりにつなげることができました。転入者に加え、以前から高津区に居住していたが、初めての子育てで、自身の状況が変化したことS64:S65での不安を抱える保護者へのアプローチや情報提供の在り方について、さらなる工夫が必要です。</p>	C	高津区役所	保育所等・地域連携担当						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	171		ウェルカム!みやまえキャンペーン	<p>■目的・目標：子育て世帯の転入が多い宮前区において、子育て中の転入者へ向け区内子育て情報の提供を行うほか、子育て支援団体等の紹介や仲間づくりの場を提供します。</p> <p>■事業概要：うえるかむキャンペーン及びうえるかむクラスを実施し、育児の孤立化を予防します。</p>	「Welcome!みやまえキャンペーン」として、専用封筒に子育てガイド等を入れた「うえるかむセット」を作成し、子育て世帯の転入者へ配布しました。また、転入世帯を中心に子育て中の区民を対象とする「うえるかむクラス」を3回実施。述べ109組の親子が参加し、地域活動団体のメンバーや参加者同士での交流を図りました。	「Welcome!みやまえキャンペーン」として、専用封筒に子育てガイド等を入れた「うえるかむセット」を子育て世帯の転入者へ配布しました。また、転入世帯を中心に子育て中の区民を対象とする「うえるかむクラス」を3回実施しました。述べ79組の親子が参加し、地域活動団体のメンバーや参加者同士での交流を図りました。	「Welcome!みやまえキャンペーン」として、専用封筒に子育てガイド等を入れた「うえるかむセット」を子育て世帯の転入者へ配布しました。毎年会場を分けて3回イベントを開催しており、各会場参加者の人数の差があるため、今後イベントの実施方法について考え取り組んでいきます。	C	宮前区役所	地域ケア推進課	
				172		子ども支援ネットワーク事業	<p>■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関係者が連携し、支援体制を強化するとともに、子ども・子育てに係る多様な問題を解決・改善するために、団体間の連携やネットワークの強化を図ります。</p> <p>■事業概要：子ども・子育てに関わる団体・機関の代表者で構成する会議を開催し、情報共有や相互協力を図り、子ども・子育て支援の推進につなげます。</p>	子ども・子育てネットワーク会議3回、子育て支援関係者連絡会6回を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。	子ども・子育てネットワーク会議2回、子育て支援関係者連絡会を6回開催し、情報共有と相互協力により連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。また、今年度は子ども・子育てネットワーク会議主催の子ども・子育てに関する区民向け講演会を実施し、会議の周知を図るとともに、委員の活動のさらなる充実・発展を図りました。	子ども・子育てネットワーク会議1回、子育て支援関係者連絡会6回を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。	定期的な会議及び連絡会を開催し、子育てを地域社会全体で支え、地域の関係者が連携することで、関係機関や団体とネットワークの強化を図ることができました。子育て世帯のニーズにあったイベント運営や情報発信が必要なため、実施方法の改善を図り、事業に取り組んでいきます。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
				173		子育てサロン・自主グループ交流会	<p>■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域で活動する団体間の連携やネットワークの強化を図ります。</p> <p>■事業概要：乳幼児を持つ保護者にとって地域とつながる「はじめの歩み」である子育てサロンや広場、また、地域で活動している子育てグループのそれぞれについて、情報共有の場を提供し、団体間の連携強化を図ります。</p>	「子育てグループ交流会」を1回開催、13グループ27人が参加し、グループ間の相互交流やつながり強化を図りました。また、親子の居場所を提供する活動を行う団体の相互交流を目的・目標とした「子育てサロン・赤ちゃん広場等交流会」を1回開催し、13団体24人が参加、子育て支援者間での相互交流とネットワーク強化を図りました。	区内の子育てグループと交流して、活動内容や子育て情報について話し合う「子育てグループ交流会」を1回開催、11グループ17人が参加し、グループ間の相互交流やつながり強化を図りました。	それぞれのサロンの良さを知り、サロン同士の横のつながり及び親子の居場所を提供する目的として「子育てサロン・赤ちゃん広場等交流会」を1回開催、15グループ26人が参加し、親子間の相互交流を図りました。また、「子育てグループ交流会」を1回開催、19グループが参加し、活動グループ同士のつながり強化を図りました。	他グループ・サロンの取組内容・情報を共有することで、横のつながり作りの強化を図ることができました。各グループ参加者メンバーの減少を課題としており、今後電子媒体を利用した広報を行っていきます。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
				174	283	冒険遊び場活動支援事業	<p>■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗やケガもしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：公園を活用し、与えられた遊具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。</p>	登録されている6団体が、各公園で定期的に冒険遊び場を開催し、次世代育成の場づくりとして、子どもの健やかな成長を促しました。また、出張冒険遊び場2回、シンポジウムを1回開催するとともに、広報資料として作成したリーフレットを関係機関に配布するなど、普及啓発に関する活動を行いました。	区内6か所の冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援することにより、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、出張冒険遊び場3回、シンポジウム1回を開催するとともに、活動紹介リーフレットを3000部作成し、区内小学校等への配布により、子どもや保護者への広報を行いました。	区内登録団体6か所の冒険遊び場活動が円滑に実施することができるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、活動紹介リーフレットを4000部作成し、区内小学校等へ配布しました。	定期的に冒険遊び場活動の開催をすることで、より多くの子どもが遊びの中で考え挑戦する機会を増やし、多世代交流の場として活動を行いました。憩いの場として公園の活用が進む中で、遊びを支援できるように必要な改善を図り、活動支援を継続して実施してまいります。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
				175		子育て応援グッズ貸出事業	<p>■目的・目標：子育てがしやすく、子どもたちが健やかに育つ地域づくりの実現を図るため、自主的かつ自発的に子育てに関する事業を実施する区民等に対し、業務に支障のない範囲において貸出しを行うことについて、必要な事項を定めます。</p> <p>■事業概要：区内で活動している子育てグループや子育てサロン等を対象に、乳幼児向けの大型玩具、保育教材等を貸出し、子どもの遊びや保育活動の利用に供します。</p>	今年度は玩具の貸出しについて利用の実績はありませんでしたが、各団体、保育所などより広く広報を行った結果、地域の保護者などからの問い合わせが増えました。	今年度は園長会等で広報を行い、子育てグループ1回、公立保育園2回の貸出しを行いました。	園長会等で広報を行い、民間保育園4回、子育てグループ1回、公立保育園1回の貸し出しを行いました。玩具を媒介とした子どもの交流、親子の交流を進めることができました。	使用していない期間がある、資源を有効的に活用し、玩具を媒介とした子どもの交流、親子の交流を進めることができました。地域の需要に対し、貸出数として適当であるか検証しながら、広報等の方法についても検討していく必要があります。	C	宮前区役所	保育所等・地域連携担当
176		子ども・子育て講演会等事業	<p>■目的・目標：社会が一丸となって子育てを支援していく地域づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：区の課題に対応したテーマを中心に、地域全体に向けて子育てや子育て支援への理解を深めてもらうための普及啓発の講演会や催し等を実施し、子育て世帯の不安やストレスの軽減や、社会が一丸となって子育てを支援していく地域づくりを推進します。</p>	子育て支援者や地域に向けて、子どもの発達を理解し保護者の気持ちに寄り添った子育て支援の在り方への理解を深めてもらうための講演会を実施しました。また、父親の育児参加促進を目的・目標として、子育て中の保護者を対象とした親子のふれあい遊びを通じた子どもとの関わりを学ぶ催しを、土曜日に開催しました。	子育て支援者が、子どもを取り巻く現状からどのような支援が必要なのかを把握し、より質の高い支援を行うための講演会を実施し、子どもは、ひとりの人間として人権が尊重されるべきである事を再確認していただきました。また、父親の育児参加促進、親子の関わりを目的とし、子育て中の方を対象に親子でリズム遊びを土曜日に開催し69名の参加がありました。親子で一緒に楽しさを共有し、子どもとの関わりを学び、前向きに子どもと関わる時間を持つことができました。	主任児童委員など子育て支援者向けに、相談支援の基本的な内容を学び、地域で子どもを支援することの重要性を再確認するための講演会を実施した。それにより子どもがぶつかる壁や、地域で子育てをする際のポイントを再確認していただきました。また、親子の関わりを目的とし、子育て中の方を対象に親子でリズム遊びを土曜日に開催し100名近くの参加がありました。親子で一緒に楽しさを共有し、子どもとの関わりを学び、前向きに子どもと関わる時間を持つことができました。	子育て支援者向け講演会は日頃ボランティア等で子育て支援事業を行政と一緒に進めていく方々に、じっくり学習する機会を持っていただくことで、今後の事業へのモチベーションにつながっており、評判も良い事業です。またリズム遊びは毎年多くの方に参加いただき、自宅でできるお子さんとできる遊びなど学んで持ち帰りいただけたり、日頃親子だけで過ごす時間が多いが、同年代のママと過ごすことは気分転換にもなり、子どもに向き合う姿勢も変わってくる時間になっており今後も継続して実施してまいります。	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当				

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課		
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	177		「だんだんの会」	<p>■目的・目標：人付き合いや人前で話すことが苦手な親子、地域支援へ繋がりが分からず地域から孤立している親子、初めての子育てや転居により地域を知らない親子を対象に、少人数グループで情報交換や地域の子育て情報を伝え、地域資源へ繋がります。</p> <p>■事業概要：区の就学前の保護者が地域と繋がり子育てにゆとりと自信を持てるよう、地域ニーズに即し、月1回3～4地区で実施します。1家族参加回数5回を上限とし、子どもを遊ばせながら育児相談をし、家でできる親子遊びの紹介を行います。</p>	宿河原・生田・土淵地区で開催しました。子育ての悩みを共有し、先輩ママから経験を通してのアドバイスをもらい、それぞれの悩みの解消の場になりました。地域支援の情報をお知らせするだけでなく、職員も一緒に地域サロンや保育園の子育て支援事業に参加することでその後、開催施設等に継続して参加できるようになりました。5回で卒業するのが心配な方は、地域子育て支援センター等のイベント開催に誘い、外に出ることに抵抗感のある方に対し時々外に出ることを支援してきました。	子育ての悩みを共有し、先輩ママから経験を通してのアドバイスもらい、保護者にとって悩みの解消の場になりました。昨年度途中から開催会場を拡大し、3地区で36回開催して275名の方に楽しみに参加していただきました。親が安定して子育てができる事で、子どもにも良い影響をもたらし、情緒の安定や親子の愛着形成につながりました。地域支援の情報をお知らせするだけでなく、職員も一緒に地域サロンや保育園の子育て支援事業に参加することで、その後も地域支援の場へ継続して参加できるようになりました。子どもにとって家族以外の人と関わる経験を増やし子ども同士から刺激を受ける事で、社会性等、発達に影響を与え豊かな成長に繋がりました。	子育ての悩みを共有し、先輩ママから経験を通してのアドバイスもらい、保護者にとって悩みの解消の場になりました。昨年度途中から開催会場を拡大し、3地区で30回開催して233名の方に楽しみに参加していただきました。親が安定して子育てができる事で、子どもにも良い影響をもたらし、情緒の安定や親子の愛着形成につながりました。地域支援の情報をお知らせするだけでなく、職員も一緒に地域サロンや保育園の子育て支援事業に参加することで、その後も地域支援の場へ継続して参加できるようになりました。子どもにとって家族以外の人と関わる経験を増やし子ども同士から刺激を受ける事で、社会性等、発達に影響を与え豊かな成長に繋がりました。	3か所で開催し、それぞれ10人弱の参加で人数も多くないところで、人間関係に悩み不安もある方も参加しやすい状況になっています。保育総合に関わることで、地域での情報もつかめる。逆に地域支援担当経由で地域の方の事業参加につなげるなど、多職種によるみまもりの一助となっています。地域で子育てしている方が他の中では子育てにおいて孤立感を感じている方もまだまだ多いため、子どもに自信を持って向き合ってもらうために今後も大切な事業となっています。	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当		
						☆	178	子育て支援パスポート事業	<p>■目的・目標：多摩区商店街連合会との協働により「多摩区子育て支援パスポート」を介した子育て支援や地域交流活動を推進します。</p> <p>■事業概要：多摩区商店街連合会の協賛店で提示すると、オリジナルサービスが受けられるパスポートを、妊娠中から18歳の子どもがいる家庭に発行し、区内子育て家庭の経済的負担の軽減と、声かけや見守りにより地域でのコミュニケーションを高め、地域社会が一体となって子育てを支援する取組とするとともに地域経済の活性化を図ります。</p>	母子手帳交付者乳幼児期の子育て中の転入者へのパスポートの発行、協賛店の紹介及び事業内容パンフレットの作成・配布を行いました。商店街連合会と区役所との相互の来年度の動きについて確認を行いました。29年度のパスポートは2,284枚発行しました。	母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へのパスポートの発行、協賛店の紹介を行いました。商店街連合会と区役所との相互の来年度の動きについて確認を行いました。30年度のパスポートは2,076枚発行しました。	母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へのパスポートの発行、協賛店の紹介及び事業内容パンフレットの作成・配布を行いました。事業の公式ホームページについて、内容を充実させ、より使いやすいため、リニューアルを進めています。商店街連合会と区役所との相互の来年度の動きについて確認を行いました。令和元年度のパスポートは2,143枚発行しました。	母子健康手帳交付者等への通常のパスポート発行のほか、催しや公式ホームページにより事業の普及啓発を行い、子育て支援や地域交流活動の推進を図りました。パスポートの発行は継続していますが、各協賛店の事情による閉店や協賛の辞退があり、協賛店が減少しています。幅広い範囲での子どもの見守り体制を構築するために、協賛店の増加が必要と考えられます。	C	多摩区役所	地域ケア推進課
						☆	179	こどもの外遊び交流事業	<p>■目的・目標：子どもの心豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。</p> <p>■事業概要：家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。</p>	地域理解の促進及び活動PRのためのリーフレットを11,000部（二つ折り3,000部、八つ折り8,000部）作成し、母子手帳交付時及び健診等の機会を活用して配布しました。地域外遊び活動等の支援（物品貸出、広報支援、スタッフ派遣）・協力を随時実施しながら、外遊びの催し（主催・協力）を5回開催しました。	地域外遊び活動等の支援（物品貸出、広報支援、スタッフ派遣）・協力を随時実施しながら、外遊びの催し（主催・協力）を3回開催しました。遊び場紹介のパネルを作成し、外遊びの普及啓発を図るとともに、地域理解の促進及び活動PRのためのリーフレットを10,000部（八つ折）作成し、母子健康手帳交付時及び健診等の機会を活用して配布し、また、平成30年度改訂の多摩区公園BOOKに挟み込みを行いました。	地域外遊び活動等の支援（物品貸出、広報支援、スタッフ派遣）・協力を随時実施しながら、外遊びの催し（主催・協力）を3回開催しました。地域理解の促進及び活動PRのため、子育て関連イベントにてブース出展を2回行い、リーフレット（二つ折・八つ折）を平成31年3月発行の多摩区公園BOOK、母子健康手帳交付時及び健診等の機会を活用して配布しました。また、催し等の際には遊び場紹介のパネルを掲示し、外遊びの普及啓発を図りました。	外遊び活動に対する地域理解が徐々に広がり、多世代交流の場となることで、地域全体で子どもを見守る環境づくりが促進されました。外遊びを推進する担い手不足が課題となっているため、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのノウハウの提供等、活動支援を継続して実施します。	C	多摩区役所	地域ケア推進課
						☆	180	子育て支援者養成事業	<p>■目的・目標：子育て支援に関心のある人を対象に連続講座を実施します。</p> <p>■事業概要：子育てについての不安感や困難等の解消のため地域や社会関係の再構築を視野に入れた地域の子育て支援体制の拡充に向けて子育て支援者の養成を行います。</p>	全15回にわたる子育て支援者養成講座（子育て支援に係る学習機会の提供、地域の支援活動の見学体験等）を実施しました。講座の修了生も一部運営に参加している2・3歳児の親子の居場所づくりを目的・目標とした、親子ひろば「ひいだま」を全10回実施しました。	全15回にわたる子育て支援者養成講座（子育て支援に係る学習機会の提供、地域の支援活動の見学体験等）を実施しました。講座の修了生も一部運営に参加している2・3歳児の親子の居場所づくりを目的・目標とした、親子ひろば「ひいだま」を全10回実施しました。	全15回にわたる子育て支援者養成講座（子育て支援に係る学習機会の提供、地域の支援活動の見学体験等）を実施しました。講座の修了生も一部運営に参加している、2・3歳児の親子の居場所づくりを目的・目標とした、親子ひろば「ひいだま」を全8回実施しました。よりよい子育て環境構築のため、講座修了生の新たな活動場所を確保すると同時に地域の支援活動に参加するきっかけとなるよう情報提供の場を増やしました。	地域における子育て支援の担い手を長期的な視点で育成し、多岐にわたる講座内容とすることで豊富な知識を身につけた支援者を養成することができました。また親子ひろば「ひいだま」は支援者がサポートする中で親子が安心して遊ぶことができる場を提供することができました。今後は、講座の内容を適宜見直し、講座修了生がすぐに地域活動に携わることができるようサポート体制を充実させていきます。	C	多摩区役所	地域ケア推進課
						☆	181	地域子育て力向上支援事業	<p>■目的・目標：少子化や近隣関係の希薄さ等子育てを取り巻く環境の変化による育児不安や育児負担感を軽減し育児力の向上を促します。</p> <p>■事業概要：乳幼児健診・相談時の環境整備や親子の交流の場を通し地域での子育て力向上を働きかけます。</p>	乳幼児健診及び産後健診（年108回）に保育士とボランティアを配置し、安心して受診できる環境づくりを行いました。また、4か所の地域サロンを開催し地域のボランティア等との交流を通して、保護者の育児力が上がるよう働きかけを行いました。	乳幼児健診及び産後健診（年108回）に保育士とボランティアを配置し、安心して受診できる環境づくりを行いました。また、3か所の地域サロンを開催し地域のボランティア等との交流を通して、保護者の育児力が上がるよう働きかけを行うことで、子どもの権利を保障する環境づくりを進めました。	乳幼児健診及び産後健診（年108回）に保育士とボランティアを配置し、安心して受診できる環境づくりを行いました。また、3か所の地域サロンでのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し、保護者の育児力が上がるよう働きかけを行うことで、子どもの権利を保障する環境づくりを進めました。	「子どもの権利」に関して母子保健事業が安心・安全に保障される場として整備すると同時に、他の親子とのふれあいや、専門職やボランティアが必要に応じて相談できる場を設けることで育児不安の軽減を図ることができました。また、子育てセミナーを通して、親子のふれあいの大切さを学び、保護者の育児力向上に向けて支援しました。子育てを取り巻く環境の変化による育児不安や育児負担感を持つ保護者が増加している中で今後も育児力の向上目指し、子どもの権利を保障する環境づくりを推進していきます。	C	多摩区役所	地域支援課
☆	182	84 幼児の発達支援事業（多摩）（再掲）	<p>■目的・目標：幼児の健康の保持増進及び発達への支援を支援し、同時に虐待予防を図ることにより子どもの権利を保障します。</p> <p>■事業概要：「言葉が遅い」、「多動落ち着きがない」、「こだわりが強い」など精神及び社会性の発達に関する不安や、育てにくさを感じている幼児と保護者に対し、子どもの発達を促す支援と保護者の育児不安や負担の軽減を図るよう支援します。</p>	1歳半と3歳児健診後のフォローグループ（各グループ年12回実施）を実施した。フォローグループは市の乳幼児健診再構築に合わせて対象年齢等の見直しを行い、参加者の増加を促すことで、より多くの親子に対して子どもの権利を保障することができました。集団支援と個別支援を行ない、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。	1歳半と3歳児健診後のフォローグループ（各グループ年12回）を実施しました。集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。昨年度から対象年齢等の見直しを行ったことで参加者が増加し、より多くの親子に対して子どもの権利を保障することができました。	1歳半健診のとフォローグループ（年12回）では参加前後にアンケートを導入し、子どもの変化を把握しフォローを実施しました。3歳児健診（年12回）では個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。	専門職による集団支援と個別支援を行い、母子的変化をカファレンスで共有し、子どもの発達に応じた具体的な支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。今後も引き続き、発達に関する不安や、育てにくさを感じている幼児と保護者に対し、子どもの発達を促す支援と保護者の育児不安や負担の軽減を図るよう支援します。	C	多摩区役所	地域支援課						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括 (成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	183		「おいでよ!たまっ子」～あおぞら保育～	<p>■目的・目標：地域の保育園職員や園児と地域の親子の交流を通し、楽しい子育てや保育の方法を伝え合い、子育てや保育を支援します。</p> <p>■事業内容：区内6か所の公園に保育士、看護師、栄養士が出向き、主に2～3歳児を対象にした様々な遊びを楽しんだり、子育てや保育の相談を受けたりします。</p>	<p>年度当初から予備日を設定し、雨天時の日程調整や、ニーズに合わせて区役所講堂で臨時開催等、予定以上に年間27回の実施をしました。参加園からも参加しやすく遊びの経験が広がったと好評でした。</p> <p>認定保育園が集まりやすい公園に場所を変えたり、区役所講堂で区役所周辺の保育園を招き臨時開催したりし、参加人数は年間1375名と昨年より増えました。</p> <p>保育園が近隣の公園にあつまり遊びを共有することで、交流や遊びの経験の広がりに繋げる事ができました。</p>	<p>平成30年度実施課題を踏まえ、実施する公園数を1か所増やし7か所の公園で年間27回(全28回計画しましたが、悪天候により1回中止しました。)実施しのべ2202名の参加がありました。参加園の方も楽しみにしており、ニーズの高さを感じます。安全に遊んでもらうために、場所によっては参加園数や参加年齢等を配慮し依頼したり、会場を2か所に分ける等の配慮をしたことで、混乱なく又安全に楽しむことができました。事業のプログラムの運営に参加保育園職員にも加わってもらい、子育て支援のスキルアップ、保育の質の向上に繋がっています。研修参加が体制的に難しい園の職員も散歩(保育中)の中で参加をしたり、民間園同士の交流の場となっています。一方保育園園児だけでなく地域親子も子どもと向き合うきっかけとなり、広く子どもの健全育成に繋がっています。今年度新たに増やした公園では、参加園も多くあり好評です。</p>	<p>周知が進み参加園の方も楽しみにしており、ニーズの高さを感じます(全27回 2263人)安全に遊んでもらうために、場所によっては参加園数や参加年齢等を配慮し依頼したり、混乱なく又安全に楽しむことができました。事業のプログラムの運営に参加保育園職員にも加わってもらい、子育て支援のスキルアップ、保育の質の向上に繋がっています。研修参加が体制的に難しい園の職員も散歩(保育中)の中で参加をしたり、民間園同士の交流の場となっています。一方保育園園児だけでなく地域親子も子どもと向き合うきっかけとなり、広く子どもの健全育成に繋がっています。今年度新たに増やした公園では、参加園も多くあり好評です。</p>	<p>地域の中の施設を利用することで、近隣園も参加を楽しみにしているところも多い事業です。進行に参加園にお願いすることで、相互の遊び方を披露することで、新たな技術の習得にもつながり、また顔合わせが増える中園同士の繋がりが深まり、情報交換を行うなど、子育て支援強化につながっています。特に小規模園にとっては、研修に出る機会が限られているため、こういった場で相談を行うことで、保育の質の向上につながっており、今後も継続が必要な事業です。</p>	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当
							<p>■目的・目標：地域で子ども・子育てを支援の充実を図るために、子育て支援活動を行う団体・機関、保育所等・地域連携担当課長が特に認める団体・機関等に対し、遊具等の貸出を行います。</p> <p>■事業概要：対象団体や機関、施設に安全マットや玩具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動に利用してもらいます。</p>	<p>区内子育て支援団体、サークル、小規模保育所、認可保育所等広く子育て支援の場や、保育等、また子育て中の市民に130回遊具や教材を利用してもらいました。支援団体等には、教材の演じ方等実技を具体的に知らせたり、遊具の使い方を説明したりしながら貸し出すことで様々な子どもの集まる場で活用してもらえました。今年度より、貸出の際申請書に記入してもらうことで、利用の確認が確実に、予約の重複もなく気持ちよく利用していただくことができました。</p>	<p>区内子育て支援団体、サークル、小規模保育所、認可保育所等広く子育て支援の場や、保育等、また子育て中の市民に133回遊具や教材を利用してもらいました。支援団体等には、教材の演じ方等実技を具体的に知らせたり、遊具の使い方を説明したりしながら貸し出すことで様々な子どもの集まる場で活用してもらえました。今年度より、貸出の際申請書に記入してもらうことで、利用の確認が確実に、予約の重複もなく気持ちよく利用していただくことができました。</p>	<p>家庭では購入しないような大型遊具を含めて貸し出すことが可能なため、ママ・パパの小グループへの貸し出しなど多くの方に使っていただいています。また、貸出し前後の会話の中で活動中の課題についての話や、子どもにもっと遊んでもらう接し方などのアドバイスもでき、子どもと過ごす時間が良い楽しいものになることができたと考えます。今後も必要な事業です。</p>	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当	
							<p>■目的・目標：家庭で保育している親子を主な対象に楽しく集い遊ぶ場の提供を地域の子育て支援者と協働で実施し、育児不安やストレスの軽減、保護者同士の交流を推進します。</p> <p>■事業概要：区内3か所を会場に、公私立認可保育園、主任児童委員、民生委員児童委員、子育て支援センター等との協働により、子育てのフリースペースを開催し、親子のふれあい・交流・相談の場とします。</p>	<p>3地区4会場にて年間1,508名の地域親子の集まる場となり、各地域に密着した遊びの会となっています。参加者同士の交流の場、地域の方々の顔見知りになる場、専門職員によるゆったりした相談の場として気を張らずに参加していただき、地域の方に得意なことを披露していただいたり、ミニ講座としてベヒーマッサージ等も紹介していただき地域の方と繋がる機会になっています。保育士によるおさんどふれあひあそび、季節にちなんだ制作、毎月ごとのお誕生会等参加いただいた方には、家庭で経験できないことが体験できると喜ばれ、親子で笑顔で帰っていく姿が見られました。</p>	<p>3地区4会場にて年間27回開催しました。公私立保育園を中心に、各地区の子育て支援に関わる様々な人材がスタッフとして運営に携わり地域親子の交流の場、リフレッシュの場として活用されています。「ママパパ」という愛称で周知され、年間1,477人の親子が参加され、50組近く集まる会場もありました。保育士による親子遊びや、栄養士や看護師によるミニ講座、地域ボランティアの活躍の場としてベビトレヨガや親子体操、季節の行事にちなんだ内容を実施、また、音楽コンサートなど親子で楽しめる内容を実施し、毎月楽しみに参加され、スタッフが安心してすごされることで子どもも笑顔で帰っています。</p>	<p>周知が広がったことで、受付後にすぐに定員になることもしばしば起こる事業です。近隣の同世代のお子さんを持つママパパの交流の場として、また専門職との子育て相談、ママパパのリフレッシュの場として好評を得ています。</p> <p>計画期間の3年間で、担当保育園を公立のみならず民間保育園にも広げ、連携の範囲を増やすことができました。また、地道な広報により、令和元年度には、参加者の人数を増やすことができました。</p> <p>孤立化しやすい子育て環境にある家庭支援のためにも、今後も必要な事業です。</p>	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当	
							<p>■目的・目標：子育てにゆとりと自信を持てるよう、保育体験や専門職の各種講座を通して乳幼児の発達や養育、生活を知らせながら子育てに対する悩みや不安の解消を促進します。</p> <p>■事業概要：園児と一緒に保育カリキュラムに基いた生活や遊びが経験できる保育体験や子育て講座等を実施します。</p>	<p>保育園の中で同年齢の子どもと一緒に遊びや食事の体験をしてもらうことで、同年齢の子どもの遊びや発達の様子を知っていただくことができました。また、保育者の実際の子どもへの接し方が参考になったとの感想が多くあり、体験後も保育園の園庭開放や遊びの会への参加に繋がりが子どもの安心できる居場所として保育園の利用に繋がっています。各種講座で専門職である保育士、栄養士、看護師の話から子育ての見通しを持つことができ、季節や発達時期に応じた関わり等直接職員に相談できることで子育てに安心感を持ち子どもの健やかな成長へつながりました。</p>	<p>保育園という子どもがいる環境の中で同年齢の子どもと一緒に遊びや食事の体験をしてもらうことで、同年齢の子どもの遊びや発達の様子を知っていただくことができました。また、保育者の実際の子どもへの接し方が参考になったとの感想が多くあり、体験後も保育園の園庭開放や遊びの会への参加に繋がりが子どもの安心できる居場所として保育園の利用に繋がっています。各種講座で専門職である保育士、栄養士、看護師の話から子育ての見通しを持つことができ、季節や発達時期に応じた関わり等直接職員に相談できることで子育てに安心感を持ち子どもの健やかな成長へつながりました。</p>	<p>保育園には通っていないおさんどたちが、保育園という同年齢の子どもと一緒に遊びや食事の体験をしてもらうことで、保護者の方に同年齢の子どもの遊びや発達の様子を知っていただくことができました。また、体験後も保育園の園庭開放や遊びの会への参加に繋がりが子どもの安心できる居場所として保育園の利用に繋がっています。各種講座で専門職である保育士、栄養士、看護師の話から子育ての見通しを持つことができ、季節や発達時期に応じた関わり等直接職員に相談できることで子育てに安心感を持ち子どもの健やかな成長へつながるなど、多くの点で好評な事業であるので継続していきます。</p>	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当	
<p>■目的・目標：地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供するために、子育て情報冊子等の配布、案内や、保護者同士の交流を図るための集会等を実施します。</p> <p>■事業概要：就学前の子どもを持つ外国人親子のためのフリースペースの開設により言葉や習慣が違うなかでの子育ての支援を行います。</p>	<p>保護者同士の情報交換を中心に毎月第2金曜日、午前10時～12時、多摩市民館児童室にて11回(8月を除く)開催しました。区内の子育てサークルが運営し、ランチ会やリズム遊び、クリスマス会、折り紙でひな人形作りなどのイベントを実施しながら、参加者同士の仲間づくりに努めました。特に力を入れた取組は、参加者の困っていることを聞いて行政で利用できる制度や担当部署の案内です。</p>	<p>保護者同士の情報交換を中心に毎月第2金曜日、午前10時～12時、多摩市民館児童室にて11回(8月を除く)開催しました。区内の子育てサークルが企画運営し、料理体験、リズム遊び、季節の遊び(百人一首や折り紙でひな人形を作る)などのイベントを実施しながら参加者同士の交流を深め仲間作りに努めました。特に力を入れた取組は、親子で参加できる地域のイベントや施設の紹介です。</p>	<p>毎月1回の通年事業として、外国人の親子のために定期的に安心して交流できる場所を提供しました。地域の施設情報を行うことで、子どもが初めて保育園等の団体生活を送ることの不安解消に繋がることができました。</p> <p>年度初めは前年度からの参加親子の環境の変化(保育園入所等)で利用が少ない傾向にあります。事業の存在を知ってもらい、必要とする親子に広報が届くように、広報活動の幅を広げる必要があります。</p>	C	多摩区役所	生涯学習支援課								
<p>■目的・目標：地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供するために、子育て情報冊子等の配布、案内や、保護者同士の交流を図るための集会等を実施します。</p> <p>■事業概要：0歳～2、3歳の子どものと親に向けたフリースペースを開設し、母親同士の交流や情報交換をすることで不安や悩みの軽減を図ります。</p>	<p>保護者同士の情報交換を中心に毎月第2、第4火曜日、午前10時～12時、多摩市民館児童室にて19回(8月を除く)開催しました。区内の子育てサークルが運営し、子どもの日やクリスマス、ひな祭りなどの季節行事に合わせた工作を実施したり、毎回親子で楽しめる手遊びや絵本の読み聞かせも行い、参加者同士の仲間づくりや子育てのヒントの提供に努めました。特に力を入れて取り組んだことは、保護者同士の情報交換の時間を多く取り、仲間づくりに繋がるようにしたことです。</p>	<p>参加親子の交流や情報交換を中心に毎月第2、4火曜日、午前10時～12時、多摩市民館児童室にて19回(8月を除く)開催しました。区内の子育てサークルが企画運営し、季節にちなんだ工作(こどもの日、クリスマス、ひな祭り等)お誕生日会を実施しました。特に力を入れた取組は、参加親子がフリーで過ごす中、親子で楽しめる手遊びや季節感のある童謡、絵本の読み聞かせ等を行い、共有する時間も大切にしながら仲間づくりに繋がっています。</p>	<p>毎月2回の通年事業として、地域の子育て中の親子が安心して楽しく過ごせる場として定着しています。地域の子育てに関わるイベント情報等を積極的に発信することにより、地域への関心や子育てに関する視野を広げきっかけになりました。</p> <p>参加親子の平均が14組程度あり、会場の定員超過が危惧されるため、事業を遂行するうえで工夫が必要です。</p>	C	多摩区役所	生涯学習支援課								

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課		
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。	18条	☆	189	45 279	麻生区子ども関連ネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標：区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。</p> <p>■事業概要：区内で活動する子育てサークルや自主グループ相互の情報共有・意見交換や交流の促進および活動を支援することを目的・目標とした交流会を実施します。</p>	区内で活動している子育てサークル等の交流会を開催し、情報共有および意見交換を行いました。活動の広報や、担い手の課題などを共有し、サークル同士のつながりの強化に役立ちました。	区内で活動している子育てサークル等の交流会を開催し、情報共有および意見交換を行いました。活動の広報や、担い手の課題などを共有し、個別のサークルの活動に選択肢が増えたほか、サークル同士のつながりの強化に役立ちました。	区内で活動している子育てサークル等の交流会を開催し、情報共有および意見交換を行いました。活動の広報や、担い手の課題などを共有し、個別のサークルの活動に選択肢が増えたほか、サークル同士のつながりの強化に役立ちました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。	C	麻生区役所	地域ケア推進課		
						☆	190	大学との連携による子育て支援事業	<p>■目的・目標：区内および隣接する大学等の資源を活かし、親と子が楽しんで過ごす機会を提供し、子どもの健全な発達・発育を促進します。</p> <p>■事業概要：「麻生区・6大学 公学協働ネットワーク」を活用した大学との連携を通して、未就学の親子を対象に各種講座やコンサートなどの子育て支援を行います。</p>	昭和音楽大学との連携では大学の本格的なコンサートホールでの未就学児親子向けのコンサート、田園調布学園大学との連携では遊びの会や創作活動、玉川大学との連携では保護者向け講座を実施しました。子どもにとって魅力的な活動を実施し、親子の関わりや子どもの発達に有意義な時間を提供することができました。	昭和音楽大学との連携では大学の本格的なコンサートホールでの未就学児親子向けのコンサート、田園調布学園大学との連携では遊びの会や創作活動、玉川大学との連携では保護者向け講座を実施しました。子どもにとって魅力的な活動を実施し、親子の関わりや子どもの発達に有意義な時間を提供することができました。	昭和音楽大学との連携では大学の本格的なコンサートホールでの未就学児親子向けのコンサート、田園調布学園大学との連携では遊びの会や創作活動、玉川大学との連携では保護者向け講座を実施しました。子どもにとって魅力的な活動を実施し、親子の関わりや子どもの発達に有意義な時間を提供することができました。	「麻生区・6大学 公学協働ネットワーク」を活用した大学との連携を通して、区内および隣接する大学等の資源を活かし、親と子が楽しんで過ごす機会を提供し、子どもの健全な発達・発育に寄りました。定員を超える申込者のいる事業も多いですが、協働先の大学のカリキュラム日程や安全確保の観点から規模の拡大は難しい状況です。引き続き、地域におけるさまざまな社会体験ができるように、子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。	C	麻生区役所	地域ケア推進課
						☆	191	子育て人材バンク事業	<p>■目的・目標：区内で活動する子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を提供します。</p> <p>■事業概要：区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行います。</p>	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを120名派遣し、グループ活動の支援を行いました。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを122名派遣し、グループ活動の支援を行いました。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを140名派遣し、グループ活動の支援を行いました。	子育てグループのニーズに合わせた丁寧な活動支援を行ってきたことで着実に派遣実績が増えてきています。更なる発展のために、これまで以上に子育てボランティア会員と利用会員の登録数を増やすことと、双方の活動がより活性化されるよう改善していく必要があります。	C	麻生区役所	地域ケア推進課
(8)子育てしやすい環境づくり	⑮ 仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組についての普及・啓発を行います。	3条 18条	☆	192		男女共同参画センター(すくらむ21)事業	<p>■目的・目標：仕事を持つ親等が安心して子育てできる環境づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：ワーク・ライフ・バランスなどの男女共同参画に関連する講座や市内の事業所や学校への出前講座の開催等を通じ、事業者や市民に対する啓発を行います。</p>	男女共同参画センターにおいて、「職場復帰セミナー&カフェ」(計2回、参加延べ54人)、「育休後カフェ」(計3回、参加延べ12人)、「N/Aのための子育てサロン」(計8回、参加延べ427人)、「イクメン講座(高津区共催)」(計4回、参加延べ43人)、「絵本との出会いー0歳児の親子のためのちいさなおはなし会」(計9回、参加延べ196人)、「子育てほっとサロン2017」(計10回、281人)の講座を開催しました。職場復帰を目指す男女、男性を対象とした講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。	男女共同参画センターにおいて、「職場復帰セミナー&カフェ」(計2回、参加延べ30人)、「育休後カフェ」(計11回、参加延べ62人)、「ダブルケア講座」(計1回、16名)「パパのための子育てサロン」(計4回、参加延べ40人)、「イクメン講座(高津区共催)」(計4回、参加延べ27人)、「絵本との出会いー0歳児の親子のためのちいさなおはなし会」(計9回、参加延べ419人)、「子育てほっとサロン2018」(計7回、225人)の講座を開催しました。職場復帰を目指す男女、男性を対象とした講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。	男女共同参画センターにおいて、「職場復帰セミナー&カフェ」(計2回、参加延べ54人)、「育休後カフェ」(計10回、参加延べ54人)、「ダブルケア講座」(計1回、3名)、「イクメン講座(高津区共催)」(計4回、参加延べ25人)、「絵本との出会いー0歳児の親子のためのちいさなおはなし会」(計9回、参加延べ203人)、「子育てほっとサロン2019」(計12回、230人)の講座を開催し、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。	育児と介護が同時進行となるダブルケアについては、就労継続に関する子育て期の男女の支援講座として、継続した取組が必要です。平成29年度から令和元年度までの評価としては、平成30年度に男女共同参画センターで開催した「ダブルケア育児と介護の同時進行の現実と支援の今を見つめる」に参加したメンバーを中心に「ダブルケアかわさき」を立ち上げるに至り、男女共同参画センターとの協働事業や勉強会、個別支援や個別相談を実施するなど、一定の成果を収めています。	C	市民文化局	人権・男女共同参画室		
						☆	193	ワーク・ライフ・バランス推進事業	<p>■目的・目標：子育て家庭に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組についての普及・啓発を行います。</p> <p>■事業概要：事業者や住民が、仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために、九都県市や4県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市)で合同して広域的なワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、市内在住・在勤の子育て中の方を対象としたセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの啓発への取組を推進します。</p>	子育て家庭を対象に、「現在働いている方、育休中・産休中の方向け」セミナーを2回、「これから働き始める方、再就職希望の方向け」セミナーを1回開催しました。平日以外の開催日を設定し、延べ49人が参加しました。(前年度33人)企業の経営者・管理職・人事労務担当者向けにワークライフバランスセミナーを開催し、仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発を行いました。	子育て家庭を対象に、「現在働いている方、育休中・産休中の方向け」セミナーを2回、「これから働き始める方、再就職希望の方向け」セミナーを1回開催しました。平日以外の開催日を設定し、延べ38人が参加しました。(前年度49人)企業の経営者・管理職・人事労務担当者向けにワークライフバランスセミナーを開催し、仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発を行いました。	子育て家庭を対象に、「現在働いている方、育休中・産休中の方向け」セミナーを2回、「これから働き始める方、再就職希望の方向け」セミナーを1回開催するべく準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。	子育て家庭を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発を行うことができました。より多くの人にセミナーを受講してもらえよう、広報を強化していきます。また、セミナーの内容についても、受講者のアンケート結果を参考に改善を図っていきます。	C	こども未来局	企画課
(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等	⑯ 児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。	19条	☆	194	272	要保護児童対策地域協議会	<p>■目的・目標：児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。</p> <p>■事業概要：要保護児童の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p>	要保護児童対策地域協議会(開催回数18回、延べ参加人数約540人)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。	要保護児童対策地域協議会(開催回数18回)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。	要保護児童対策地域協議会(開催回数18回)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。	3年間を通じて、要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童等に関する情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を行える地域ネットワークを作り上げてきました。要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用しての支援が見込まれるため、ネットワークの更なる強化・効果的・具体的な連携を進めらるような取り組み等を進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課	
(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等 親等による虐待・体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。	⑯ 児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。	19条		195	198	児童虐待防止に関する総合調整	■目的・目標 ：児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。 ■事業概要 ：本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。 育児不安、養育相談等、子どもに関する様々な問題に関する家族からの相談ニーズは高い状況が続いています。 引き続き、子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、関係機関との連携のもと適切な支援を実施します。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
	⑰ 親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。	3条		196		乳幼児虐待予防事業	■目的・目標 ：親支援グループでのミーティングを通して、乳幼児虐待の未然防止、重症化予防を図ります。 ■事業概要 ：母子別室で母親が安心して話せる場を保障し、自身の気持ちや行動を振り返る機会となるよう、親支援グループミーティングを実施します。	各区保健福祉センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な妻支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイスを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	各区保健福祉センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な妻支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイスを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	各区保健福祉センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な妻支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイスを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	育児に悩みを抱えている母親を対象にグループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止をはかりました。また、人材育成及び連携強化のためにスーパーバイスを実施しました。 今後も乳幼児健診や各種相談事業、訪問事業等、他の母子保健事業との連携強化を図る必要があります。	C	こども未来局	こども保健福祉課	
					197		虐待防止啓発事業	■目的・目標 ：川崎市子どもを虐待から守る条例第13条に基づき児童虐待防止普及啓発活動を実施します。 ■事業概要 ：児童虐待の発生予防と社会的認識の向上のため、様々な機会を捉えた啓発活動を行うとともに、関係機関等を対象とした研修会などを実施します。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、第2回目となる小学生チームによるフットサル大会「オレンジリボンファミリーカップ」を実施し、小学生のみならずコーチや保護者に対して啓発を行いました。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、第3回目となる小学生チームによるフットサル大会「オレンジリボンファミリーカップ」を実施し、小学生のみならずコーチや保護者に対して啓発を行いました。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、第4回目となる小学生チームによるフットサル大会「オレンジリボンファミリーカップ」を実施し、小学生のみならずコーチや保護者に対して啓発を行いました。	川崎フロンターレと連携して、500名を超える多くの参加者がオレンジリボンカップに参加をし、参加者やコーチやその保護者に児童虐待の広報を行うことができました。 参加者を募り、虐待の認識向上を図る上で、より効果的な虐待防止啓発の周知方法を行う必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					198	195	児童虐待防止に関する総合調整(再掲)	■目的・目標 ：児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。 ■事業概要 ：本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。 育児不安、養育相談等、子どもに関する様々な問題に関する家族からの相談ニーズは高い状況が続いています。 引き続き、子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、関係機関との連携のもと適切な支援を実施します。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
	⑱ 各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。	20条		199	151 349	児童家庭相談事業(再掲)	■目的・目標 ：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。 ■事業概要 ：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました(平成29年度相談受付件数9,643件)。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました(平成30年度相談受付件数8,054件)。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました(令和元年度相談受付件数8,109件)。	3年間を通じて、基本の相談・支援を行った他、多問を抱えた家庭・児童に対する専門的な相談にも対応をしてきました。 他問題を抱えた家庭・児童への相談は今後増えること予想されることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取組を進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
					200	350	児童相談所相談事業	■目的・目標 ：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。 ■事業概要 ：相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施します。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童に関する専門相談機関として、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組むことで児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。 児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助体制構築の必要は高く、職員の専門性向上が必須です。 引き続き職員の専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の権利を尊重した相談援助を実施していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					201		児童虐待防止センター事業	■目的・目標 ：児童虐待に関する通報・相談を24時間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげます。 ■事業概要 ：子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談について、24時間365日の電話相談を実施します。	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。(平成29年度電話相談件数3,570件)	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。(平成30年度電話相談件数2,539件)	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。(令和元年度電話相談件数2,576件)	3年間を通じて、虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。 児童虐待防止センターの周知を行い、今後も児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげていきます。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等	各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。	20条		202	345	人権オンブズマン相談・救済事業	<p>■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うことができ、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。</p> <p>■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を実施します。</p>	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者一人ひとりの状況等を的確に把握し、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。 子どもの権利の侵害に関する相談について、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うこと、また、救済申立てについては、関係機関等と連携し迅速かつ的確な調査・調整等を行うことが求められます。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当
						川崎市立学校インターネット問題相談窓口	<p>■目的・目標：川崎市立学校インターネット問題に対する相談業務における環境を整備し、その充実を図ります。インターネットや携帯電話でのいじめ・いやがらせ・トラブルや依存などのインターネット問題に対する相談業務の窓口役を果たします。</p> <p>■事業概要：ネットいじめやインターネットトラブル(SNSチェーンメール、課金請求、依存など)で困っている子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決をめざします。</p>	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、相談総件数は、55件あり、そのうち、ネット関連相談が、40件でした。Twitterに關係する相談が最も多く、次いでLINEに關係する相談やその他のSNSに關係する相談となっています。ネット外相談が、15件です。いじめに関するものや、各種悩み相談などでした。また、子どもたちを守るための啓発資料として、「保護者向けインターネットガイド(A3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通してその保護者に配付するとともに、全市立学校全教職員に配付しました。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、27件ありました。SNSへの書き込みや投稿内容の削除要望に関する内容の相談が13件と最も多く、次いでネット依存に関する相談が7件、ネット監視依頼が5件となっています。子どもたちを守るための啓発資料として、「川崎市版保護者向けインターネットガイド(A3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通してその保護者に配付するとともに、全市立学校全教職員に配付しました。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、46件ありました。SNSへの書き込みや投稿内容の削除要望に関する内容の相談が16件と最も多く、次いでネット依存に関する相談が7件となっています。子どもたちを守るための啓発資料として、「川崎市版保護者向けインターネットガイド(A3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通してその保護者に配付するとともに、全市立学校全教職員に配付しました。	川崎市立学校インターネット問題に対する相談業務として、インスタグラム等最新のSNSの相談や、状況に応じて他機関と連携する等、さまざまな対応をしました。また、子どもたちを守るための啓発資料「川崎市版保護者向けインターネットガイド」作成を継続し、最新の内容になるよう工夫しました。 計画期間中に、インターネットガイドの改訂を行いました。また、川崎市立学校インターネット問題連絡協議会の中で連携を図り、新たな資料の作成もしました。協議会では、3年間で参加する有識者の連携が深まりました。 相談窓口の一層の周知といつでも状況に応じた相談ができ、最新の内容への迅速な対応を進めるための情報を収集するとともに、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。	C	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター
						24時間電話相談	<p>■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等に対し24時間いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。</p>	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」を開設し、緊急を要する場合には関係課に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えました。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入しました。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、274件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」を開設し、緊急を要する場合には関係課に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えました。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入しました。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、248件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。 児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、248件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	全市立学校の児童生徒に対し、QRコードを掲載した「24時間子供SOS電話相談」の案内カードを配布し、周知に努めました。また、長期休業前の児童生徒指導の通知に保護者向け文書として周知するように依頼しています。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。 相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるように、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
						教育相談事業	<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	来所面接相談では、145件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、611件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	来所面接相談では、99件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、929件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。 総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。	来所面接相談では、125件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、589件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。 総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。	友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談等、子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応し、支援を行いました。 子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
(10)育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理	学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。	21条		207	282	スクールカウンセラーの配置・活用	<p>■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。 中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ20,303名、小学校・特別支援学校では延べ753名、高等学校では延べ1,234名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。 中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ20,331名、小学校・特別支援学校では延べ816名、高等学校では延べ1,137名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。 中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ19,413名、小学校・特別支援学校では延べ921名、高等学校では延べ1,096名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。また、事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。 学校における教育相談活動を継続し、子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、いじめや不登校等を未然防止、早期解決するためにも、専門性を生かした相談体制の構築を図る必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
						子ども文化センター	<p>■目的・目標：自由に遊び、学びあひながら、児童の自主性・創造性・協調性を養います。</p> <p>■事業概要：児童厚生施設として地域住民等と連携しながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ります。</p>	各こども文化センターにおいて、施設のお祭りや体験事業等、地域住民や諸機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。	各こども文化センターにおいて、施設のお祭りや体験事業等、地域住民や諸機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。	各こども文化センターにおいて、施設のお祭りや体験事業等、地域住民や諸機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮した児童の健全な育成を行いました。 引き続き、子どもの居場所を提供するだけでなく、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べるよう、健全育成を図っていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(10) 育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理 子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。	⑱ 学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。	21条		208		子ども夢パーク事業	<p>■目的・目標：条例第27条に基づき、子どもの居場所の確保等のために実施します。</p> <p>■事業概要：子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、地域住民等と連携しながら、子どもの意見表明・参加を実践できる事業を実施します。</p>	各種行事の実施にあたって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。	各種行事の実施にあたって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。	各種行事の実施にあたって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。	子どもが自由に遊べる居場所を確保することができました。また、事業の実施にあたっては、子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。	C	こども未来局	青少年支援室
				209	341	学校教育推進会議	<p>■目的・目標：地域と学校が協力し支え合う、よりいっそう開かれた学校づくりの推進を図ります。</p> <p>■事業概要：児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等が、学校長から学校運営等について説明を受け、意見を述べる機会として設置し、教育目標、教育活動等に関し、定期的に話し合います。</p>	各校において、定期的に「学校教育推進会議」（コミュニティ・スクールにおいては「学校運営協議会」）を開催し、学校長と児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等が、教育目標、教育活動等について話し合いました。なお、この会議は「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」第33条「より開かれた育ち・学ぶ施設」に規定されている「定期的に話し合う場」の機能を有しています。	各校において、定期的に「学校教育推進会議」（コミュニティ・スクールにおいては「学校運営協議会」）を開催し、学校長と児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等が、教育目標、教育活動等について話し合いました。	各校において、定期的に「学校教育推進会議」（コミュニティ・スクールにおいては「学校運営協議会」）を開催し、学校長と児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等が、教育目標、教育活動等について話し合いました。	全学校で、地域住民や保護者に子どもの意見が伝わる機会を設けたことで、よりよい学びの環境をめざした開かれた学校づくりを推進できました。 児童生徒が安心して学べる環境をさらに推進するために、発達段階や児童生徒一人一人のニーズに適した環境づくりをめざす取組をしていきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室
	⑳ 保育園や学校、こども文化センター等におけるバリアフリー化等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう、安全管理体制を整備します。	22条		210		安全管理事業	<p>■目的・目標：保育所内での会議や安全点検及び研修を通して、職員一人一人の安全管理についての意識の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：各保育所において、園長の管理のもと、安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持に努めます。また安全管理研修を実施します。</p>	各園で安全点検を実施し、危険箇所・改善点などについて職員会議で周知し、安全性の確保や機能の保持に努めました。	各園で安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、園庭等の安全点検を実施し、危険箇所・改善点などについて職員会議で周知し、安全性の確保や機能の保持に努めました。	各園で安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、園庭等の安全点検を実施し、危険箇所・改善点などについて職員会議で周知し、安全性の確保や機能の保持に努めました。	各園で実施している定期的な園舎内外の安全点検や会議を通して職員の安全管理についての意識が向上しました。	C	こども未来局	運営管理課
				211		事故防止事業	<p>■目的・目標：事故事例研修や事故報告書の分析結果を基に、職員の事故防止への意識向上を図ります。</p> <p>■事業概要：保育所における乳幼児の事故事例を基に研修を実施し、周知徹底を図り、再発防止に努めます。また、各園においてヒヤリハット記録を実施、分析し日常的な事故予防対策に努めます。</p>	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で共有し、事故予防対策に努めました。また、保育内容研究会報告会（看護師）で、「乳幼児期に危険を恐れてやらないのではなく、身体を動かす事が大切なこと」とリスクコミュニケーションの大切さを伝え、安全管理への意識向上に努めました。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、事故当時の状況を検証・検討し、事故予防対策に努めました。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、事故当時の状況を検証・検討し、事故予防対策に努めました。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で共有・検証・検討を行い、事故の再発防止に努め、検証結果を基に職員の自己節への意識向上を図りました。	C	こども未来局	運営管理課
				212		こども文化センターの施設整備	<p>■目的・目標：老朽化施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に沿って、障害のある子どもが利用しやすい施設にします。</p> <p>■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となるよう、老朽化した設備等を改修し、利用しやすい環境を整備します。</p>	老朽化した施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。	老朽化した施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。	老朽化した施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。	子どもの自主的な活動を安全に行える環境づくりを推進しました。 引き続き、老朽化する設備の補修等施設整備を実施し、子どもが安心・安全に活動できる環境づくりを進めていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
				213		わくわくプラザの施設整備	<p>■目的・目標：わくわくプラザ登録児童、利用児童の増加により、狭あいとなった施設の解消のため整備を行います。</p> <p>■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となるよう、老朽化した設備等を改修し、利用しやすい環境を整備します。</p>	わくわくプラザの施設整備を行うとともに、学校と協議し余裕教室を利用させてもらうなどして、狭あい施設の解消を行いました。	わくわくプラザの施設整備を行うとともに、学校と協議し余裕教室を利用させてもらうなどして、狭あい施設の解消を行いました。	わくわくプラザの施設整備を行うとともに、学校と協議し余裕教室を利用させてもらうなどして、狭あい施設の解消を行いました。	子どもが過ごしやすい環境づくりを推進しました。 引き続き、学校施設の活用や施設整備・補修等を実施し、子どもが過ごしやすい環境づくりを進めていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
				214		安全で快適な教育環境整備事業	<p>■目的・目標：児童・生徒に安全・安心で快適な教育環境を整備し、提供します。</p> <p>■事業概要：児童生徒が利用しやすい学校施設となるよう、学校トイレの快適化やエレベータの整備などを推進し、教育環境の向上を図ります。</p>	学校トイレ快適化事業でトイレ工事（7校）、エレベータ改修事業でエレベータを設置（5校）しました。また、学校施設長期保全計画においても、トイレの快適化及びエレベータ設置を実施し、学校の教育環境の上を図りました。	学校トイレ快適化事業でトイレ工事（7校）、エレベータ改修事業でエレベータを設置（4校）しました。また、学校施設長期保全計画においても、トイレの快適化及びエレベータ設置を実施し、学校の教育環境の上を図りました。	学校トイレ快適化事業でトイレ工事（30校）、エレベータ整備事業でエレベータを設置（6校）しました。また、学校施設長期保全計画においても、トイレの快適化及びエレベータ設置を実施し、学校の教育環境の向上を図りました。	トイレの洋式化、ドライ化、手洗い場の改修等を内容とするトイレの快適化を一層進めるとともに、学校のエレベータ設置を進め、施設のバリアフリー化が推進される等、教育環境の改善、向上に繋がりました。 エレベータ設置数が増加し、今後の設備の点検や維持管理コストの確保が課題です。	C	教育委員会事務局	教育環境整備推進室

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(1)育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理	⑳ 保育園や学校、こども文化センター等におけるバリアフリー化等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう、安全管理体制を整備します。	22条		215		学校安全対策事業	<p>■目的・目標：地域全体で学校安全に取り組み、安全・安心な学校づくりを行います。</p> <p>■事業概要：警察官〇日をスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回指導や学校安全ボランティアの指導育成などの防犯対策を実施します。さらに児童の登下校時の安全確保を図るために、通学路の整備や地域交通安全員の配置を行います。</p>	<p>スクールガード・リーダーを20人委嘱し、巡回指導や学校安全ボランティアの指導育成などの防犯対策を実施しました。また、学校からの要望を把握し、地域交通安全員の配置箇所の状況調査を行い適正な配置を行いました。スクールサポーターとの情報共有を目的・目標とした連絡調整会議を開催しました。</p>	<p>今年度もスクールガード・リーダーを20名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の取組を実施しました。また、スクールサポーターとの情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。地域交通安全員の配置状況を確認し、新規箇所の認定等適正な配置を行いました。</p>	<p>今年度もスクールガード・リーダーを20名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の取組を実施しました。また、スクールサポーターとの情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。地域交通安全員の配置状況を確認し、新規箇所の認定等適正な配置を行いました。</p>	<p>スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置により、児童生徒の登下校時における安全確保に向けた取組を進めました。令和元年5月に発生した登戸での殺傷事件を踏まえ、次年度はスクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置を拡充する等、さらなる配置の充実を行うなど、養成等、学校における防犯対策を円滑に実施することができました。</p>	C	教育委員会事務局	健康教育課
(1)育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	㉑ 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	23条	☆	216		保育園長を対象とした研修会の開催	<p>■目的・目標：各保育園園長を対象に、子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について公民館等施設長を対象に、研修会を実施し、子どもの権利への意識向上に繋がります。</p>	<p>7区で保育所等施設長会議を開催する中で、「子どもの権利」等に関しての意見交換や研修会を実施しました。</p>	<p>7区で保育所等施設長会議を開催する中で、「子どもの権利」等に関しての意見交換や研修会を実施しました。</p>	<p>7区で保育所等施設長会議を開催する中で、「子どもの権利」等に関しての意見交換や研修会を実施しました。</p>	<p>「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について、各7区で公民館等施設長会議を開催し、子どもの権利への意識向上に繋がりました。</p>	C	こども未来局	運営管理課
							<p>■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について、職場内で意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。</p> <p>■事業概要：保育園等において子どもの権利をテーマに職場研修を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。</p>	<p>保育の中の人権をテーマに研修会を実施し、子どもの権利への関心を高めることができました。子どもの権利について学ぶことで、保護者にも懇談会等を通じて子どもの守られる権利等について話することができました。</p>	<p>保育の中の人権をテーマに研修会を実施し、子どもの権利への関心を高めることができました。子どもの権利について学ぶことで、保護者にも懇談会等を通じて子どもの守られる権利等について話することができました。</p>	<p>保育の中の人権をテーマに研修会を実施し、子どもの権利への関心を高めることも、保護者にも子どもの守られる権利等について話をする機会を年に数回、継続して行うことで、さらに理解を深めることが必要でできました。</p>	C	こども未来局	運営管理課	
							<p>■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の児童生徒や子育て施設の職員が川崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実施します。</p> <p>■事業概要：条例理解のためのパンフレット等を学校や子どもに関わる施設に配布することにより、施設職員の子どもへの権利への理解を促進します。</p>	<p>保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、各施設の研修、会議等の際に、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ2,272部配布し周知に努めました。</p>	<p>保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、各施設の研修、会議等の際に、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ5,198部配布し周知に努めました。</p>	<p>保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、各施設の研修、会議等の際に、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ5,201部配布し周知に努めました。</p>	<p>条例パンフレットを配布することで、保育園の人権研修に役立ててもらったり、保育士等職員全体の条例認知度を上げることや条例についての理解にも繋がっています。また、保育園内の目に届きやすいところに置いてもらっていることで、子どもの権利を意識しやすくなっていると考えられます。「聞いたことがある」だけではなく、内容を理解している職員を増やすためにも、パンフレットの配布と共に園内研修を推進していく必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
							<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施します。</p> <p>■事業概要：学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。</p>	<p>保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、子どもの権利に関する条例の理解を深めることを中心とした内容で、講師として直接出向いて広報・啓発を行いました（延べ15回757人）。</p> <p>直接講師として講話する以外にも、パンフレット等を提供しており、延べ2,272部配布し、各施設内研修等で活用してもらいました。</p>	<p>子どもの権利に関する条例の理解を深めることを中心とした内容で、講師として直接出向いて広報・啓発を行いました。平成30年度は特に、各区の保育総合支援担当と連携し、保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議のほか、新たに区内の幼保小連携事業実務担当者会議や主任保育士連携会議でも広報・啓発を実施し、周知の機会を90.9%増加させました（延べ42回1,774人）。講話の後は新たにグループワークを実施し、実際の現場で起こりうる事例のなかでの子どもの権利について参加者同士で話し合う機会を設けました。</p> <p>直接講師として講話する以外にも、パンフレット等を提供しており、延べ5,198部配布し、各施設内研修等で活用してもらいました。</p>	<p>子どもの権利に関する条例の理解と子どもの権利を踏まえた子どもとの接し方について、保育園に講師として直接出向いて広報・啓発を行いました。令和元年度も昨年度に引き続いて各区の保育総合支援担当と連携し、保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議のほか、主任保育士連携会議等で広報・啓発を実施し、周知の機会を作りました（延べ55回1,395人）。講話の後に質問の機会を設けたり、グループワークを実施し実際の現場で起こりうる事例のなかでの子どもの権利の尊重について、参加者同士で話し合う機会を設けました。</p>	<p>保育園等での研修を通じ直接保育士等に講義することで、より参加者の子どもの権利に対する意識を高めることができました。派遣講師としての研修は、平成29年度では延べ15回757人だったのが、令和元年度では延べ55回1,395人へと、回数・人数共に大幅に増やすことができました。多くの参加者から、次からは意識して子どもと接していきたいとの感想がありました。2回目以降の参加者からも、1回目よりも内容を落とし込めたとの意見がありました。</p> <p>さらに、パンフレットを配布することで、各自が子どもの権利を再確認することや、子どもの権利の認知度を高めることに繋がっていると考えられます。子どもの権利に関する研修の各区保育総合支援担当への移行を、迅速かつ丁寧に進めていく必要があります。</p>	B	こども未来局	青少年支援室
<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7条第2項に基づき児童相談所等職員に対する研修を行います。</p> <p>■事業概要：子どもに関する関係部署や関係機関等に対して児童虐待防止等をはじめとした子どもの権利に関する研修を実施します。</p>	<p>児童相談所新任職員研修（参加者28人）にて弁護士による子どもの権利をテーマとした研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣（講師派遣回数10回、延べ参加人数248人）を通じて、行政職員を中心に子どもの権利の意識向上を図りました。</p>	<p>児童相談所新任職員研修（参加者38人）にて弁護士による子どもの権利をテーマとした研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利の意識向上を図りました。</p>	<p>児童相談所新任職員研修（参加者45人）にて弁護士による子どもの権利をテーマとした研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利の意識向上を図りました。</p>	<p>3年間を通じて、児童相談所及び区役所・支所要対協調整担当者を中心に研修を実施した他、関係機関へ研修講師を派遣して、行政・民間の児童家庭支援関係職員へ子どもの権利に関する機会を持てました。児童家庭相談部門の職員への研修を継続し、支援の基本となる子どもの権利の理解を深めていきます。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室							

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課					
(1)育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	⑲ 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。	23条	☆	221	27	体罰防止についての意識啓発(再掲)	<p>■目的・目標：人権に対する意識を向上させ、子どもの権利についての理解を深めながら、体罰の防止を図ります。</p> <p>■事業概要：市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施します。</p>	<p>教職員が、児童生徒に対して体罰に頼らない指導や不適切な指導に対する未然防止策として、平成28年に作成した資料「体罰の根絶のために」を活用して体罰禁止を再確認するとともに、様々な教育活動における適切な指導のあり方について、市立学校全校(178校)で研修を行いました。</p> <p>また、児童生徒指導連絡会議において、児童支援コーディネーター及び生徒指導担当者を対象に、一人ひとりの子どもを大切にしたい児童生徒指導の推進をテーマとして協議を行いました。</p>	<p>教職員が、児童生徒に対して体罰に頼らない指導や不適切な指導に対する未然防止策として、今までに発行したリーフレットを再編集し改訂した冊子「一人ひとりの子どもを大切にしたい学校をめぐって」(11)～体罰の根絶を目指して(総集編)～」を全教職員に配付し、市立学校全校(178校)で研修を行いました。</p> <p>また、児童生徒指導連絡会議において、児童支援コーディネーター及び生徒指導担当者を対象に、一人ひとりの子どもを大切にしたい児童生徒指導の推進をテーマとして協議を行いました。</p>	<p>教職員が、児童生徒に対して体罰に頼らない指導や不適切な指導に対する未然防止策として、冊子「一人ひとりの子どもを大切にしたい学校をめぐって」(11)～体罰の根絶を目指して(総集編)～」を全教職員に配付し、市立学校全校(179校)で研修を行いました。</p> <p>また、児童生徒指導連絡会議において、児童支援コーディネーター及び生徒指導担当者を対象に、一人ひとりの子どもを大切にしたい児童生徒指導の推進をテーマとして協議を行いました。</p>	<p>研修資料が充実し、各学校で冊子を使用した研修が実施されました。今後、毎年度の研修でより成果が得られるような資料提供に努めてまいります。</p>	C	教育委員会事務局	指導課					
						☆	222	234	人権尊重教育推進担当者研修	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方法について学びます。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告会、班別協議などの研修を行いました。昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、アンガーマネジメントの研修をはじめ、人権に関する講話や実践報告会、班別協議などの研修を行いました。昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育推進担当者研修においては、ことも未来局青少年支援室子どもの権利担当と連携し、条例の趣旨、指導方法の具体事例を伝え、子どもの権利の理解の促進を図ることができました。</p> <p>各学校において、取組状況に違いがあるため、情報共有を行うなど、研修等において継続して周知をしていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室			
						☆	223	235	校長を対象とした研修会の開催	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p>	<p>第4回の研修会において「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方や「かわさき教育プラン」の「基本政策Ⅱ・施策2. 豊かな心の育成」を踏まえた講話を実施し、人権尊重教育を推進することの重要性の認識を深めました。</p>	<p>第3回の研修会において「外国につながる児童生徒の教育について」及び「人権尊重教育の推進について」のテーマで講演を実施しました。「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方や「かわさき教育プラン」の「基本政策Ⅱ・施策2. 豊かな心の育成」を踏まえた講話を実施し、人権尊重教育を推進することの重要性の認識を深めました。</p>	<p>毎年人権尊重教育に関する講話を行うことで、学校経営に人権尊重教育の視点を踏まえることの意識が高まり、その方針をもとに教育課程や学年(学級)経営をしていくことの理解が深まりました。</p> <p>全教職員が人権尊重教育の担い手となるために、教職員一人一人が人権感覚を身に付け、子どもの人権を守り、豊かな人間性を育成する教育活動を展開できるように取り組みます。</p>	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター			
						☆	224	236	教職員研修	<p>■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め方について学びます。</p>	<p>夏季研修において、子どもの心を開く児童生徒指導研修を実施し、参加体験型の様々な実践に取り組むことで子どもの心をほぐすための方策について理解を深めました。実施後の感想には、「日頃の学級経営や児童生徒指導に活かす実践を学ぶことができた。子どもの権利に配慮した人権尊重教育の進め方について理解できた」等の記述が多く見られました。</p>	<p>夏季研修において、子どもの心を開く児童生徒指導研修を実施しました。参加体験型プログラムに適切な研修会場を確保し、様々な活動に取り組むことで子どもの心をほぐすための方策について理解を深めました。実施後の感想には、「日頃の学級経営や児童生徒指導に活かす実践を学ぶことができた。子ども一人一人の思いを大切にしたい人権尊重教育の実践方法について理解できた」等の記述が多数見られました。</p>	<p>参加体験型プログラムのため、子どもの心をほぐすための方策について具体的に学ぶことができ、研修を今後の学習指導や学級経営の実践に活かすことができました。</p> <p>研修講師は毎年同じ方々に依頼していますが、参加体験型プログラムの内容工夫していたり、しかも、参加するメンバーが多少固定化しているため、参加者の幅を広げる必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター			
						⑳ 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。	23条	☆	225	89	子どもの権利ノート活用(再掲)	<p>■目的・目標：施設委託児童に「子どもの権利ノート」を配布することで相談しやすい環境を整備し、児童の権利擁護を図ります。</p> <p>■事業概要：5県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市)合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、委託児童の権利擁護を図ります。</p>	<p>各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。</p>	<p>各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。</p>	<p>里親に委託した児童に対し「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。</p>	<p>今後も委託児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。</p>	C	ことも未来局	こども保健福祉課
											☆	226	240 362	相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布	<p>■目的・目標：さまざまな悩みを抱える児童生徒に対して、相談できる場所を紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>子どもたちにとって、より見やすく、また、使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載を工夫し、作成しました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、子どもたち一人ひとりが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>さらに、豊学校に在籍する児童生徒にとって使いやすいように、メールで相談できるサイトにアクセスできるQRコードを新たに掲載しました。</p>	<p>子どもたちにとって、より使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載の仕方を再度見直しました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>豊学校に在籍する児童生徒にとって使いやすいように、メールで相談できるサイトにアクセスできるQRコードを引き続き掲載しました。</p>	<p>子どもたちにとってより使いやすいカードにしたり、学校、関係諸機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、豊学校の児童生徒のため、QRコードを付けることで、環境の設定を進めることができました。</p> <p>カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談しやすい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。</p>	C
☆	227	241 356	スクールソーシャルワーカーの配置・活用	<p>■目的・目標：教育の分野に加え、社会福祉等に関する専門的な知識や技術を用いて、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図ります。</p> <p>■事業概要：スクールソーシャルワーカーを市立学校に派遣し、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②相談関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築への協力 ④保護者、教職員等への支援・相談・研修活動等を行います。</p>	<p>各区に1名以上(全8名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の背景を丁寧にさぐり、見極め、当該児童生徒一人一人の奥情に合わせて、その置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</p>						<p>各区に1名以上(全8名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。あわせて、研修の開催(年間17回)等をおして、スクールソーシャルワーカーのさらなる資質向上を図りました。</p>	<p>各区に1名以上(全8名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対して、児童生徒から直接相談を受けたり、保護者と必要な機関へつなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</p> <p>月1回程度、スクールカウンセラーや児童相談所等の関係機関との連携協議会や子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等の研修を行い、連携体制の強化と専門性の向上を図りました。</p>	<p>支援を求める児童生徒及び保護者について、学校からの要請に対して、関係機関等と連携しながら課題の解決を図ることができました。</p> <p>潜在的・多様なニーズに応えられるように、スクールソーシャルワーカーの認知及び関係機関等との更なる連携強化を進めていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室			

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課			
(1)育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	27 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復に努めます。	23条	☆	228	354	電話相談ホットライン	<p>■目的・目標：体罰や先生との関係の悩みについての相談に対応します。</p> <p>■事業概要：平日の午前9時30分から午後5時までの間に、子ども自身や保護者の体罰や先生との関係について、電話相談を受け付けています。</p>	<p>体罰や先生との関係の悩みについての専用の電話相談窓口を、「24時間子供SOS電話相談」の紹介カードに記載して全市立学校児童生徒に配付し、周知しています。</p>	<p>体罰や先生との関係の悩みについての専用の電話相談窓口を、「24時間子供SOS電話相談」の紹介カードに記載して全市立学校児童生徒に配付し、周知しています。</p>	<p>体罰や先生との関係の悩みについての専用の電話相談窓口を、「24時間子供SOS電話相談」の紹介カードに記載して全市立学校児童生徒に配付し、周知しています。</p>	<p>体罰や先生との関係の悩みについての専用の電話相談窓口を、「24時間子供SOS電話相談」の紹介カードに記載して全市立学校児童生徒に配付し、周知しています。</p>	C	教育委員会事務局	指導課			
						☆	229	205 247 353	教育相談事業(再掲)	<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	<p>来所面接相談では、145件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、611件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、99件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、589件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、125件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、589件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談等、子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応し、支援を行いました。子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するために、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
						☆	230	206 248 355	スクールカウンセラーの配置・活用(再掲)	<p>■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通して連携を図りながら、子ども、保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ20、303名、小学校・特別支援学校では述べ753名、高等学校では述べ1、234名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ20,331名、小学校・特別支援学校では述べ816名、高等学校では述べ1,137名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。中学校52校のカウンセラーによる相談は述べ19,413名、小学校・特別支援学校では述べ921名、高等学校では述べ1,096名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、いじめや不登校等を未然防止、早期解決するためにも、専門性を生かした相談体制の構築を図る必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
(1)2)育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	28 子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。	24条	☆	231	4	権利学習派遣事業(再掲)	<p>■目的・目標：「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的・目標とした取組を行います。</p> <p>■事業概要：小学校2～4、6年生及び中学生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を見つける「子どもワークショップ」を行う講師を学校に派遣します。</p>	<p>「子どもワークショップ」を行う講師派遣を希望する小学校29校、中学校5校の合計34校に対して、延べ360名の講師を派遣しました。実施校においては、子どもたちがロールプレイといった参加型の学習を通して、暴力や権利侵害から自分を守る方法を見つけることともに、「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、子どもたちが自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めることができました。</p> <p>また、平成28年度から引き続き、小学校での実施に加えて、中学校6校、特別支援学校1校で取組を行いました。</p>	<p>「子どもワークショップ」を行う講師派遣を希望する小学校29校、中学校5校の合計34校に対して、延べ366名の講師を派遣しました。実施校においては、子どもたちがロールプレイといった参加型の学習を通して、暴力や権利侵害から自分を守る方法を見つけることともに、「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めることができました。</p> <p>さらに、教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を実施しました。</p>	<p>「子どもワークショップ」を行う講師派遣を希望する小学校31校、中学校3校の合計34校に対して、延べ366名の講師を派遣しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を見つけることともに、「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めることができました。</p> <p>さらに、教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。</p>	<p>子どもの権利学習派遣事業を開催することで、「安心・自信・自由」をもとに具体事例を通して大人も子どもも子どもの権利を学ぶことができています。また、このワークショップを通して悩んでいることを誰かに相談することの大切さを学ぶこともでき、いじめや虐待の早期発見につながっています。</p> <p>子どものワークショップを開催する場合は、学校の予算において大人のワークショップも開催することとなっておりますが、さらに子どもの権利について関心をもってもらうための効果的な開催の仕方を検討する必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室			
						☆	232	6 105	かわさき共生*共育プログラム(再掲)	<p>■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止を図るための事業を実施します。</p> <p>■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生*共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルールなどのスキルを学び、集団づくりを促進します。</p>	<p>4月、8月に教育会館において、各学校の担当者に向けて研修を行いました。学校からの要請等により、のべ36回の研修を開催し、事業の啓発の継続と広報に努めました。</p> <p>「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見を尊重され、仲間と集うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズが含まれているエクササイズ集を改訂して学校へ配布し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。</p>	<p>4月、8月に教育会館において、各学校の担当者に向けて研修を行いました。学校からの要請等により、のべ41回の研修を開催し、事業の啓発の継続と広報に努めました。</p> <p>昨年度改訂した「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見を尊重され、仲間と集うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズが含まれているエクササイズ集を活用した研修を工夫し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。</p>	<p>4月、8月に教育会館において、各学校の担当者に向けて研修を行いました。学校からの要請等により、のべ35回の研修を開催し、事業の啓発の継続と広報に努めました。</p> <p>「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と集うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。</p>	<p>計画期間中に新たに、関係組織と連携し、「いじめ・不登校未然防止」「人権プログラム」等を充実させるため、「かわさき共生*共育プログラム」エクササイズ集に14の新エクササイズを追加しました。このエクササイズ集にも掲載している「子どもの権利に関する条例」から考える「あなたの大切だと思う権利はどれ?」を採用前の教職員に向けた研修などで紹介しています。教職員が条例について理解を深めることで、子どもたちが条例について知ったり考えを深めたりする機会を増やすことができるよう取り組んできました。</p> <p>また、平成22年度から始まった「かわさき共生*共育プログラム」における効果測定アンケートを活用して、子どもたち一人ひとりの把握に努める取組も10年間継続しています。学校において、子どもの心に寄り添う相談体制づくりを支援することで、子どもの権利の保障につながるものと考えています。</p> <p>新規採用職員の増加に合わせて、エクササイズによる「子どもの権利に関する条例」の紹介は継続していく必要があります。教職員の理解を深め、人権意識を高めていくことが、子どもたちの人権に関する理解につながると考えます。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括 (成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課			
(12)育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	24 育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職員の対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。	24 条		233	11 115	子どもの権利に関する週間(再掲)	<p>■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進するとともに子どもの権利の理解を地域に広めます。</p> <p>■事業概要：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校においては権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開します。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ712人参加)。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、権利学習資料等を活用した学習を実施しました。また、「子どもの権利に関する週間」において、道徳、学級活動等の授業公開を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ712人参加)。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生*共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ670人参加)。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生*共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生*共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、子どもだけでなく、保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。</p> <p>各学校において、取組状況に違いがあるため、情報共有を行い、さらに取り組みやすくなるための検討が必要です。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室			
							☆	234	222	人権尊重教育推進担当者研修(再掲)	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方法について学びます。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告会、班別協議などの研修を行いました。昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、アンガーマネジメントの研修をはじめ、人権に関する講話や実践報告会、班別協議などの研修を行いました。昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育担当者研修においては、こども未来局青少年支援室子どもの権利担当と連携し、条例の趣旨、指導方法の具体事例を伝え、子どもの権利の理解の促進を図ることができました。</p> <p>各学校において、取組状況に違いがあるため、情報共有を行うなど、研修等において継続して周知をしていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
							☆	235	223	校長を対象とした研修会の開催(再掲)	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p>	<p>第4回の研修会において「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方及び「かわさき教育プラン」の「基本政策Ⅱ・施策2、豊かな心の育成」を踏まえた講話を実施し、人権尊重教育を推進することの重要性の認識を深めました。</p>	<p>第3回の研修会において「外国につながる児童生徒の教育について」及び「人権尊重教育の推進について」のテーマで講演を実施しました。「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方及び「かわさき教育プラン」の「基本政策Ⅱ・施策2、豊かな心の育成」を踏まえた講話を実施し、人権尊重教育を推進することの重要性の認識を深めました。</p>	<p>毎年人権尊重教育に関する講話を行うことで、学校経営に人権尊重教育の視点を踏まえることの意識が高まり、その方針をもとに教育課程や学年(学級)経営をしていくことの理解が深まりました。</p> <p>全教職員が人権尊重教育の担い手となるために、教職員一人一人が人権感覚を身に付け、子どもの人権を守り、豊かな人間性を育成する教育活動を展開できるように取り組みます。</p>	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
							☆	236	224	教職員研修(再掲)	<p>■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め方について学びます。</p>	<p>夏季研修において、子どもの心を開く児童生徒指導研修を実施し、参加体験型の様々な実践に取り組むことで子どもの心をほぐすための方策について理解を深めました。実施後の感想には、「日頃の学級経営や児童生徒指導に活かす実践を学ぶことができました。子どもの権利に配慮した人権尊重教育の進め方について理解できた」との記述が多くありました。</p>	<p>夏季研修において、子どもの心を開く児童生徒指導研修を実施しました。参加体験型プログラムに適切な研修会場を確保し、様々な活動に取り組むことで子どもの心をほぐすための方策について理解を深めました。実施後の感想には、「日頃の学級経営や児童生徒指導に活かす実践を学ぶことができました。子ども一人一人の思いを大切にしたい人権尊重教育の実践方法について理解できた」等の記述が多数見られました。</p>	<p>参加体験型プログラムのため、子どもの心を開くための方策について具体的に学ぶことができ、研修を今後の学習指導や学級経営の実践に活かすことができました。</p> <p>研修講師は毎年同じ方々に依頼していますが、参加体験型プログラムの内容工夫していただいています。しかし、参加するメンバーが多少固定化しているため、参加者の幅を広げる必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
							☆	237	32	スクールカウンセラー研修(再掲)	<p>■目的・目標：いじめ、不登校等の未然防止、早期解決等のために、必要な知識や方策について理解を図ります。</p> <p>■事業概要：市立中学校に配置しているスクールカウンセラー及び市立各学校に派遣している学校巡回カウンセラーを対象に、教育相談についての研修を実施し、子どもの権利についての理解促進と児童生徒への教育相談活動の充実を図ります。</p>	<p>スクールカウンセラー研修会を年4回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行うことで、いじめの問題や不登校への対応等、子どもを取り巻く今日的な課題や対応について理解を深め、児童生徒・保護者への教育相談活動の充実を図りました。</p>	<p>スクールカウンセラー研修会を年4回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行うことで、いじめの問題や不登校への対応等、子どもを取り巻く今日的な課題や対応について理解を深め、児童生徒・保護者への教育相談活動の充実を図りました。</p>	<p>研修会を定期的に実施することで、いじめの問題や不登校への対応等、子どもを取り巻く今日的な課題や対応について理解を深め、児童生徒・保護者への教育相談活動の充実を図ることができました。</p> <p>学校で行う教育相談活動の充実のために、子どもの権利や子どもを取り巻く様々な課題について理解を深める等、教育相談に関する研修を継続する必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
25	学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。	24 条		☆	238	346	人権オンブズパーソン広報事業	<p>■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソン子ども相談カードやポスター、パンフレットの配布や動画の放映等を行い、制度の周知と利用の促進を図ります。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カードを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、保護者用にもチラシを市内の保育園、幼稚園の園児の保護者や小学校の児童の保護者にも学校を通して配布しました。また、ポスターを学校などの関係施設や市内広報掲示板へ掲出したほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示しました。その他、PR動画をアゼリアビジョン等で放映しました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カードを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、保護者用にもチラシを市内の保育園、幼稚園の園児の保護者や小学校の児童の保護者にも学校を通して配布しました。また、ポスターを学校などの関係施設や市内広報掲示板へ掲出したほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示しました。その他、PR動画をアゼリアビジョン等で放映しました。</p>	<p>子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知を図るため区役所等に広報パネルを展示し広く広報しました。</p> <p>子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、また、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、より一層の周知を図り、利用を促進することが必要です。</p>	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当			

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(12)育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	⑯ 学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。	24条	☆	239	347	人権オンブズパーソン子ども教室推進事業	<p>■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図るために実施します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。</p>	人権オンブズパーソン子ども教室を小学校8校、中学校4校(60クラス、2,033人)及び児童養護施設2施設(34人)で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	人権オンブズパーソン子ども教室を小学校8校、中学校4校(55クラス、1,907人)で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	人権オンブズパーソン子ども教室を小学校8校、中学校4校(44クラス、1,473人)及び児童養護施設等2施設(27人)で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ることが必要です。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
						相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布(再掲)	<p>■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できるところを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	子どもたちにとって、より見やすく、また、使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載を工夫し、作成しました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、子どもたち一人ひとりが相談できるような環境づくりを行いました。	子どもたちにとって、より見やすく、また、使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載を工夫し、作成しました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、子どもたち一人ひとりが相談できるような環境づくりを行いました。	「子どもワークショップ」を行う講師派遣を希望する小学校31校、中学校3校の合計34校に対して、延べ366名の講師を派遣しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに、「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めることができました。実施校は大人のワークショップも開催しています。さらに、教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。	毎年「子どもワークショップ」を開催することで、「安心・自信・自由」をもとに子どもの権利に関して具体事例を通して知ることができるよう機会となっています。また、このワークショップを通して悩んでいることを誰かに相談することの大切さも学ぶことができ、いじめや虐待の早期発見につながっています。子どものワークショップを開催する場合は学校の予算において大人のワークショップも開催することになっていますが、年々参加数が減少しています。広く子どもの権利について関心を持ってもらうための効果的な開催の仕方を検討する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室
						スクールソーシャルワーカーの配置・活用(再掲)	<p>■目的・目標：教育の分野に加え、社会福祉等に関する専門的な知識や技術を用いて、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図ります。</p> <p>■事業概要：スクールソーシャルワーカーを市立学校に派遣し、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②相談関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築への協力 ④保護者、教職員等への支援・相談・研修活動等を行います。</p>	各区に1名以上(全8名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の背景を丁寧にさぐり、見極め、当該児童生徒一人一人の実情に合わせて、その置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。	各区に1名以上(全8名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。あわせて、研修の開催(年間17回)等をおとして、スクールソーシャルワーカーのさらなる資質向上を図りました。	各区に1名以上(全8名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒から直接相談を受けたり、保護者と必要な機関へつなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。月1回程度、スクールカウンセラーや児童相談所等の関係機関との連携協議会や子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等の研修を行い、連携体制の強化と専門性の向上を図りました。	支援を求める児童生徒及び保護者について、学校からの要請に対して、関係機関等と連携しながら課題の解決を図ることができました。潜在的・多様なニーズに応えられるように、スクールソーシャルワーカーの認知及び関係機関等との更なる連携強化を進めていく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室
						区を単位とした学校運営支援	<p>■目的・目標：各区内の校長が抱える学校運営上の相談や問題・課題等について、迅速かつ適切に対応するための措置を講じたり、指導・助言を行います。</p> <p>■事業概要：各区役所の地域みまもり支援センターと連携しながら、区・教育担当が、より学校に近いところで迅速かつ丁寧に学校運営を支援します。</p>	各区役所に地域みまもり支援センターが設置され、地域包括ケアシステムのもと、児童生徒に関わる関係部署が情報共有をできるようにになりました。支援が必要な児童生徒、家庭に迅速かつ丁寧に対応できるようになりました。	各区役所に地域みまもり支援センターが設置されており、地域包括ケアシステムのもと、児童生徒に関わる関係部署との情報共有が図られました。また、支援が必要な児童生徒、家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。	各区役所に地域みまもり支援センターが設置されており、地域包括ケアシステムのもと、児童生徒に関わる関係部署との連携を図りました。また、支援が必要な児童生徒、家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。	学校だけでなく、保護者や地域との連携を図り、情報共有することでスムーズな対応を図ることができました。増加する虐待等の対応について、よりきめ細やかな対応を図ってまいります。	C	教育委員会事務局	指導課
						児童生徒指導点検強化月間の実施	<p>■目的・目標：児童生徒指導体制の一層の充実とともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：校内研修の実施や児童生徒指導体制の点検及び児童生徒指導へのアンケート等を実施し、課題や対策について教職員が共有して取り組みます。</p>	全市立学校(178校)を対象に、平成29年6月1日から7月14日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。また、長期欠席児童生徒の実態について把握し、児童生徒のよりよい支援の在り方について、校内で登校支援協議を図りました。	全市立学校(178校)を対象に、平成30年6月1日から7月13日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。また、長期欠席児童生徒の実態について把握し、児童生徒のよりよい支援の在り方について、校内で登校支援協議を図りました。	全市立学校(179校)を対象に、令和元年6月1日から7月12日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。また、長期欠席児童生徒の実態について把握し、児童生徒のよりよい支援の在り方について、校内で登校支援協議を図りました。	教育相談やアンケートのほか、児童生徒の主体的ないじめ防止のための取組を各学校で実施することができました。増加する不登校の実態を把握し、好事例がある学校について共有していくよう努めてまいります。	C	教育委員会事務局	指導課
児童支援コーディネーターの配置・活用	<p>■目的・目標：児童の多様な教育的ニーズへの早期発見・早期対応を図ります。</p> <p>■事業概要：特別支援教育の専門性に加え、児童指導・教育相談のスキルを持った児童支援コーディネーターを専任化し、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、教育的ニーズに応じた校内支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施することで課題の改善を図ります。</p>	小学校全113校で児童支援コーディネーターを専任化し、多様な教育的ニーズのある児童への適切な支援を早期に行うことで課題の改善を図りました。児童支援コーディネーターを中核とした校内支援体制を整備し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう努めました。各種会議、研修会等を通じて取組を報告し、児童支援コーディネーターの連携及びスキルの向上促進を図りました。	小学校全113校で専任の児童支援コーディネーターを指名し、これを核とする校内支援体制を整備し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう努めました。多様な教育的ニーズのある児童への適切な支援を早期に行うことで課題の改善を図りました。経験年数やスキルに応じた研修会を開催したり、各種会議においてベテランの児童支援コーディネーターを中心に情報交換を実施したりして、児童支援コーディネーター同士の連携及びスキルの向上促進を図りました。	小学校全114校で児童支援コーディネーターを専任化し、これを核とする校内支援体制を整備しました。すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう努め、多様な教育的ニーズのある児童への適切な支援を早期に行うことで課題の改善を図りました。経験年数やスキルに応じた研修会を開催したり、各種会議においてベテランの児童支援コーディネーターを中心に情報交換を実施したりして、児童支援コーディネーター同士の連携及びスキルの向上促進を図りました。	児童支援コーディネーター専任化により、よりきめ細やかな児童の観察及び見守りが効能となりました。特に多様な教育的ニーズのある児童への支援について、組織的な対応を行う際の中心として機能することができました。今後も研修等の機会においてスキルの向上を図ってまいります。	C	教育委員会事務局	指導課						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(12)育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	25 学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。	24条	☆	245		いじめ防止対策連絡協議会	<p>■目的・目標：いじめの未然防止について、関係機関と情報を共有し、協議します。</p> <p>■事業概要：いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。</p>	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。	いじめ防止対策連絡協議会の協議の中で全市のいじめの認知件数やその様態などの結果から関係機関から意見を出し合い、各関係機関ができることを話し合いました。	C	教育委員会事務局	指導課
							<p>■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等に対し24時間いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。</p>	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」を開通し、緊急を要する場合には関係課に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えました。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入しました。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けられる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、274件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」を開通し、緊急を要する場合には関係課に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えました。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入しました。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けられる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、246件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開通されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けられる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、248件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	全市立学校の児童生徒に対し、QRコードを掲載した「24時間子供SOS電話相談」の案内カードを配布し、周知に努めました。また、長期休業前の児童生徒指導の通知に保護者向け文書として周知するように依頼しています。児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けられる体制を継続しました。相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるように、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
							<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	来所面接相談では、145件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、611件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	来所面接相談では、99件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、929件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。	来所面接相談では、125件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、589件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。	友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談等、子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応し、支援を行いました。子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
(13)育ち・学ぶ施設における個人情報の管理	26 学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等は公正に作成し、個人情報保護条例に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。	25条	☆	248	206 230 355	スクールカウンセラーの配置・活用(再掲)	<p>■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。中学校52校のカウンセラーによる相談は延べ20,303名、小学校・特別支援学校では延べ753名、高等学校では延べ1,234名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。中学校52校のカウンセラーによる相談は延べ20,331名、小学校・特別支援学校では延べ816名、高等学校では延べ1,137名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。中学校52校のカウンセラーによる相談は延べ19,413名、小学校・特別支援学校では延べ921名、高等学校では延べ1,096名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。また、事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。学校における教育相談活動を継続し、子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、いじめや不登校等を未然防止、早期解決するためにも、専門性を生かした相談体制の構築を図る必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
							<p>■目的・目標：個人情報管理を適切に行います。</p> <p>■事業概要：子ども本人に関する個人情報の適正な管理を行うため、新任職員研修等で記録の取扱等に関する内容を研修を行います。</p>	職員会議や川崎市「保育の質ガイドブック」を活用した園内研修を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。	職員会議や川崎市「保育の質ガイドブック」を活用した園内研修を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。	職員会議や川崎市「保育の質ガイドブック」を活用した園内研修を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。	川崎市「保育の質ガイドブック」活用した園内研修を通して、保育に当たって知り得た子どもや保護者に関する情報の扱い、個人情報の適切な管理について、周知徹底を図りました。	C	こども未来局	運営管理課
			☆	250		児童相談所における情報の適正管理	<p>■目的・目標：個人情報の適正な管理を確実に実施します。</p> <p>■事業概要：子ども本人に関する個人情報の適正な管理を行うため、新任職員研修等で記録の取扱等に関する内容を研修を行います。</p>	相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。引き続き個人情報等を適正に管理するとともに、職員一人ひとりの個人情報保護への意識向上に努めます。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(13)育ち・学ぶ施設における個人情報の管理	26 学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等は公正に作成し、個人情報保護条例に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。	25条		251		学校における子どもの処遇に関する適正手続き	<p>■目的・目標：学校における子どもの処遇に関して適正な手続きを行います。</p> <p>■事業概要：学校において、退学や停学の処分、出席停止の措置などが決められるときには、子ども本人から、事情や意見を聴くなど弁明の機会を設け、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるよう配慮します。</p>	学校における子どもの処遇に関する適正手続きに配慮しました。	学校における子どもの処遇に関する適正手続きに配慮しました。	学校における子どもの処遇に関する適正手続きに配慮しました。	学校における子どもの処遇に関する適正手続きに配慮してまいりました。引き続き、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるような手続きを行うよう指導・支援してまいります。	C	教育委員会事務局	指導課
							<p>■目的・目標：子どもの個人情報の不適切な管理や漏えいを防ぎます。</p> <p>■事業概要：子どもの個人情報保護の適正管理について初任者研修、10年経験者研修、新任教頭研修等の悉皆研修を行います。子どもの個人情報は校務支援システムにおいて万全の対策が施されたデータセンターで管理を行います。</p>	子どもの個人情報の適正管理について初任者研修、10年経験者研修、新任教頭研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者等の悉皆研修で、事例をもとに研修を行いました。今年度は、コンピュータでの個人情報の取り扱いについて徹底するとともに、昨年度に引き続きUSBの適正管理について文書での注意喚起や研修での意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターのトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。	子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者等の悉皆研修で、事例をもとに研修を行いました。今年度は、データの取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起や研修での意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。	子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等の年次研修、新任校長研修、新任教頭研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者等の悉皆研修で、事例をもとに研修を行いました。今年度は、データの取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起や研修での意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。	子どもの個人情報の不適切な管理や漏えい防止についての成果として、データの適正管理に係る事例をもとに、悉皆研修を行い意識向上を図りました。学校の適正管理、特に情報セキュリティ面を、さらなる意識向上のために、情報・視聴覚センターのみの取組であった取組を総合教育センター全体の取組として、初任者研修、2校目異動者研修等の研修で、カリキュラムセンター指導主事等から情報セキュリティの重要性を具体的に伝える等を行いました。	C	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	27 子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、各種活動団体や地域教育会議等により、地域の子育てや教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	26条		253		防犯対策事業	<p>■目的・目標：子どもが犯罪等に巻き込まれることなく、地域の中で安全かつ安心して過ごせる環境づくりを推進することを目的として事業を実施します。</p> <p>■事業概要：川崎市及び各区の安全・安心まちづくり協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動、安全・安心に関する情報配信等を実施します。</p>	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施したほか、青色回転灯装着の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した（平成30年度決算額986千円）ほか、青色回転灯装着の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した（令和元年度決算額955千円）ほか、青色回転灯装着の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。	防犯用具の貸与等を行うことで、通学路での見守りボランティアの活動を支援するとともに、市内全域を青色回転灯装着の公用車でパトロールを実施しました。平成29年から令和元年度までの3年間で行った防犯カメラ設置補助のうち、90台が通学路に設置されたことで、通学路の安全確保の向上を図ることができました。防犯アプリは令和元年度末までの累計ダウンロード数が3万を超えました。防犯対策については、継続的な取り組みが必要であることから、安全・安心まちづくり推進協議会等における連携を進め、子どもの安全確保のために、より効果的なパトロール対策に取り組んでいく必要があります。	C	市民文化局 区役所	地域安全推進課
							<p>■目的・目標：交通安全教室の開催やランドセルカバーの配布を行うなど、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることで、幼児・児童の交通事故を無くすことを目的として、事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた交通安全教育を実施します。また、路面標示や啓発看板等の設置、新入学児童へのランドセルカバーの配付等により、通学路における安全対策を実施します。</p>	幼稚園、保育園、小中高校等において、503回（53,649人参加）の交通安全教室を実施しました。小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習、中学校、高校においてはスクアードストレイト方式等により交通安全教育を23回行いました。スクアードストレイトの開催にあたり、刺激の強いスクアードストレイトでは、交通事故の被害者である生徒がいることもあることから、事前に学校と調整を行うなど、配慮しました。また、交通安全対策として、通学路電柱巻付表示を746箇所設置し、新入学児童全員にランドセルカバーを配布しました。	幼稚園、保育園、小中高校等において、534回（55,739人参加）の交通安全教室を実施しました。そのうち、小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習を実施しています。中学校、高校においてはスクアードストレイト方式等により交通安全教育を16回行いました。スクアードストレイトの開催にあたり、刺激の強いスクアードストレイトでは、交通事故の被害者である生徒がいることもあることから、事前に学校と調整を行うなど、配慮しました。また、交通安全対策として、通学路電柱巻付表示を783箇所設置し、新入学児童全員にランドセルカバーを配布しました。	幼稚園、保育園、小中高校等において、505回（50,747人参加）交通安全教室を実施しました。そのうち、小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習を実施しています。中学校、高校においてはスクアードストレイト方式等により交通安全教育を14回行いました。スクアードストレイトの開催にあたり、刺激の強いスクアードストレイトでは、交通事故の被害者である生徒がいることもあることから、事前に学校と調整を行うなど、配慮しました。また、交通安全対策として、通学路電柱巻付表示を721箇所設置し、新入学児童全員にランドセルカバーを配布しました。	交通安全教室を年齢段階に応じて歩行教室・自転車教室を実施することで、交通安全の意識の高揚につなげることができました。また、毎年新入学児童にランドセルカバーを配布し、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることにつなげることができました。今後も、年齢段階に応じた交通安全教室を実施し、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、路面標示等の設置、ランドセルカバーの配布等の交通安全対策に取り組み、また、交通安全関係団体、警察等と連携して、子どもの交通安全確保のために引き続き取り組んでいく必要があります。	C	市民文化局 区役所	地域安全推進課
							<p>■目的・目標：子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指します。</p> <p>■事業概要：地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。</p>	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。また、利用者満足度調査を実施し、利用者のニーズを把握しました。	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、育児講座や親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、育児講座や親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。就学前児童数の減少に伴い、地域子育て支援センターの利用者数が減少している中、多くの親子に利用してもらえよう、子育てアプリやSNSを活用した広報を強化していきます。	C	こども未来局	企画課 運営管理課
<p>■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。</p> <p>■事業概要：川崎市青少年育成連盟（一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成）の活動を支援します。</p>	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、また、連盟への助成や広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、また、連盟への助成や広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、また、連盟への助成や広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修は、毎年10～15名の中高生が委員となり、研修を企画する中で自分の意見や考えを表したり、参加者とともに団体相互の理解を深める良い機会となっています。地域における子どもたちの自発的な活動を支援することができました。団体活動の活性化のためには、子どもやその保護者に団体活動への関心を持ってもらえるよう、市立小学校や青少年教育施設と連携し、広報活動を工夫する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室							

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課		
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、各種活動団体や地域教育会議等により、地域の子育てや教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	26条		257		青少年健全育成環境推進事業	<p>■目的・目標：市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ります。</p> <p>■事業概要：行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「子ども110番」事業を支援するとともに、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施します。</p>	各区で「子ども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援したほか、7月・11月に社会環境健全化キャンペーンを川崎フロンパークやJR川崎駅で実施する等、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成に取り組みました。	各区で「子ども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援したほか、7月・11月に社会環境健全化キャンペーンを川崎フロンパークやJR川崎駅で実施する等、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成に取り組みました。	各区で「子ども110番」情報交換会を開催する中で子どもの権利の説明をし、事業の円滑な運営を支援したほか、7月・11月に社会環境健全化キャンペーンポスターで子どもの権利も併せて広報しました。また、等々力陸上競技場内やJR川崎駅で実施する等、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成に取り組みました。	「子ども110番」事業の運営支援や、社会環境健全化キャンペーンの実施により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向けて、市民意識の醸成を図ることができました。青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向けて市民意識の醸成を図るため、今後も継続して啓発活動等を実施する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室		
						258	292 294	地域教育会議(行政区・中学校区子ども会議)	<p>■目的・目標：まちづくりや地域の活性化に子どもたちの意見を取り入れます。</p> <p>■事業概要：行政区・中学校区地域教育会議において、行政区・中学校区子ども会議を開催し、文化・スポーツを通じた子どもの交流を促進するほか、子どもの意見表明や権利学習を支援します。</p>	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行いました。3行政区子ども会議では定例会を行っています。中学校区子ども会議では、イベント的な行事を開催したところと、数回の会議を催したところがあります。また、市と行政区の子ども会議は、権利の日のつどいやかわさき子ども集会等を通して連携を意識した取組を行いました。	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行いました。4つの行政区子ども会議では定例会を行っています。中学校区子ども会議では、イベント的な行事を開催したところと、数回の会議を催したところがあります。また、市と行政区の子ども会議は、権利の日のつどいやかわさき子ども集会等を通して連携を意識した取組を行いました。	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行いました。4つの行政区子ども会議では定例会を行っています。中学校区子ども会議では、イベント的な行事を開催したところと、数回の会議を催したところがあります。また、市と行政区の子ども会議は、権利の日のつどいやかわさき子ども集会等を通して連携を意識した取組を行いました。	「子どもの権利条例」の趣旨に基づき各行政区及び中学校区で子ども会議を継続実施することで、子どもたちはもちろん、活動を支える地域の大人にとっても子どもの権利について認識する機会となりました。子ども会議に関わる子ども委員やイベントへの参加者数をさらに増やすために、広報活動にはの工夫や改善の余地があると思われます。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
						259	284	地域の寺子屋事業	<p>■目的・目標：地域ぐるみで子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みをつくりまします。</p> <p>■事業概要：シニア世代の知識と経験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点として、地域ぐるみで子どもたちの学習をサポートし、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図る「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>	市内38ヶ所で寺子屋を開講し、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行うとともに、活動を通して子ども達と地域の大人、親子、異世代の子とも同士の関わりなど世代間交流を進めました。	市内47ヶ所へ寺子屋を拡充しました。各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異世代の子とも同士の世代間交流を進めました。	市内55ヶ所へ寺子屋を拡充しました。各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異世代の子とも同士の世代間交流を進めました。	新しい寺子屋の開講により、さらに多くの子どもたちが地域の大人などとのつながりを持ち、地域を知ることや、地域の中で育っているということ意識する機会となりました。寺子屋が開講していない学校の子どものための、地域における教育環境整備・居場所づくりのためにも、全小中学校への寺子屋の開設が必要ですが、そのためには寺子屋事業の運営を担うコーディネーターや寺子屋先生など、更なる人材の確保が必要です。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。	37条	☆	260		川崎区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園、保育所等施設及び小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。</p> <p>■事業概要：幼稚園、保育所等施設及び小学校を対象とした研修会や会議などの情報交換及び授業参観、保育参観等を実施し、支援体制作りを進めます。</p>	代表者連絡会を2回、園長・校長連絡会を1回、実務担当者連絡会を2回、講演会を1回開催した他、幼稚園・保育所等施設の保育参観、小学校授業参観・懇談会を実施しました。幼稚園、保育所等施設、小学校間で、互いの状況を知り、連携を強化を図ることで、支援体制作りを進めました。	代表者連絡会を2回、園長・校長連絡会を1回、実務担当者連絡会を2回、講演会を1回開催した他、幼稚園・保育所等施設の保育参観、小学校授業参観・懇談会を実施しました。幼稚園、保育所等施設、小学校間で、互いの状況を知り、連携を強化を図ることで、支援体制作りを進めました。	代表者連絡会を2回、園長・校長連絡会を1回、実務担当者連絡会を2回、講演会を1回開催した他、幼稚園・保育所等施設・認定こども園の保育参観・体験研修、小学校の授業参観、情報交換会を実施し、相互連携、支援体制作りを進めました。園長・校長連絡会に青少年支援室による「子どもの権利条例について」の講話を組み込み、園長、校長の「子どもの権利保障」への理解を深める事ができました。また、実務担当者連絡会では、民間保育園から「就学に向けた取組」の紹介や、小学校から「就学までに身につけたいこと」のお話しをしていただき有意義な情報交換につなげることができました。また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐ1年生」を日本語版のほか6か国語(英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)で作成し、今年度は「外国につながる子どもの就学前後の育ちを支える」と題して講演会を実施し、外国籍等の子どもへの支援方法や権利の保障について理解を深めることができました。	代表者連絡会を2回、園長・校長連絡会を1回、実務担当者連絡会を2回、講演会を1回開催した他、幼稚園・保育所等施設・認定こども園の保育参観・体験研修、小学校の授業参観、情報交換会を実施しました。園長・校長連絡会では児童家庭支援・虐待対策室及び川崎区地域みまもり支援センターから「児童虐待の現状について」のお話しをしていただき、園長、校長の児童虐待への理解を深める事ができました。また、実務担当者連絡会では、民間保育園から「就学に向けた取組」の紹介や、小学校から「就学までに身につけたいこと」のお話しをしていただき有意義な情報交換につなげることができました。また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐ1年生」については今年度から全市統一版として、日本語版のほか6か国語(英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)で作成しました。例年実施している講演会は「発達障害児から考える50年」と題して臨床発達心理士の内田先生に御講演をいただき理解を深めることができました。	幼保小連携事業がスタートして10年以上が経過して「つなげる」を目標にはじまったものが、確実に「つながる」にかわっていることを実感します。「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」などの改訂を受け、各園で内容をどう具現化するかの話し合いが繰り返される中、幼保小連携連絡会でも活発な意見交換が行われ、幼稚園、保育園、小学校からの取組事例の報告も数多くしていただきました。令和2年4月から小学校で新学習指導要領が全面実施になり新しい教育課程がはじまります。変化の激しい時代を生きるための力をどのように育んでいくのか、幼保小連携として何ができるのかを考えていくことが必要となっています。またスムーズな就学につなげていけるようにサポートしていくとともに幼稚園、保育園との連携・交流への支援を拡充していきたいと考えています。また、小学校敷地内に設置されている保育・子育て総合支援センターが、その立地を活かした保小連携のモデルづくりを考えていきたいと思っています。	C	こども未来局	川崎区保育・子育て支援センター		
					☆	261	幸区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。</p> <p>■事業概要：研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進めます。</p>	発達の連続性を踏まえた子どもたちの育ちを支援するため認可保育所、幼稚園、小学校を対象に「園長・校長連絡会」や「実務担当者連絡会」、小学校教諭および幼稚園教諭における「保育園実習研修」、保育園職員・幼稚園教諭の「小学校授業参観・懇談会」、小学校教諭の「幼稚園保育参観」、「代表園長・校長連絡会」を実施し、職員相互の理解の深化、保育・教育内容の情報共有を図り、子どもへの支援体制作りを促進しました。	「園長・校長連絡会」を1回、「実務担当者会議」を2回開催し年度当初の会議では、地域における子どもに関する課題等について意見交換をし、情報共有を図り、子どもの発達の連続性のため、連携が深められました。また小学校教員・幼稚園職員向けの保育園実習を7月～8月に開催、保育園・幼稚園の職員向けの小学校授業参観・懇談会を10月～12月に開催、小学校教員向けの幼稚園保育実習を開催し、子どもの発達の様子や育ちについて体験し学び合いました。第2回の実務担当者会議では、「子どもの権利条例について」の研修をおこないました。	「園長・校長連絡会」を1回、「実務担当者会議」を2回開催し年度当初の会議では、地域における子どもに関する課題等について意見交換をし、情報共有を図り、子どもの発達の連続性のため、連携が深められました。また小学校教員・幼稚園職員向けの保育園実習を7月～8月に開催、保育園・幼稚園の職員向けの小学校授業参観・懇談会を10月～12月に開催、小学校教員向けの幼稚園保育実習を開催し、子どもの発達の様子や育ちについて体験し学び合いました。第1回の実務担当者会議では、「配慮が必要な子どもの連携と支援について」の研修をおこないました。	幼稚園・保育園・小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、連絡会や研修を通じて連携をしました。保育園数が増加しており、小学校との連携が難しくなっているため、従来の事業計画を見直す必要があります。	C	こども未来局	幸区保育総合支援担当	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	② 幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。	37条	☆	262		中原区 幼・保・小連携事業	<p>「園長・校長連絡会」、「実務担当者会議」を各々年2回ずつ開催し、全4回で287人の参加があり(前年度比5.5%増)、地域における子どもに関する課題等について各々の立場で意見交換をし、情報共有を図りました。</p> <p>また、園の教職員向けの小学校授業参観・懇談会を6月～7月、小学校教員向けの保育園・幼稚園実習を7月～8月に開催し、子どもの発達の様子や育ちの実際をお互いが体系的に学び合いました。</p> <p>特に今年度は、新しい「小学校学習指導要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」が告示され、園と小学校との連携・接続の重要性が一層強調されたことを受け、研修テーマに取り入れるなど、子どもの権利を保障するために子どもの成長に応じた切れ目のない育ちの支援について相互に理解を深めました。</p>	<p>「園長・校長連絡会」、「連携担当者連絡会」を年2回ずつ開催し、全4回で343人の参加があり(前年度比8.4%増)、地域における子どもに関する課題等について各々の立場で意見交換をし、情報共有を図りました。</p> <p>また、園の教職員向けの小学校授業参観・懇談会を6月～7月、小学校教員向けの保育園・幼稚園実習を7月～8月に開催し、子どもの発達の様子や育ちの実際をお互いが体系的に学び合いました。</p> <p>新しい「小学校学習指導要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」が告示され、園と小学校との連携・接続の重要性が一層強調されたことを受け、昨年度に引き続き、研修テーマに取り入れるなど、子どもの権利を保障するために子どもの成長に応じた切れ目のない育ちの支援について相互に理解を深めました。</p>	<p>「園長・校長連絡会」、「連携担当者連絡会」を年2回ずつ開催し、全4回で390人の参加があり(前年度比13.7%増)、地域における子どもに関する課題等について各々の立場で意見交換をし、情報共有を図りました。</p> <p>また、園の教職員向けの小学校授業参観・懇談会を6月～7月、小学校教員向けの保育園・幼稚園実習を7月～8月に開催し、子どもの発達の様子や育ちの実際をお互いが体系的に学び合いました。</p> <p>新しい「小学校学習指導要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」により、園と小学校との連携・接続の重要性が一層強調されたことを受けて、昨年度に引き続き、研修テーマに取り入れるなど、子どもの権利を保障するために、子どもの成長に応じた切れ目のない育ちの支援について相互に理解を深めました。</p>	<p>連絡会や懇談会を通して情報共有や意見交換を行うことにより、「子どもの権利条例」の周知や職員の意識は上がっています。園内研修を通して職員の理解を深めたり、保護者への周知を行っている園も増えています。</p> <p>毎年度、新設の保育園が増えたり、職員の入れ替わりがあったりするため、子どもの権利について常に普及啓発を行っていく必要があります。また、園の職員全体への周知や実際の保育現場ではどうなのかという点については、さらに研修や意見交換が必要となります。</p>	C	こども未来局	中原区 保育総合支援担当	
							<p>4月に小学校2校でスタートカリキュラム参観を実施し、入学直後の子どもたちの姿を参観しました。秋には区内全ての小学校で授業参観懇談会を実施し、半年経った子どもたちの成長について学ぶことができました。他にも園長校長連絡会や実務担当者連絡会を実施し、情報交換など連携を深めることができました。</p> <p>また、新たな取組として今年度は初めて区内にある中央支援学校の授業参観懇談会を実施しました。そこに通う中学生の授業の様子や学校運営について直接ふれることで、子どものおかれている状況に応じた支援への理解についてより一層深めることができました。</p>	<p>4月に区内小学校2校において、スタートカリキュラムの授業参観を実施しました。また、10月から12月にかけて区内すべての小学校において授業参観及び懇談会を実施し、入学直後の子どもの姿とその後の成長の姿について共通理解し、就学に向けてそれぞれが取り組んでいくべき課題や方向性について確認しました。</p> <p>「園長・校長連絡会」「実務担当者連絡会」等においても、連携の必要性や課題について共通理解を深めるための話し合いを行うことができました。</p> <p>さらに、保育実習研修では、「就学前の子どもの育ちの理解」や「幼稚園・保育園での生活の様子」など、話し合いでは得られない体験を主とした学びを通して、発達の連続性を大切にした連携の重要性をあらためて感じることができる機会になりました。</p>	<p>4月に区内小学校2校において、スタートカリキュラムの授業参観を実施しました。また、10月から12月にかけて区内すべての小学校において授業参観及び懇談会を実施し、入学直後の子どもの姿とその後の成長の姿について共通理解し、就学に向けてそれぞれが取り組んでいくべき課題や方向性について確認しました。</p> <p>「園長・校長連絡会」「実務担当者連絡会」等においても、連携の必要性や課題について共通理解を深めるための話し合いを行うことができました。</p> <p>保育実習研修では、「就学前の子どもの理解」や「幼稚園・保育園での生活の様子」など、体験を主とした学びを、「講演会」では、発達障害の子育て当事者の体験や合理的配慮の在り方について学び、あらためて連携の重要性を感じる機会になりました。</p>	<p>スタートカリキュラム時の参観と秋に実施した授業参観・懇談会への参加により、小学校生活への理解、幼児期から児童期にかけての子どもたちの成長の姿などについて、共通理解を深めることができました。また、実習や講演会を通して話し合いだけでは得られない体験を主とした学びにつなげることができました。</p> <p>幼保小連携事業を通して、共通理解した発達の連続性について、実務担当者だけではなく校内・園内の全職員で共有し子どもの育ちを支えていくことが大切であり、そのための機会を生み出すための工夫が必要です。実務担当者以外の職員でも事業に関わることができるよう取組の情報を引き続き提供していきます。</p>	C	こども未来局	高津区 保育総合支援担当	
							<p>「目的・目標：幼稚園・保育園・小学校が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえ、子どもへの切れ目のない支援を行います。</p> <p>「事業概要：幼稚園・保育園・小学校・中学校が各々の立場での実務体験や子どもたちのふれあいを通じ、子どもの発達の進捗を再確認するとともに、生活の実態を学び、今後の児童の教育や密接な連携を図るために実施します。</p>	<p>30年度は、園長・校長連絡会、実務担当者連絡会などの連絡会や、幼稚園教諭・保育士による小学校訪問(小)中学校教諭による幼稚園、保育園の体験研修、保護者向け講演会などを実施し、「もうすぐいっちなんせい」「幼稚園案内」などを作成しました。</p> <p>今年度新たな取組として、幼稚園・保育園と小学校の連携の内容を知っていただき今後の連携の参考にしていただくため「幼保小連携事例集」を作成し、取組の様子を見る化しました。また、連絡会においても連携の取組を発表できる場をもちました。</p> <p>連絡会については、意見交換の進め方を見直し「チャリワーク」「ワールドカフェ」方式を取り入れて発表の見える化を行いました。これにより短時間でより多くの情報が共有できこれまで以上に内容の濃い話し合いをすることができました。</p> <p>また、これまで小学校の先生の参加が少なかったため、開始時間を変更することでより多くの先生の参加につながりました。</p>	<p>令和元年度は、園長・校長連絡会、実務担当者連絡会などの連絡会や、幼稚園教諭・保育士による小学校訪問(小)中学校教諭による幼稚園、保育園の体験研修、保護者向け講演会などを実施し、「もうすぐいっちなんせい」「幼稚園案内」などを作成しました。</p> <p>今年度作成した「幼保小連携事例集」を活用し、連絡会においても連携の取組を発表するなど連携強化の取組を行いました。</p> <p>連絡会については、外部講師を招き「子どもの能力を引き出すコミュニケーション」をテーマに講義を受けた後にグループワークを実施するなどスキルアップ、意見交換を通じて、連携につながる取組を行いました。</p>	<p>幼稚園、保育園から小学校に入学した際に子どもが感じる段差(ギャップ)があり、この段差を乗り越える力の育成と段差を少なくする取組を連携して行うことで、新1年生が小学校生活に楽しく慣れいていくことができる環境づくりがこの事業の目的ですが、連絡会の開催等を通じて、関係者の交流を図り、取組について共有し、推進していく環境を整える支援ができました。</p> <p>多くの関係者が関わるため、連絡会の開催日や開催時間が限られることから、関係者全員の参加が難しい状況があります。また、各種連携のための事業実施にあたっては、各施設の担当者の負担となるため、連携の強化が負担増とならないように配慮する必要があります。</p>	C	こども未来局	宮前区 保育総合支援担当	
							<p>「目的・目標：区内の幼稚園、保育所等・小学校の職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援すること、また、幼児・児童に関する諸課題等について話し合い、連携・交流を図ります。</p> <p>「事業概要：幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制づくりを進めます。</p>	<p>29年度は、園長・校長連絡会、実務担当者連絡会などの連絡会や、幼稚園教諭・保育士による小学校訪問などの体験研修、保護者向け講演会などを実施し、「もうすぐいっちなんせい」「幼稚園案内」などを作成しました。今年度新たな取組として、幼保小連携たよりを作成し、幼稚園、保育園、小学校だけでなく、中学校、こども文化センター、地域子育て支援センターなどにも配布先を拡大し、事業の趣旨をしっかりと伝えることにより、連携に対する理解が深まり会議などの参加者が増え、さらなる子どもへの切れ目のない支援につなげることなどができました。また、会議の会場を区役所だけではなく幼稚園や小学校をお借りすることで、日頃、幼稚園を訪問する機会が少ない小学校の先生方にとって幼稚園を知る機会にもなりました。</p>	<p>幼児期から児童期への発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援するため幼稚園・保育所等・小学校を対象に年1回「園長・校長連絡会」や年2回「実務担当者連絡会」、また「授業参観・懇談会」(参加471人)「保育実習研修」(参加29人)等を実施し、職員相互の理解の深化、幼児・児童の交流の促進、保育・教育内容の情報共有を図り、子どもへの支援体制づくりを推進しました。</p> <p>また、第2回実務担当者会議では「川崎市子どもの権利に関する条例」の講話を聞き、子どもの権利をふまえた上での事例検討を行い幼保小の理解を深めることができました。</p>	<p>幼稚園、保育園から小学校に入学した際に子どもが感じる段差(ギャップ)があり、この段差を乗り越える力の育成と段差を少なくする取組を連携して行うことで、新1年生が小学校生活に楽しく慣れいていくことができる環境づくりがこの事業の目的ですが、連絡会の開催等を通じて、関係者の交流を図り、取組について共有し、推進していく環境を整える支援ができました。</p> <p>多くの関係者が関わるため、連絡会の開催日や開催時間が限られることから、関係者全員の参加が難しい状況があります。また、各種連携のための事業実施にあたっては、各施設の担当者の負担となるため、連携の強化が負担増とならないように配慮する必要があります。</p>	C	こども未来局	多摩区 保育総合支援担当	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括 (成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	28 幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。	37条	☆	266		麻生区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育の円滑な接続を支援します。</p> <p>■事業概要：幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進めます。</p>	<p>代表者連絡会を2回、園長・校長連絡会を1回、実務担当者会議及び研修を3回実施しました。</p> <p>区内全小学校において、幼稚園・保育園の年長児担任を対象とした授業参観及び懇談会を年2回実施しました。</p> <p>小学校入学直後の授業の進め方等について理解を深めるため、「スタートカリキュラム見学会」を1回実施しました。</p> <p>幼稚園・保育園において、1年生担任及び年長児担任を対象とした保育参加（参観）を実施しました。</p> <p>新一年生向けリーフレットを作成し、就学児健康診断において、全就学予定児に1部ずつ配布しました。</p>	<p>代表者連絡会を2回、園長・校長連絡会を1回、実務担当者会議及び研修を3回実施しました。</p> <p>区内全小学校において、幼稚園・保育園の年長児担任を対象とした授業参観及び懇談会を年2回実施しました。</p> <p>小学校入学直後の授業の進め方等について理解を深めるため、「スタートカリキュラム見学会」を1回実施しました。</p> <p>幼稚園・保育園において、1年生担任及び年長児担任を対象とした保育参加（参観）を実施しました。</p> <p>新一年生向けリーフレットを作成し、就学児健康診断において、全就学予定児に1部ずつ配布しました。</p>	<p>代表者連絡会を2回、園長・校長連絡会を1回、実務担当者会議及び研修を3回実施しました。</p> <p>区内全小学校において、幼稚園・保育園の年長児担任を対象とした授業参観及び懇談会を年2回実施しました。</p> <p>小学校入学直後の授業の進め方等について理解を深めるため、「スタートカリキュラム見学会」を4月初旬に区内未実施校4校で実施しました。今後、他未実施校についても順次実施して行く予定です。</p> <p>幼稚園・保育園において、1年生担任及び年長児担任を対象とした保育参加（参観）を実施しました。</p> <p>新一年生向けリーフレットを作成し、就学児健康診断において、全就学予定児に1部ずつ配布しました。</p>	<p>幼保小連携での意見交換においてよく話題になる基本的な事項をお伝えすることで、1年間の幼保小連携事業にスムーズに参加していただけるようすることを目的として実施し、特にスタートカリキュラムを軸として、園が幼児期までに育てて欲しい姿へと育んで来たことが、小学校生活へどのように繋がっていくのかを、共通理解ができるよう連携を深めて行きました。</p> <p>参加者同士の意見交換も積極的に活発な雰囲気で行われ、互いを理解し合いながら就学期の子ども達の成長を考えられた意義深いものとなっています。</p> <p>次年度以降の幼保小における講師会議は、内容を拡充し、市内エリア別の実施が行われる予定がある事から、麻生区の実務担当者会議については、これまでの意見交換で得られた情報を次年度に引き継ぎつつ、年間2回を通し、連携を深められるような会議運営をしていきます。</p> <p>また、園長・校長連絡会については、学びの連続性を考慮し、年長児の在籍しない保育園・中学校へも積極的に声を掛けを実施します。</p>	C	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
							<p>■目的・目標：幼保小連携事業として、幼稚園・保育園、小学校等が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえ、子どもへの切れ目のない支援を行うために実施します。</p> <p>■事業概要：子ども達が小学校入学に際して不適応をおこさず、小学校での学習や生活を円滑に行えるよう幼保小間の滑らかに確実な接続を図るための講演会を実施します。</p>	<p>幼稚園、保育園、小学校、こども文化センター、地域子育て支援センター、主任児童委員など子育てに携わられている先生方向けの講演会を11月8日に土橋小学校で実施しました。当日は、NPO法人乳幼児親子支援研究機構、石井栄子氏に「気になる子どもの保護者への伝え方」と題して講演をいただき、37名の先生方に参加をいただきました。参加者からは、保護者の気持ちに寄り添いながら伝えたいことよりもまず傾聴していくことが改めて大切だと感じたなどの感想をいただき、保護者との関わり方を見直す機会を得ることができました。</p> <p>【平成29年度をもって事業を終了しました】</p>	<p>【平成29年度をもって事業を終了しました】</p>	<p>【平成29年度をもって事業を終了しました】</p>	E	宮前区役所	保育所等・地域連携担当	
							<p>■目的・目標：幼保小連携事業として、幼稚園・保育園、小学校等が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえ、子どもへの切れ目のない支援を行うために実施します。</p> <p>■事業概要：就学に際し、子どもの育ちを不安に感じている保護者を対象に、小学校の仕組みや具体的な取組を説明し個別相談を行う相談会や、就学に向けた子育てのヒントを伝える講演会を実施します。</p>	<p>宮前区独自の事業として、年長児の就学に際し、保護者に安心していただくために、小学校入学に役立つ講演会&個人相談会を9月14日に宮前区役所で実施しました。一部では宮前平小学校及び富士見台小学校の校長先生から学校生活や支援を要する児童への支援体制についてお話しをいただきました。二部では小学校別に分かれての個人相談会を行いました。当日は56名の保護者の方が参加され、12校の小学校の先生方に対応いただきました。また、保護者向けの講演会を1月27日に宮前区役所で実施しました。当日は、UKFOP英国認定カウンセラー、前田節子氏に「後悔しない6歳からの子育て～子どもへの最高の贈り物・自己肯定力～」と題して、親子のコミュニケーションがスムーズにいくためのポイントについて講演をいただき、45名の保護者の方が参加されました。</p>	<p>宮前区独自の事業として、年長児の就学に際し、保護者に安心していただくために、小学校入学に役立つ講演会&個人相談会を9月13日に宮前区役所で実施しました。前半は土橋小学校及び宮前平小学校の校長先生から学校生活や支援を要する児童への支援体制についてお話しをいただきました。後半は小学校別に分かれての個人相談会を行いました。当日は小学校の協力のもと、相談を希望する保護者の方が進学する学校の先生と相談ができるように調整を行いました。</p> <p>また、保護者向けの講演会を1月25日に宮前区役所で実施しました。当日は、「乳幼児親子支援研究機構」代表 石井栄子氏に「小学校への初めの一歩～パパママも一緒に一年生～」と題して講演をしていただきました。</p>	<p>子どもの小学校入学を控えた保護者の方の不安を解消することで、子どもも安心して小学校入学を迎えることができるように支援することができました。</p> <p>事前に保護者の方から相談の有無等を聞き取りし、小学校に先生の派遣を依頼しているが、前半の小学校からの全体説明で満足して帰る保護者の方もいるため、先生に無駄足を踏ませることがある一方で、進学予定の学校の先生の都合がつかない場合もあり、調整が難しい、前半から後半の個別相談にはレイアウト変更等のため、時間を要することから実施手法には改善の余地があると思われる。</p> <p>また、保護者向け講演会については、意義のある事業ではありますが、幼保小連携の取組として行う必要性は高く見直しを予定しています。</p>	C	宮前区役所	保育所等・地域連携担当	
							<p>■目的・目標：新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。</p> <p>■事業概要：中学校区ごとに設置されている「連携教育推進協議会」を中心に、連携校間において、課題の共有や児童生徒間の交流活動、教職員間の授業研究・研修会等を行います。</p>	<p>すべての中学校区において、「連携教育推進協議会」を中心に、連携校間における課題の共有や児童生徒間の交流活動、教職員間の授業研究・研修会等が実施され、小中の円滑な接続が図られました。また、「キャリア在り方生き方教育」と「外国語活動・英語」に係る9年間を見通したカリキュラム開発を、2つの中学校区において研究推進しました。</p>	<p>すべての中学校区において、「連携教育推進協議会」を中心に、①情報交換や交流を通じたきめ細やかな児童生徒の理解②9年間で育成する目指す子供像の共有③9年間を通じた教育課程の編成および系統性を踏まえた教育 が図られました。また、「キャリア在り方生き方教育」と「外国語活動・英語」に係る9年間を見通したカリキュラム開発研究の成果が2つの研究中学校区から報告され、成果を全市で共有しました。</p>	<p>各中学校区で、児童生徒の学習や生活の様子等について、情報共有を行うことで、小中9年間の滑らかな接続をめざした教育環境づくりを進めました。</p> <p>各学校において、幼保小・小中・小中の連携の中で情報共有を行いました。さらに子どもたち一人一人への支援を充実するために、個々のニーズに応えられるような関係機関を含めた連携と情報共有に努めていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室	
29 地域の関係機関が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。	26条	☆	270		母子保健指導者研修	<p>■目的・目標：研修等を実施し、母子保健に携わる職員等の資質向上を図ります。</p> <p>■事業概要：思春期から、妊娠・出産・育児にわたって一貫して支援するため、子育てをめぐる環境の変化に対応し適切かつ効果的な相談指導に当たれるように研修を行います。</p>	<p>子どもの健やかな成長発達への支援に向けた研修を実施し、地域全体での発達支援についての研修を実施しました。また、妊娠期・周産期に係る母親の支援についての研修を産科医療機関も出席する連絡会にて実施しました。</p>	<p>子どもの健やかな成長発達、妊娠期・周産期に係る母親の支援について、支援者の資質向上、多職種及び関係機関連携に向けた研修を実施しました。</p>	<p>子どもの健やかな成長発達、妊娠期・周産期に係る母親の支援について、支援者の資質向上、多職種及び関係機関連携に向けた研修を実施しました。</p>	<p>支援者の資質向上に向けた母子保健指導者研修を実施しました。</p> <p>今後多職種が子育てをする保護者へ適切かつ効果的な相談指導や健診を充実できるように、適切な研修を行うていく必要があります。</p>	C	こども未来局	こども保健福祉課	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	②9 地域の関係機関が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。	26条	☆	271		妊娠・出産 包括支援事業	<p>■目的・目標：川崎市妊婦・出産包括支援事業を実施し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。</p> <p>■事業概要：家族等から十分な家事・育児の援助が受けられず、育児支援等を必要とする妊産婦や家族に対して、妊娠前から出産期にわたる切れ目のない支援を行うため、産後ケア事業、各種相談事業等を実施します。</p>	<p>妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、880件の相談を受けました。</p> <p>各区保健福祉センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年6回日曜日に両親学級を開催し、137組の参加がありました。また、母親と乳児を対象に子育て広場を年3回開催し、25組の参加があり、育児知識の普及や個別相談を実施しました。</p> <p>助産所に宿泊、または助産師が利用者の居宅を訪問して、母体ケアや乳児ケアを実施する産後ケア（宿泊型、訪問型）を実施しました。宿泊型は延べ615人、訪問型は延べ232人の方が利用しました。</p>	<p>妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、1,230件の相談を受けました。</p> <p>各区保健福祉センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年6回日曜日に両親学級を開催し、149組の参加があり、育児知識の普及や個別相談を実施しました。</p> <p>助産所に宿泊、または助産師が利用者の居宅を訪問して、母体ケアや乳児ケアを実施する産後ケア（宿泊型、訪問型、来所型）を実施しました。宿泊型は延べ925人、訪問型は延べ352人、来所型は延べ69人の方が利用しました。</p>	<p>妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、1358件の相談を受けました。</p> <p>各区地域みまもり支援センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年7回日曜日に両親学級を開催し、176組の参加があり、育児知識の普及や個別相談を実施しました。</p> <p>助産所に宿泊、または助産師が利用者の居宅を訪問して、母体ケアや乳児ケアを実施する産後ケア（宿泊型、訪問型、来所型）を実施しました。宿泊型は延べ818人、訪問型は延べ452人、来所型は延べ131人の方が利用しました。</p>	<p>妊娠期から出産・育児にわたる切れ目のない支援のために、電話相談、休日の両親学級及び産後ケア事業を実施しました。</p> <p>妊娠、出産、育児に関する知識の不足や周囲の支援が届かないことが児童虐待につながるケースもあることから、引き続き産後間もない時期の母子の支援を行う必要があります。</p>	C	こども未来局	こども保健福祉課
						要保護児童対策地域協議会(再掲)	<p>■目的・目標：児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。</p> <p>■事業概要：要保護児童の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会（開催回数18回、延べ参加人数約540人）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会（開催回数18回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会（開催回数18回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。</p>	<p>3年間を通じて、要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童等に関する情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を行える地域ネットワークを作り上げてきました。</p> <p>要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用しての支援が見込まれるため、ネットワークの更なる強化・効果的・具体的な連携を進めらるような取り組み等を進めていきます。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
						川崎区こども総合支援ネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標：家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深め、子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として事業を実施します。地域における効果的な子育て支援の実施に向けた子育て支援関係団体間の連携を促進します。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会2部会を各2回計4回、講演会を2回開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図りました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会2部会を各2回計4回、講演会を2回開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会2部会を各2回計4回、講演会を2回開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p>	<p>情報の共有や解決策の検討をすることにより、育児不安を抱く区民への子育て支援や、不登校等の問題を抱える親子、外国籍等の親子への支援を円滑に推進することができました。</p> <p>子ども及び子育てに関する問題は複合的な要因のものが多く、本事業によるこども総合支援ネットワーク会議の運営を通じて、子どもに関する諸事業を実施している機関等が、より効果的かつ具体的に連携体制を構築できるよう取り組みます。</p>	C	川崎区役所	地域ケア推進課
						幸区こども総合支援ネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標：幸区における子ども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を推進します。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援を推進します。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関（39団体）によるネットワーク会議を2回開催し、各部会の取組検討するとともに、情報共有を行いました。「こどもの地域包括ケア部会」では部会を2回開催し、子ども・子育て支援に関わるテーマについてグループワークを実施した他、講演会2回を開催しました。「みんなで子育てフェア部会」は部会5回開催し、フェア1回（No4.3参照）。「こども情報ネット部会」は年3回発行し、学齢児童等に地域に関心を持ってもらうための情報を提供しました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関（38団体）によるネットワーク会議を2回開催し、各部会の取組検討するとともに、情報共有を行いました。「こどもの地域包括ケア部会」では部会を2回開催し、子ども・子育て支援に関わるテーマについてグループワークを実施した他、講演会2回を開催しました。《保護者のためのストレスマネジメント（参加者85名）》、『失敗しても大丈夫』～子どもに寄り添う居場所の力～（参加者65名）他、「みんなで子育てフェア部会」（No4.3参照）。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関（37団体）によるネットワーク会議を2回開催し、各部会の取組検討するとともに、情報共有を行いました。「こどもの地域包括ケア部会」では部会を2回開催し、子ども・子育て支援に関わるテーマについてグループワークと子育て団体交流会を兼ねた事例報告とワークショップを実施しました。また、講演会2回を開催しました。《「保護者のためのアンガーマネジメント」（参加者99名）他、ダブルケアをテーマとした「日々の暮らしのつくり方～自分らしく働くことと家庭を両立する～」（参加者15名）他、「みんなで子育てフェア部会」（No4.6参照）。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を定期的に開催し、団体ごとの特徴、取組、課題等を共有した結果、子どもや子育てに関する地域全体での課題認識が共有され、関係機関の連携もスムーズになるきっかけとなっているなど成果が出ています。また、年2回の講演会を通じて、日々の子育ての悩みの解消に資するきっかけとなる情報を市民に提供するなどの成果が出ています。</p> <p>子どもに関わる団体・関係機関の連携を深めることができている一方で、こうした子どもに関する専門機関と育児中の保護者等から構成される子育てサークルなどとの交流は今後進めていくべきものと考えています。また、子育てに関して必要なニーズをつかむことで、講演会を通じて市民向けの効果的な子育てに関する情報提供を続けていく必要があります。</p>	C	幸区役所	地域ケア推進課
						中原区総合子どもネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標：子どもの健やかな成長を促すための環境の整備や仕組みづくりを行うために開催します。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、講演会形式で委員の活動紹介等を掘り下げて行うことにより深く情報を共有しました。また、ワークショップ形式等を取り入れることで課題意識を高め、連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p>	<p>区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、講演会形式で委員の活動紹介等を掘り下げて行うことにより深く情報を共有しました。また、ワークショップ形式等を取り入れることで課題意識を高め、連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p>	<p>区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、講演会形式で委員の活動紹介等を掘り下げて行うことにより深く情報を共有しました。また、ワークショップ形式等を取り入れることで課題意識を高め、連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を定期的に開催し、それぞれの視点による課題や取り組み状況等を共有できたことで、子どもや子育てに関する地域全体での課題認識が共有され、関係機関の連携もスムーズになるなど成果が出ています。また、ワークショップ形式の会議を取り入れることによって、参加者全員が意見を発表しやすい場を作ることができました。</p> <p>子どもに関わる団体・関係機関の連携を深めることができている一方で、新たな担い手探しが大きな課題となっています。会議に参加される方の高齢化もあり、年々参加者が減少傾向にあります。区内で意欲的に活動されている団体や個人の方を探し、新たな仲間づくりの必要性があると感じます。</p>	C	中原区役所	地域ケア推進課
子育てネットワーク推進事業(再掲)	<p>■目的・目標：地域で支え合いながら子育てできる環境の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：地域で支え合いながら子育てできる環境向上のため、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。子ども・子育てネットワーク会議や転入者子育て交流会、講演会等を実施します。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議は、本会議4回、情報部会3回（子育て情報ガイドブックの編集等）、子育てグループ支援部会5回（子育てグループ交流会の企画実施、子育てグループの活動上の課題把握等）、研修・企画部会3回（研修会の企画実施）を開催しました。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議は、本会議4回、情報部会3回（子育て情報ガイドブックの編集等）、子育てグループ支援部会4回（子育てグループ交流会の企画実施、子育てグループの活動上の課題把握等）、研修・企画部会3回（研修会の企画実施）、外部向け講演会1回を開催しました。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議は、本会議3回、情報部会2回（子育て情報ガイドブックの編集等）、子育てグループ支援部会3回（子育てグループ交流会の企画実施、子育てグループの活動上の課題把握等）、研修・企画部会2回（研修会の企画実施）を開催しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会議1回、情報部会1回、子育てグループ支援部会1回、研修・企画部会1回、外部向け講演会1回を中止しました。</p>	<p>子ども・子育てに関わる情報交換等を行い地域の関係団体・機関との連携強化を図ることができました。子ども・子育てに関する課題について意見交換や情報交換を行い、課題の認識を持つことができました。また、子育て情報ガイドブック「ホッとこそぞて・たがつ」や子育てグループ交流会の企画検討を行い、子育て情報の提供や地域での仲間づくりの場の提供につなげることができました。</p> <p>今後も関係団体等と、より一層の連携を図り、継続して実施する必要があります。</p>	C	高津区役所	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	②9 地域の関係機関が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。	26条	☆	277	43	子ども支援ネットワーク事業(宮前区)(再掲)	<p>■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関係者が連携し、支援体制を強化するとともに、子ども・子育てに係る多様な問題を解決・改善するために、団体間の連携やネットワークの強化を図ります。</p> <p>■事業概要：子ども・子育てに関わる団体・機関の代表者で構成する子ども・子育てネットワーク会議及び、未就学児に関する事項を扱う「子育て支援関係者連絡会(こしれん)」を開催し、情報共有や相互協力を図り、子ども・子育て支援の推進につなげます。</p>	子ども・子育てネットワーク会議3回、子育て支援関係者連絡会6回を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。	子ども・子育てネットワーク会議2回、子育て支援関係者連絡会6回を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。	子ども・子育てネットワーク会議1回、子育て支援関係者連絡会6回を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。	定期的な会議及び連絡会を開催し、子育てを地域社会全体で支え、地域関係者が連携することで、関係機関や団体とネットワークの強化を図ることができました。子育て世帯のニーズにあったイベント運営や情報発信が必要のため、実施方法の改善を図り、事業に取り組んでいきます。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
						子ども・子育て支援地域連携事業(再掲)	<p>■目的・目標：多摩区で子育て中の家庭、子ども自身が抱える不安や孤立感を解消するため、区内の機関や団体等と連携し課題の軽減に向けた取組を推進します。</p> <p>■事業概要：区の子育てに係る課題やニーズについて現状の把握及び整理・分析を行うとともに、関連する子育て支援団体・機関内での共有を図りながら、対策を協議検討するための方向性を示すものとしての「多摩区子ども・子育て支援基本方針」を推進します。</p>	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関による会議等を開催し、ワークショップ形式を取り入れることで課題意識を高め、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図りました。	「多摩区子ども基本方針(たまっこプラン)」を改め、地域包括ケアシステム構築に向けた視点や、子どもの貧困や児童虐待などの視点を加え、子ども・子育て支援活動に取り組む方針として「多摩区子ども・子育て支援基本方針」を策定しました。会議では、平成31年3月に策定した「多摩区子ども・子育て支援基本方針」と「川崎市子どもの権利に関する条例」を説明し、それを踏まえたグループワークを行い、区内の子育てに関わる情報共有・意見交換を行い子育て関係者の連携を深め、子ども・子育て支援の推進を図りました。	「多摩区子ども・子育て支援基本方針」策定に向けて、平成29年度にアンケート調査を実施し、結果を把握・分析して平成30年度に策定、令和元年度にその内容を地域の子育て関係者に向けて発信し、意見交換を行いました。3年間を通して区内の子育てに関わる団体や関係機関による会議等を継続的に開催し、広報・啓発や学習の機会を提供し、地域の情報共有や顔が見える関係づくりを行い、相互の連携を促進することで市民活動の支援を行いました。今後も安心して子育てができる地域の実現にむけて、区内における子育てネットワークの充実を図ってまいります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課	
						麻生区子ども関連ネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標：区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図りました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図りました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図りました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図りました。	C	麻生区役所	地域ケア推進課
(15)子どもの居場所の確保	③0 地域において、子どもがあらのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センター事業等の子どもの居場所づくりを行います。	27条	☆	280		学習支援・居場所づくり事業	<p>■目的・目標：「貧困の連鎖の防止」に向けて、生活保護受給世帯の中学生の高校等進学を支援します。</p> <p>■事業概要：市内12箇所週2回、1回2時間(1・2年生は原則週1回)の学習支援を実施します。</p>	平成29年度は、平成30年3月末時点で252名の中学生が登録・利用し、市内11か所で学習支援を実施しました。	平成30年度は、平成31年3月末時点で246名の中学生が登録・利用し、市内12か所で学習支援を実施しました。	令和元年度は、対象世帯にひとり親家庭を加えるとともに、対象学年を小学5・6年生からに拡大しました。平成31年3月末時点で447名の小学生が登録・利用し、市内13か所で学習支援を実施しました。	学習支援・居場所づくり事業の実施により、生活保護受給世帯等の小中学生の高校等進学を支援しました。計画期間中に、こども未来局と連携しながら、対象世帯、対象学年、実施箇所数を拡大することで「貧困の連鎖の防止」に向けた早期の支援を充実させることができました。さらに、事業の実施箇所を増やすこともできました。令和2年度は、1か所でモデル的に小学3年生からを支援対象として実施しています。効果の検証を踏まえて、全地区での対象学年拡大を検討していきます。	C	健康福祉局	生活保護・自立支援室
					子ども夢パーク事業(フリーパーク事業)	<p>■目的・目標：フリーパークでの遊びを通して、自分で考え、決めて、自由に遊び、その中から子ども自身が判断できる力を育みます。</p> <p>■事業概要：子ども夢パークにおいて、子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切に、禁止事項を極力作らない、フリーパークでの遊びを支援します。</p>	子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切に、遊びを制限するような禁止事項をできるだけ作らず、子どもが自分で決めたり危険を判断できるようにすることを大切に、子どもたちの遊びを支援しました。火と工具の使用日を月・水・土・日曜日とし、子どもの遊び心の育成を図りました。子どもの声を代弁したり、緊急事態に対応するため必要な職員を配置しました。	子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切に、遊びを制限するような禁止事項をできるだけ作らず、子どもが自分で決めたり危険を判断できるようにすることを大切に、子どもたちの遊びを支援しました。火と工具の使用日を月・水・土・日曜日とし、子どもの遊び心の育成を図りました。子どもの声を代弁したり、緊急事態に対応するため必要な職員を配置しました。	子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切に、遊びを制限するような禁止事項をできるだけ作らず、子どもが自分で決めたり危険を判断できるようにすることを大切に、子どもたちの遊びを支援しました。火と工具の使用日を月・水・土・日曜日とし、子どもの遊び心の育成を図りました。子どもの声を代弁したり、緊急事態に対応するため必要な職員を配置しました。	フリーパークでの自由な遊びをとおして、子どもたちの自分で考え、決めて、判断できる力を育むことができました。今後も、フリーパークでの遊びをとおして、子ども自身が判断できる力を育みます。	C	こども未来局	青少年支援室	
					こども文化センター(再掲)	<p>■目的・目標：自由に遊び、学びあひながら、児童の自主性・創造性・協調性を養います。</p> <p>■事業概要：児童厚生施設として地域住民等と連携しながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ります。</p>	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮した児童の健全な育成を行った。引き続き、子どもの居場所を提供するだけでなく、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べるよう、健全な育成を図っていく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括(成果・課題等)	3年間の自己評価	所管局	所管課
(15)子どもの居場所の確保 地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	地域において、子どもがのびのびと過ごせる環境づくりを行います。	27条	☆	283	174	冒険遊び場活動支援事業(再掲)	<p>■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗やケガもしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：公園を活用し、与えられた道具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。</p>	登録されている6団体が、各公園で定期的に冒険遊び場を開催し、次世代育成の場づくりとして、子どもの健やかな成長を促しました。また、出張冒険遊び場2回、シンポジウムを1回開催するとともに、広報資料として作成したリーフレットを関係機関に配布するなど、普及啓発に関する活動を行いました。	区内6か所の冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援することにより、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、出張冒険遊び場3回、シンポジウム1回を開催するとともに、活動紹介リーフレットを3000部作成し、区内小学校等への配布により、子どもや保護者への広報を行いました。	区内登録団体6か所の冒険遊び場活動が円滑に実施することができるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、活動紹介リーフレットを4000部作成し、区内小学校等へ配布しました。	定期的に冒険遊び場活動の開催をすることで、より多くの子どもが遊びの中で考え挑戦する機会を増やし、多世代交流の場として活動を行いました。憩いの場として公園の活用が進む中で、遊びを支援できるように必要な改善を図り、活動支援を継続して実施していきます。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
						地域の寺子屋事業(再掲)	<p>■目的・目標：地域ぐるみで子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みをつくります。</p> <p>■事業概要：シニア世代の知識と経験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点として、地域ぐるみで子どもたちの学習をサポートし、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図る「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>	市内38か所で寺子屋を開講し、放課後週1回の学習支援と土曜日等月1回の体験活動を行うとともに、活動を通して子ども達と地域の大人、親子、異世代の子ども同士の関わりなど世代間交流を進めました。	市内47か所へ寺子屋を拡充しました。各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と土曜日等月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。	新しい寺子屋の開講により、さらに多くの子どもたちが地域の大人などとのつながりを持ち、地域を知ることで、地域の中で育っているということを意識する機会となりました。寺子屋が開講していない学校の子どものために、地域における教育環境整備・居場所づくりのためにも、全小中学校への寺子屋の開設が必要ですが、そのためには寺子屋事業の運営を担うコーディネーターや寺子屋先生など、更なる人材の確保が必要です。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
						子ども夢パーク事業(不登校児童生徒居場所事業)(再掲)	<p>■目的・目標：不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：学校や家庭・地域の中に居場所を見い出せない子ども一人ひとりが、安心して過ごせる居場所をつくり、多様に育ち学ぶことを支援します。</p>	フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。	フリースペースえんにおいて、子どもの参画の下、様々な企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりが実現できました。	C	こども未来局	青少年支援室	
不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行います。	27条	☆	286	96	思春期問題対策事業(こどもサポート旭町)(再掲)	<p>■目的・目標：不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援します。不登校等の子どもたちの孤立を防ぎ、社会参加を支援し、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。</p> <p>■事業概要：不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」の開催及び「不登校等保護者の会」を実施し、学校や社会生活への参加を支援します。</p>	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を週4回開室し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会「不登校保護者の会」を年4回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。	C	川崎区役所	地域ケア推進課	
					子ども包括支援事業(こどもサポート南野川)(再掲)	<p>■目的・目標：不登校等の課題を抱える子どもの居場所として、安心して過ごせる場を提供し、また保護者等の相談も受けることにより、課題を抱えていても孤立しないよう支援を行います。</p> <p>■事業概要：不登校など課題を持ち支援が必要な18歳までの子どもを対象に教育委員会をはじめ、関係機関と連携し、居場所づくり、生活、学習支援を実施し、課題の改善を図ります。</p>	今年度も引き続き不登校児等の居場所としての事業を中心として、週4回、9時～16時まで開所し、支援を行いました。円滑な運営を行うために、運営会議を年4回、情報交換会を年5回行い、関係機関が連携した支援を行える体制を作りました。また、未就学児向けのサロンも定期的に開催しました。	今年度も引き続き不登校児等の居場所としての事業を中心として、週4回、9時～16時まで開所し、支援を行いました。円滑な運営を行うために、運営会議を年2回、情報交換会を年2回行い、さらに新規で、学校担当者に運営方針や活動内容を説明する「学校担当者会」を開催し、関係機関が連携した支援を行える体制を作りました。	不登校児等の居場所としての事業を中心として、週4回、9時～16時まで開所し、支援を行いました。円滑な運営を行うために、運営会議を年2回実施し、今年度からは、学校との情報交換会を3回に増やし、学校との情報共有と連携の一層の強化を図り、不登校になった児童生徒へよりきめ細やかな対応・支援を行いました。	小学校以上の不登校児支援及び相談事業に重点を置き、学校との連携の一層の強化を図りながら、不登校になった児童生徒が登校を再開できるよう、適切な学習支援と保護者のケアを推進しました。進路学習会等への参加希望者が増加し、学習支援が充実していることにより、保護者への認知度も向上しています。不登校は、学校における友人関係や学業不振等のほか、本人の不安・抑うつ傾向、家庭の問題等、学校以外の要因が絡み合っており、増加傾向にあります。その背景が多様・複雑であることから、児童相談所等の関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、家庭の状況や本人の気質等を把握した上で、適切な支援を行えるよう取り組みます。	C	宮前区役所	学校・地域連携担当	
					適応指導教室(ゆうゆう広場)(再掲)	<p>■目的・目標：不登校の状態にある子どもの居場所として適応指導教室(ゆうゆう広場)を設置運営し、小集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な自立を支援します。</p> <p>■事業概要：適応指導教室(ゆうゆう広場)において、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開するために、担当者による情報交換と研修を行うなど、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努めます。</p>	市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、教育相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。平成29年度は、227名が通級登録しました。	市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。平成30年度は、248名が通級登録しました。	市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。今年度は、242名が通級登録しました。	市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営して、不登校児童生徒の学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。課題適応指導教室(ゆうゆう広場)の活動を周知し、どのような状況下でも、通級する子どもたちが安心・安全に過ごし、自己肯定感を高める活動を継続する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	平成29年度実施状況	平成30年度実施状況	令和元年度実施状況	3年間の総括（成果・課題等）	3年間の自己評価	所管局	所管課
(15)子どもの居場所の確保 地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	⑳ 不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行います。	27条	☆	289	98	不登校対策連携会議（再掲）	<p>■目的・目標：不登校対策に関わる施設や関係機関が連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図ります。</p> <p>■事業概要：不登校対策に関わる施設や関係機関との連携会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向け取り組みます。また不登校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう支援を行います。</p>	会議を年2回開催して、不登校に関わる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通して、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。	会議を年2回開催して、不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通して、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。	会議を年2回開催して、不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通して、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。	不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通しての意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図ることができました。また、相談会・進路情報説明会では、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行い、成果を残すことができました。不登校の子どもが置かれている様々な状況を理解し、各関係機関が連携することで、子どもたち、保護者のニーズにあった相談を継続して行えるようにする必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
	㉑ 子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、広報や啓発事業を実施します。	27条	☆	290		子どもの権利に関する条例のパンフレットやちらし等による広報（居場所）	<p>■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の児童生徒や子育て施設の児童及び職員が川崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもの居場所についての考え方を記載した条例理解のためのパンフレット等を学校、施設や関係機関等で配布することにより、広く市民に子どもの居場所の大切さについて広報します。</p>	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校全児童に75,506部一斉配布しました。また、条例パンフレットを中学校、高等学校の全生徒及び保育園等、市内子育て関連施設817か所に10,175部、春の新入学生保護者用として116校に13,965部配布し、子どもの権利の広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布時に校長会にて依頼しました。また「子どもの権利条例」ちらしを改訂・作成（3,000部）し、川崎市子ども夢パークや各区役所等での各種親子向けイベントで啓発用パネルを設置しました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校全児童に77,114部一斉配布しました。また、条例パンフレットを中学校、高等学校の全生徒及び保育園等、市内子育て関連施設840か所を含めた関係各所に12,392部、春の新入学生保護者用として11月に117校宛14,270部配布し、子どもの権利の広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布時には校長会にて依頼しました。また川崎市子ども夢パークや各区役所等での各種親子向けイベントで啓発用パネルを設置しました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校全児童に81,890部一斉配布しました。また、条例パンフレットを中学校と高等学校の教職員、保育園等の市内子育て関連施設840か所を含めた関係各所に12,392部、春の新入学生保護者用として1月に117校宛14,270部配布し、子どもの権利の広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布時には校長会にて依頼しました。また川崎市子ども夢パークや各区役所等での各種親子向けイベントで啓発用パネルを設置しました。	子どもの権利条例のパンフレット・リーフレットの毎年配布をおして、子どもの居場所について広報することができました。子どもの「居場所」としての施設をより多くの子どもやおとなに周知・活用してもらうためにも、引き続き条例パンフレット等を配布する必要があります。また講師派遣等も含め広く知らせよう、配布方法等も検討する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
	㉒ 子ども夢パーク事業（夢パークつうしん）			☆	291		<p>■目的・目標：子どもの居場所の考え方や役割等についての理解の促進を図ります。</p> <p>■事業概要：広報誌「夢パークつうしん」を企画、発行し、地域や公共施設に配布することにより、子ども夢パークの理念や役割を周知して利用を促進します。</p>	指定管理者において、「子ども夢パークつうしん」を隔月で9,000部発行し、地域や利用者、公共施設に配布し、子どもの居場所の広報を実施しました。	指定管理者において、「夢パークつうしん」を隔月で9,000部発行し、地域や利用者、公共施設に配布し、子どもの居場所の広報を実施しました。	指定管理者において、「夢パークつうしん」を隔月で8,500部発行し、地域や利用者、公共施設に配布し、子どもの居場所の広報を実施しました。	■成果：指定管理者による「夢パークつうしん」の配布等をおして、子どもの居場所についての考え方の普及を図ることができました。	C	こども未来局	青少年支援室
(16)地域における子どもの活動の支援 地域における子どもの自立的な活動を奨励し、その支援に努めます。	㉓ 行政区、中学校区の子どもの会議により地域における子どもの自立的な活動を奨励し、その支援に努めます。	28条		292	258 294	地域教育会議（行政区・中学校区子ども会議）（再掲）	<p>■目的・目標：まちづくりや地域の活性化に子どもたちの意見を取り入れます。</p> <p>■事業概要：行政区・中学校区地域教育会議において、行政区・中学校区子ども会議を開催し、文化・スポーツを通して子どもの交流を促進するほか、子どもの意見表明や権利学習を支援します。</p>	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行いました。3行政区子ども会議では定例会を行っています。中学校区子ども会議では、イベント的な行事を開催したところと、数回の会議を催したところがあります。また、市と行政区の子ども会議は、権利の日のつどいやかわさき子ども集会等を通して連携を意識した取組を行いました。	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行いました。4つの行政区子ども会議では定例会を行っています。中学校区子ども会議では、イベント的な行事を開催したところと、数回の会議を催したところがあります。また、市と行政区の子ども会議は、権利の日のつどいやかわさき子ども集会等を通して連携を意識した取組を行いました。	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行いました。4つの行政区子ども会議では定例会を行っています。中学校区子ども会議では、イベント的な行事を開催したところと、数回の会議を催したところがあります。また、市と行政区の子ども会議は、権利の日のつどいやかわさき子ども集会等を通して連携を意識した取組を行いました。	「子どもの権利条例」の趣旨に基づき各行政区及び中学校区で子ども会議を継続実施することで、子どもたちはもちろん、活動を支える地域の大人にとっても子どもの権利について認識する機会となりました。子ども会議に関わる子ども委員やイベントへの参加者数をさらに増やすために、広報活動にはの工夫や改善の余地があると思われます。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課